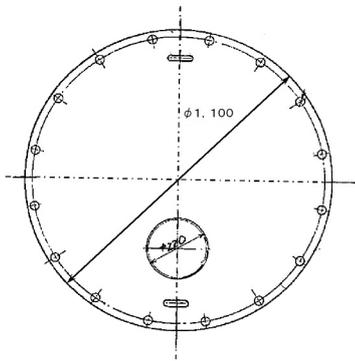


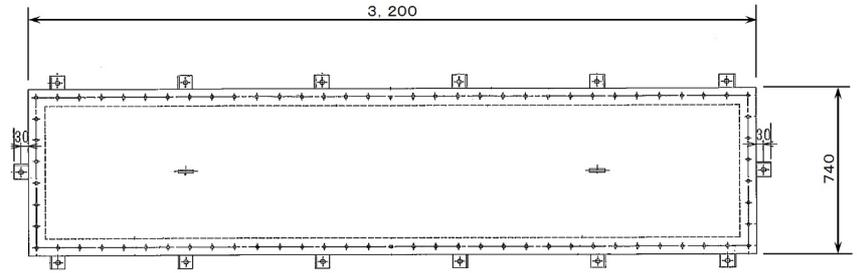
名称	数量
マンホール	14
水位検出器用蓋	14
電気防食電極ボックス用蓋	30
塵芥排出トラフ用蓋	6
角落とし用蓋	13
機器搬入用蓋	3
合計	80

図-3-2-3 海水ポンプ室浸水防止設備

一点鎖線の範囲は機密に係る事項ですので、公開することはできません。



浸水防止蓋 1



浸水防止蓋 2

	寸法	材質
浸水防止蓋 1	$\phi 1100 \times t19$	SUS316
浸水防止蓋 2	$740 \times 3200 \times t18$	SUS316

図-3-2-4 海水ポンプ室浸水防止蓋構造例

3.3 津波監視設備

【規制基準における要求事項等】

津波監視設備については、津波の影響（波力、漂流物の衝突等）に対して、影響を受けにくい位置への設置、影響の防止策・緩和策等を検討し、入力津波に対して津波監視機能が十分に保持できるよう設計すること。

【検討方針】

津波監視設備については、津波の影響（波力、漂流物の衝突等）に対して、影響を受けにくい位置へ設置し、入力津波に対して津波監視機能が十分に保持できるよう設計する。

【検討結果】

津波監視設備は、津波監視カメラを3号炉原子炉格納施設壁面 T. P. +46.8m、4号炉原子炉補助建屋壁面 T. P. +36.2m に、潮位計（監視用）を1号炉海水ポンプ室 T. P. +7.1m、2号炉海水ポンプ室 T. P. +7.1m、3、4号炉海水ポンプ室 T. P. +4.6m に設置する。津波監視カメラ設置位置は津波遡上範囲になく、潮位計（監視用）設置高さも、波力及び漂流物の影響を受けない設計とする。

なお、津波監視カメラは、1号及び2号炉中央制御室並びに3号及び4号炉中央制御室にて監視可能であるが、取水路防潮ゲートの閉止判断、操作は、1号及び2号炉中央制御室で行う。

(1) 津波監視カメラ

a. 仕様

津波監視カメラは、津波の襲来状況等をリアルタイムかつ継続的に把握するため、暗視機能等を有するカメラを2台設置する。監視範囲は図3-3-1に示すとおり、取水口および放水口側を撮影可能であり、画像は1号及び2号炉中央制御室並びに3号及び4号炉中央制御室に設置した監視モニタに表示し、連続的に監視できる設計としている。

津波監視カメラ本体および監視設備の電源は、安全系電源から受電しており、交流電源喪失時においても監視が継続可能である。

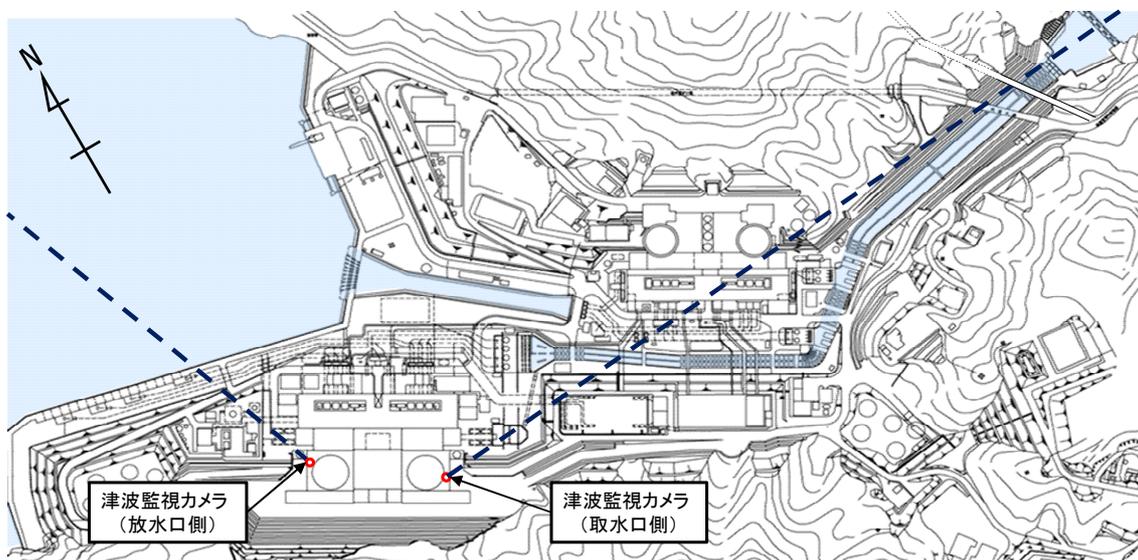


図 3-3-1 津波監視カメラ設置位置

b. 設備構成

津波監視カメラは、カメラ本体、カメラを設置する架台、監視モニター、電線管から構成されている。



図 3-3-2 津波監視カメラ設備構成イメージ

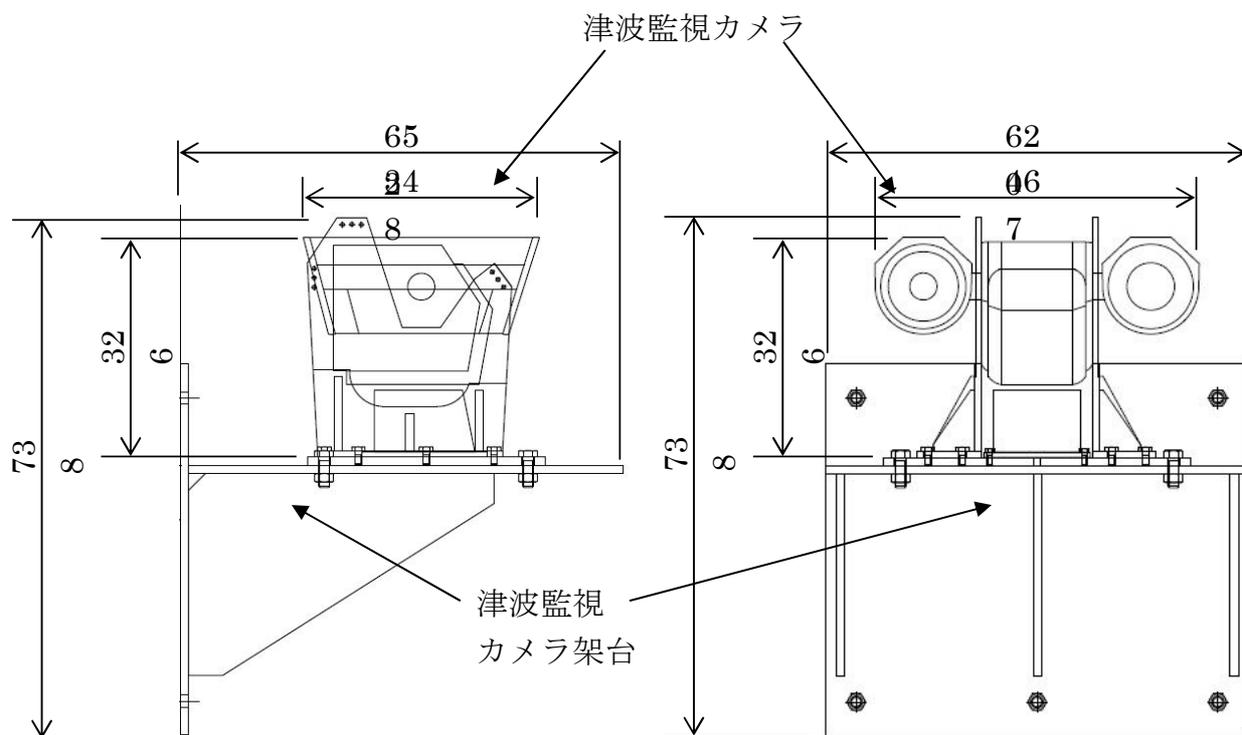


図 3-3-3 津波監視カメラ外形図

c. 構造・強度評価および機能維持評価

○構造・強度の評価対象

- ・ 津波監視カメラ用架台
- ・ 電線管

○機能維持の評価対象

- ・ 津波監視カメラ
- ・ 監視設備（監視モニタ等）

○評価方法

- ・ 構造・強度の評価

津波監視カメラ用架台、電線管について、基準地震動 S_s に対して地震時に要求される機能を喪失しないことを確認する。

具体的には、津波監視カメラ用架台については、その固定部について、地震時に想定される評価荷重に基づき応力評価を行い、応力比（=発生応力/許容応力）が 1.0 以下であることを確認する。許容応力は、設計・建設規格に従い求める。

また、電線管については、電線管布設においてもっとも厳しい条件にあるモデルにて評価し、実際はこのモデルに包絡される条件で

施工することで、耐震性を確保する。

- ・機能維持の評価

機能維持の評価対象については、加振試験において、津波監視カメラの電氣的機能の健全性を確認した加振波の最大加速度（以下、「確認済加速度」という。）に対し、各取付箇所の最大応答加速度（以下、「評価加速度」という。）が下回っていることを確認する。

なお、1号及び2号炉中央制御室並びに3号及び4号炉中央制御室に設置されている監視設備については、同様の機能を持つ同様の予備設備を1号及び2号炉中央制御室並びに3号及び4号炉中央制御室の他の場所に保管することにより耐震性を確保する。

- 評価荷重

- ・固定荷重

- 自重のみ考慮する。

- ・地震荷重

- 設計用地震力は、基準地震動 S_s による地震力を使用する。

- ・津波荷重

- 津波の影響を受けない位置に設置しているため、考慮しない。

- ・積雪荷重

- 屋外に設置している機器架台、電線管について、建築基準法に基づき1mの積雪を考慮する。

- ・風荷重

- i) 竜巻

- 過去に発生した竜巻やハザード曲線による最大風速を考慮し、設計竜巻 92m/s に対して評価に用いる風速を 100m/s とし、当該設備が風荷重を受けた場合においても継続監視可能であることを確認する。なお、飛来物に対する評価については、竜巻評価に合わせて実施する。

- ii) 竜巻以外

- 過去の記録等を考慮し、風速を 51.9m/s 規模の荷重に関しても、機器架台、電線管について、風荷重が加わった場合においても、継続監視可能であることを確認する。

- ・降雨荷重

- 降雨に対しては、防水性能は「IPX4」（波浪または、いかなる方向からの水の飛沫によっても有害な影響を受けない性能）以上の設計としている。

- ・漂流物荷重

漂流物の影響を受けない位置に設置しているため、考慮しない。

・ 荷重の組み合わせ

津波監視カメラの設計においては以下のとおり、常時荷重、地震荷重を適切に組み合わせ設計を行う。(津波荷重は考慮不要であるため、常時荷重+余震荷重の組み合わせは、常時荷重+地震荷重に包含される。)

①常時荷重+地震荷重

また、設計に当たっては、自然現象との組合せを適切に考慮する。

(2) 潮位計（監視用）

a, 仕様

1号炉海水ポンプ室、2号炉海水ポンプ室及び3, 4号炉海水ポンプ室に設置する潮位計（監視用）は、津波が発生した場合の津波襲来を想定し、特にその潮位変動の兆候を早期に把握及び取水路防潮ゲートの閉止判断基準を検知するために設置する。

1号炉海水ポンプ室前の設計津波高さは、上昇側は朔望平均満潮位に潮位のバラツキ及び高潮分を考慮して T.P. +3.1m と評価している。また、下降側については朔望平均干潮位を考慮して T.P. -2.3m と評価している。2号炉海水ポンプ室前の設計津波高さは、上昇側は朔望平均満潮位に潮位のバラツキ及び高潮分を考慮して T.P. +3.1m と評価している。また、下降側については朔望平均干潮位を考慮して T.P. -2.3m と評価している。3, 4号炉海水ポンプ室前の設計津波高さは、上昇側は朔望平均満潮位に潮位のバラツキ及び高潮分を考慮して T.P. +3.4m と評価している。また、下降側については朔望平均干潮位を考慮して T.P. -3.3m と評価している。

1号炉海水ポンプ室及び2号炉海水ポンプ室に設置する潮位計（監視用）は、上昇側及び地盤変動量 0.3m の隆起も考慮した下降側の設計津波高さを計測できるよう、T.P. 約-9.9~+6.6m を測定範囲とし、1号及び2号炉中央制御室から監視可能である。3, 4号炉海水ポンプ室に設置する潮位計（監視用）は、上昇側及び地盤変動量 0.3m の隆起も考慮した下降側の設計津波高さを計測できるよう、T.P. 約-4.0~T.P. 約+4.0m を測定範囲とし、3号及び4号炉中央制御室から監視可能である。

潮位計（監視用）の電源は安全系電源から受電しており、全交流電源喪失時においても監視が継続可能である。

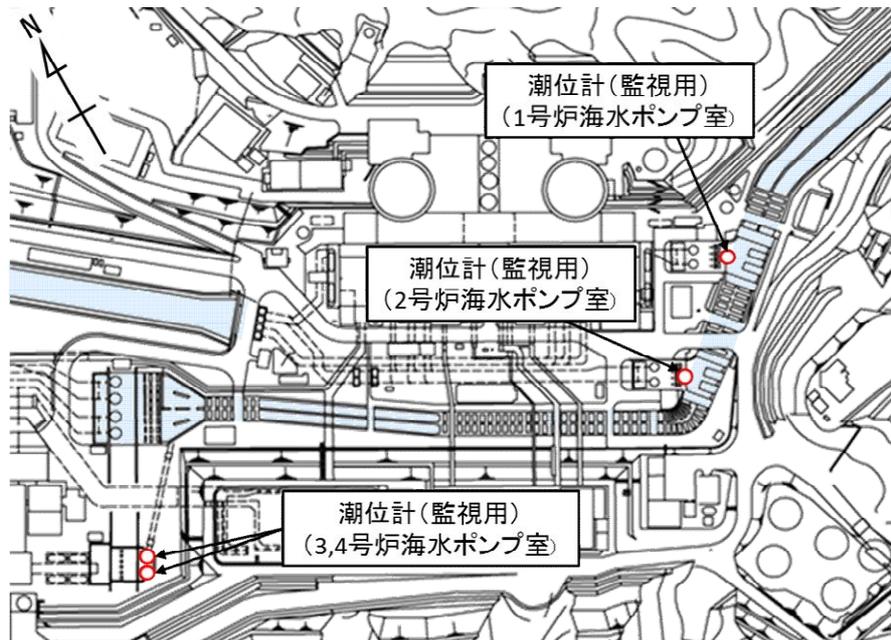


図 3-3-4 潮位計 (監視用) 設置位置

b. 設備構成

潮位計（監視用）は、潮位検出器、潮位計（監視用）を設置する架台、監視モニタ、監視モニタ盤及び電線管から構成されている。

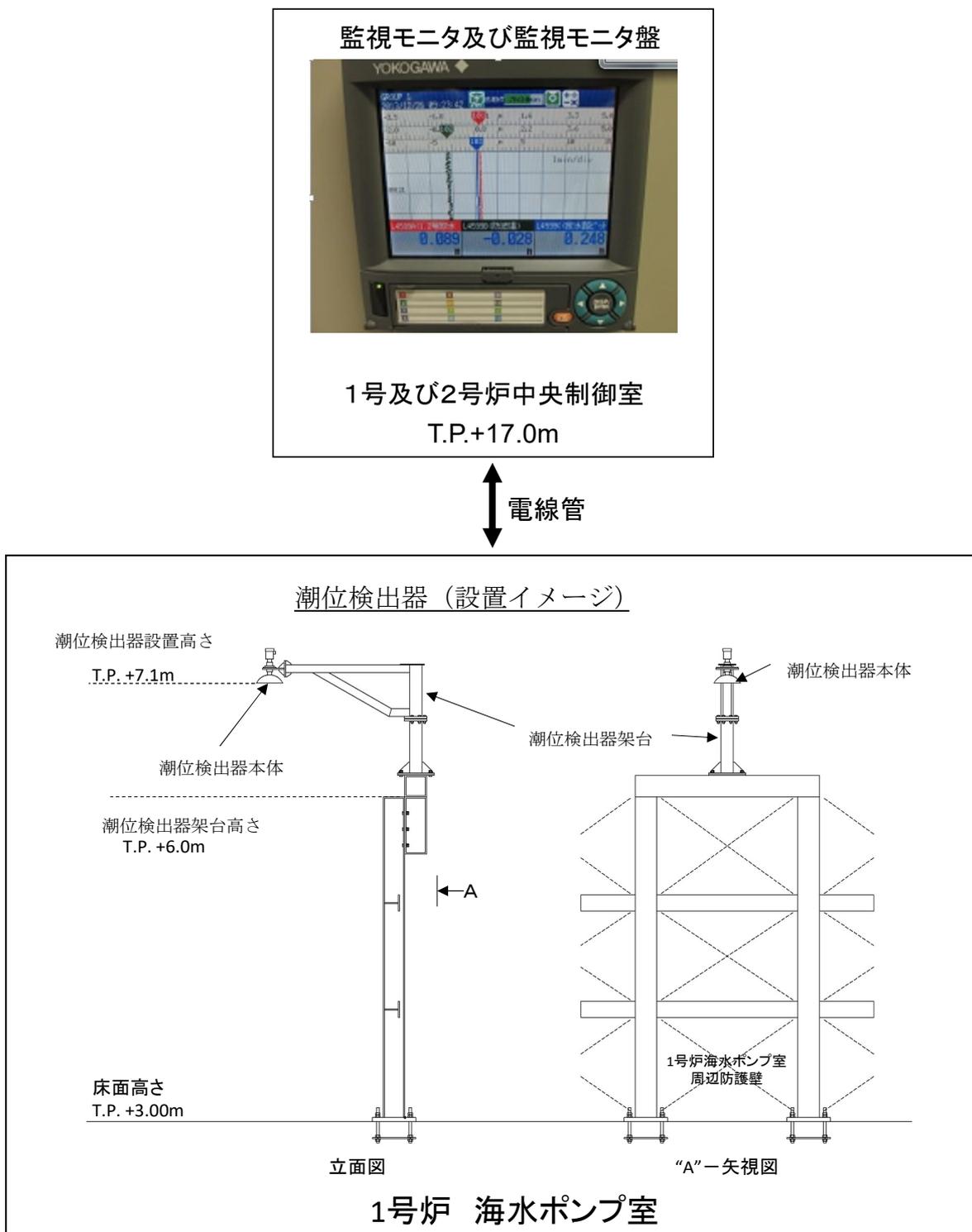


図 3-3-5(1/2) 潮位計（監視用）設備構成イメージ

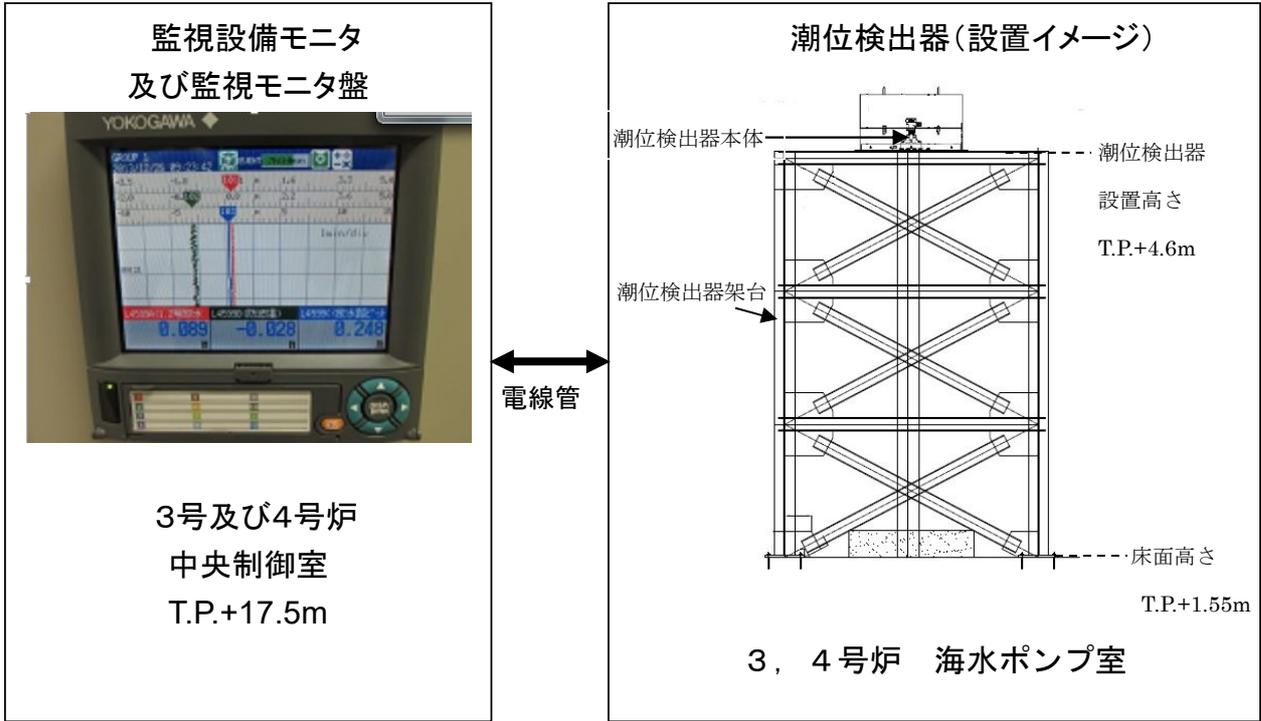


図 3-3-5 (2/2) 潮位計 (監視用) 設備構成イメージ

c. 構造・強度評価

○構造・強度の評価対象

- ・ 潮位計（監視用）架台
- ・ 監視モニタ盤
- ・ 電線管

○機能維持の評価対象

- ・ 潮位計（監視用）
- ・ 監視モニタ

○評価方法

- ・ 構造・強度の評価

潮位計（監視用）架台、監視モニタ盤、電線管について、基準地震動 S_s に対して地震時に要求される機能を喪失しないことを確認する。

具体的には、潮位計（監視用）架台、監視モニタ盤については、その固定部について、地震時に想定される評価荷重に基づき応力評価を行い、応力比（=発生応力/許容応力）が 1.0 以下であることを確認する。許容応力は、設計・建設規格に従い求める。

また、電線管については、電線管布設においてもっとも厳しい条件にあるモデルにて評価し、実際はこのモデルに包絡される条件で施工する事で、耐震性を確保する。なお、建屋間相対変位が生じる箇所については、可とう電線管を適用することとしている。

- ・ 機能維持の評価

機能維持の評価対象については、加振試験において、潮位計（監視用）及び監視モニタの電氣的機能の健全性を確認した加振波の最大加速度（以下、「確認済加速度」という。）に対し、各取付箇所の最大応答加速度（以下、「評価加速度」という。）が下回っていることを確認する。

○評価荷重

- ・ 固定荷重

自重のみ考慮する。

- ・ 地震荷重

設計用地震力は、基準地震動 S_s による地震力を使用する。

- ・ 津波荷重

入力津波による荷重を考慮する。

- ・ 積雪荷重

屋外に設置している機器架台、電線管について、建築基準法に基

づき 1m の積雪を考慮する。

- ・ 風荷重

- i) 竜巻

- 過去に発生した竜巻やハザード曲線による最大風速を考慮し、設計竜巻 92m/s に対して評価に用いる風速を 100m/s とし、当該設備が風荷重を受けた場合においても継続監視可能であることを確認する。なお、飛来物に対する評価については、竜巻評価に合わせて実施する。

- ii) 竜巻以外

- 過去の記録等を考慮し、風速を 51.9m/s 規模の荷重に関しても、機器架台、電線管について、風荷重が加わった場合においても、継続監視可能であることを確認する。

- ・ 漂流物荷重

- 漂流物の影響を受けない位置に設置しているため、考慮しない。

- ・ 余震荷重

- 弾性設計用地震動 Sd-1 を考慮する。

- ・ 荷重の組み合わせ

- 潮位計（監視用）の設計においては以下のとおり、常時荷重、地震荷重、余震荷重を適切に組み合わせて設計を行う。

- ① 常時荷重 + 地震荷重

- ② 常時荷重 + 津波荷重 + 余震荷重

- また、設計に当たっては、自然現象との組み合わせを適切に考慮する。

3.4 施設・設備等の設計・評価に係る検討事項

3.4.1 津波防護施設、浸水防止施設等の設計における検討事項

【規制基準における要求事項等】

津波防護施設、浸水防止設備の設計及び漂流物に係る措置に当たっては、次に示す方針（津波荷重の設定、余震荷重の考慮、津波の繰り返し作用の考慮）を満足すること。

- ・各施設・設備等の機能損傷モードに対応した荷重（浸水高、波力・波圧、洗掘力、浮力等）について、入力津波から十分な余裕を考慮して設定すること。
- ・サイトの地学的背景を踏まえ、余震の発生の可能性を検討すること。
- ・余震発生の可能性に応じて余震による荷重と入力津波による荷重との組合せを考慮すること。
- ・入力津波の時刻歴波形に基づき、津波の繰り返しの襲来による作用が津波防護機能、浸水防止機能へ及ぼす影響について検討すること。

【検討方針】

津波防護施設、浸水防止設備の設計及び漂流物に係る措置に当たっては、次に示す方針（津波荷重の設定、余震荷重の考慮、津波の繰り返し作用の考慮）を満足していることを確認する。

- ・各施設・設備等の機能損傷モードに対応した荷重（浸水高、波力・波圧等）について、入力津波から十分な余裕を考慮して設定する。
- ・サイトの地学的背景を踏まえ、余震の発生の可能性を検討する。
- ・余震発生の可能性に応じて余震による荷重と入力津波による荷重との組合せを考慮する。
- ・入力津波の時刻歴波形に基づき、津波の繰り返しの襲来による作用が津波防護機能、浸水防止機能へ及ぼす影響について検討する。

【検討結果】

津波荷重の設定、余震荷重の考慮、津波の繰り返し作用の考慮のそれぞれについて、要求事項に適合する方針であることの概要を以下に示す。

(1) 津波荷重については、以下の不確かさを考慮している。

- ・ 入力津波が有する数値計算上の不確かさ
- ・ 各施設・設備等の機能損傷モードに対応した荷重の算定過程に介在する不確かさとして、地盤物性値のバラツキを考慮して設計する。

(2) 余震荷重の考慮

津波防護施設、浸水防止設備及び津波監視設備の設計において、基準津波の波源の活動に伴い発生する可能性がある余震（地震）についてそのハザードを評価した結果、基準津波の波源である若狭海丘列付近断層及びFO-A～FO-B～熊川断層について、その活動に伴い発生する余震による荷重を設定する。

余震荷重については、基準津波の継続時間のうち最大水位変化を生起する時間帯（基準津波1：地震発生後約1時間後、基準津波2：地震発生後10～20分後）を踏まえ過去の地震データを抽出・整理することにより余震の規模を想定し、余震としてのハザードを考慮した安全側の評価として、この余震規模から求めた地震動に対してすべての周期で上回る地震動を既に時刻歴波形を策定している弾性設計用地震動の中から準用する。

余震荷重と津波荷重の組合せについては、入力津波が若狭海丘列付近断層による津波で決まる場合は、弾性設計用地震動 $Sd-5_H$ (NS) 及び $Sd-5_V$ を余震荷重として津波荷重と組み合わせる。入力津波がFO-A～FO-B～熊川断層で決まる場合は、弾性設計用地震動 $Sd-1$ を余震荷重として津波荷重と組み合わせる。なお、入力津波の波源が複数あるため、他方の組合せも必要に応じて検討する。

(3) 津波の繰り返し作用の考慮

津波の繰り返し作用の考慮については、漏水、二次的影響（砂移動等）による累積的な作用又は経時的な変化が考えられる場合は、時刻歴波形に基づいた、安全性を有する検討をしている。具体的には以下のとおりである。

- ・ 循環水機器・配管損傷による津波浸水量について、入力津波の時刻歴波形に基づき、津波の繰り返しの襲来を考慮している。
- ・ 基準津波に伴う取水口付近の砂の移動・堆積については、基準津波に伴う砂移動の数値シミュレーションにおいて、津波の繰

り返しの襲来を考慮している。

- ・基準津波に伴う取水口付近の漂流物については、取水口付近を含む敷地全面及び敷地近傍の寄せ波および引き波の方向を分析した上で、漂流物の可能性を検討し、取水口を閉塞するような漂流物は発生しないことを確認している。

3.4.2 漂流物による波及的影響の検討

【規制基準における要求事項等】

津波防護施設の外側の発電所敷地内及び近傍において建物・構築物、設置物等が破損、倒壊、漂流する可能性について検討すること。

上記の検討の結果、漂流物の可能性がある場合には、防潮堤等の津波防護施設、浸水防止設備に波及的影響を及ぼさないよう、漂流防止装置または津波防護施設・設備への影響防止措置を施すこと。

【要求事項等への対応方針】

津波防護施設の外側の発電所敷地内及び近傍において建物・構築物、設置物等が破損、倒壊、漂流する可能性について検討する。

【検討結果】

漂流物となる可能性のある施設・設備を抽出するため、発電所周辺約5kmの範囲を、発電所構内については遡上域を網羅的に調査する。設置物については、地震で倒壊する可能性のあるものは倒壊させた上で、浮力計算により漂流するか否かの検討を行った。

この結果、発電所構内で漂流する可能性があるものとして、1号及び2号炉放水口側の協力会社事務所等があるが、放水口側防潮堤で防護されるため、取水性への影響はない。また、これらの設置位置及び津波の流向を考慮すると漂流物は取水口へは向かわない。

発電所構外で漂流する可能性があるものとして、発電所近傍で航行不能になった漁船が挙げられるが、取水口側は取水路防潮ゲート、1号及び2号炉放水口側は1号及び2号炉放水口、前面護岸、放水口側防潮堤及び防潮扉により防護する。

取水路防潮ゲート及び放水口側防潮堤、防潮扉の設計においては、漂流物として衝突する可能性がある総トン数10t級（排水トン数30t）の小型漁船を衝突荷重として評価する。

一部、取水口に向かう漁船については、取水路に沿って取水路防潮ゲートに向かうが、万一、取水路内に漂流する場合においても非常用海水

路呑み口前面及び海水取水トンネル呑み口前面に閉塞防止措置を設置することから、漂流物により非常用海水路呑み口及び海水取水トンネル呑み口が閉塞することはない。なお、閉塞防止措置については、非常用海水路及び海水取水トンネルの通水機能に影響のない設計とする。

3.4.3 津波影響軽減施設・設備の扱い

【規制基準における要求事項等】

津波防護施設・設備の設計において津波影響軽減施設・設備の効果を期待する場合、津波影響軽減施設・設備は、基準津波に対して津波による影響の軽減機能が保持されるよう設計すること。津波影響軽減施設・設備は、次に示す事項を考慮すること。

- ・地震が津波影響軽減機能に及ぼす影響
- ・漂流物による波及的影響
- ・機能損傷モードに対応した荷重について十分な余裕を考慮した設定
- ・余震による荷重と地震による荷重の荷重組合せ
- ・津波の繰り返し襲来による作用が津波影響軽減機能に及ぼす影響

【要求事項等への対応方針】

津波影響軽減施設としては、取水口カーテンウォールがあり、基準津波に対して津波による影響の軽減機能が保持されるよう設計する。津波影響軽減施設は次に示す事項を考慮する。

- ・基準地震動 S_s が津波影響軽減機能に及ぼす影響
- ・漂流物の衝突力
- ・機能損傷モードに対応した荷重について十分な余裕
- ・余震による荷重と地震による荷重の荷重組合せ
- ・津波の繰り返し襲来による作用が津波影響軽減機能に及ぼす影響

【検討結果】

取水口カーテンウォールを津波影響軽減施設として設置し、津波影響軽減機能、漂流物の影響防止機能が保持できるよう設計する。

a. 取水口カーテンウォールの設計方針

(1) 構造

取水口カーテンウォールは常用取水路を遡上する津波の影響を軽減するよう設置するものであり、RC製のケーソンブロックより構成される。

(2) 荷重組み合わせ

取水口カーテンウォールの設計においては、以下の通り、常時荷重、津波荷重、地震荷重、余震荷重、漂流物荷重を適切に組合せて設計を行う。

- ① 常時荷重＋津波荷重
- ② 常時荷重＋地震荷重
- ③ 常時荷重＋津波荷重＋余震荷重
- ④ 常時荷重＋津波荷重＋漂流物荷重

また、設計に当たっては、自然現象との組合せを適切に考慮する。

(3) 荷重の設定

取水口カーテンウォールの設計において考慮する荷重は以下のよう
に設定する。

- ① 常時荷重
自重を考慮する。
- ② 地震荷重
基準地震動 S_s を考慮する。
- ③ 津波荷重
取水口カーテンウォール位置である「取水口前面」での入力津波
高さ T.P. +4.7m をもとに考慮する。津波波力は、港湾基準により設
定する。
- ④ 余震荷重
水平方向に弾性設計用地震動 $S_d-5_H(NS)$ を考慮し、鉛直方向に弾
性設計用地震動 S_d-5_V を考慮する。
- ⑤ 漂流物荷重
対象とする漂流物を選定し、漂流物の衝突力を漂流物荷重として
設定する。具体的には、敷地周辺の漂流物調査の結果から漂流の可
能性があると評価された、最大級の漂流物である総トン数 10t 級(排
水トン数 30t)の小型漁船を考慮することとし、「道路橋示方書（I
共通編・IV下部構造編）・同解説」を参考に衝突荷重を算定する。

漁船荷重 W 算定式 $W=W_0$

ここに、 W : 重量 (kN)

W_0 : 排水トン数 (kN)

なお、漁船の排水トン数は「津波漂流物対策施
設設計ガイドライン（案）」より総トン数の 3
倍とする。

$$W=10 \times 3 \times 9.8=300 \text{ (kN)}$$

衝突荷重 P 算定式 $P=0.1 \times W \times v$

ここに、P：衝突力 (kN)

W：漂流物の重量 (kN)

v：表面流速 (m/s)

漂流物荷重を設定する為の表面流速 v については、取水口カーテンウォール前面付近の、法線直角方向の最大流速とする。

(4) 許容限界

津波影響軽減施設に対する機能保持限界として、地震後、津波後の再使用性や、津波の繰り返し作用を想定し、当該構造物全体の变形能力に対して十分な余裕を有するよう、構成する部材が弾性域内に収まることを基本として、津波影響軽減機能を維持していることを確認する。

なお、上記の内容については、既提出資料から変更がないため、既提出資料のうち「3.4 施設・設備等の設計・評価に係る検討事項」に同じ。

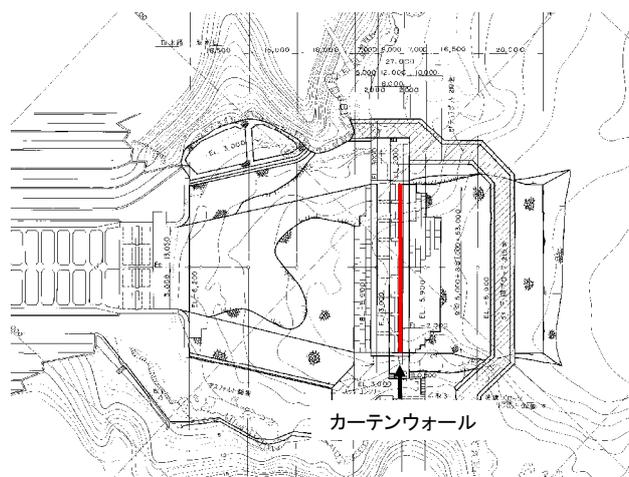


図-3-4-1 取水口カーテンウォール平面図

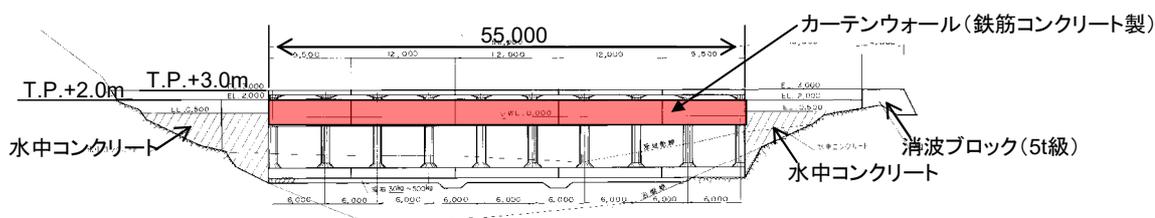


図-3-4-2 取水口カーテンウォール正面図

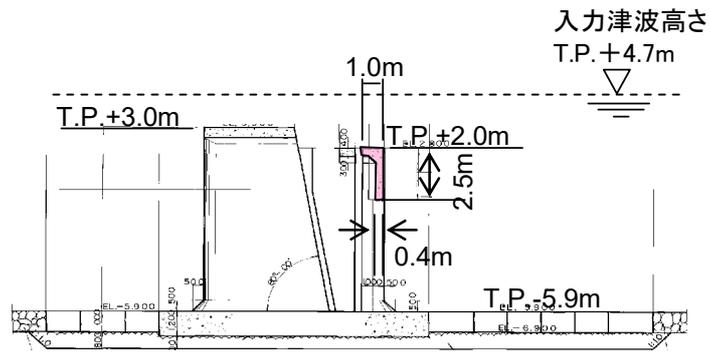


図-3-4-3 取水口カーテンウォール断面図

高浜 1 号炉、 2 号炉、 3 号炉及び 4 号炉
津波に対する施設評価について
補足説明資料

2020年9月
関西電力株式会社

！ 本資料のうち、一点鎖線の範囲は機密に係る事項ですので、公開することはできません。 ！

はじめに

本資料は高浜発電所 1 号炉、2 号炉、3 号炉及び 4 号炉における耐津波設計方針の内容を補足するもののうち、既提出資料から変更があるものを示す。

なお、既提出資料からの変更要否の整理結果を表 1 に示す。

表 1 (1/3) 補足説明資料の既提出資料からの変更要否整理

既提出資料		資料内容		基準津波の追加に伴う検討項目の記載内容変更の有無 ○:有 ×:無	検討項目内容の変更に伴う技術的な考慮の要否 ○:要 ×:否	他プラントの審査状況の考慮の要否 ○:要 ×:否	変更・追加の理由	その他	今回申請の資料番号
1号炉及び2号炉	3号炉及び4号炉	資料名	資料概要						
資料1	資料1	審査ガイドとの適合性(耐津波設計方針)	「基準津波及び耐津波設計方針に係る審査ガイド」の記載に対して設置許可の申請内容を対比させることで、申請内容が審査ガイドの項目を網羅していることを説明	○	○	×	基準津波の追加による申請範囲を網羅的に説明する必要がある。		資料1
資料2	資料2	設計基準対象施設の津波防護対象設備とその配置について	津波防護対象施設としているクラス1, 2及び耐震Sクラス設備の名称と位置を配置図とともに記載	×	-	×	基準津波の追加により防護対象設備が変更となることはない。		-
資料3	資料3	津波防護対策の設備の位置づけについて	高浜発電所の津波防護施設・浸水防止設備・津波影響軽減施設の分類の定義やその設置目的を一覧で整理	○	○	×	津波監視設備である潮位計(監視用)を、津波防護施設と兼用することから、設備の分類を整理する必要があるため。		資料2
資料4	資料4	内郭防護 浸水対策箇所の位置等	浸水防護重点化範囲との境界に設置している浸水対策(水密扉、貫通部止水処置)の位置等を明記。	×	-	×	基準津波の追加による入力津波高さに変更がなく、浸水防護対策に追加がないことから、浸水対策(水密扉、貫通部止水処置)の位置等が追加・変更となることはない。		-
資料5	資料5	取水路防潮ゲートの設計等について	高浜発電所固有の設備である取水路防潮ゲートの構造、運用等をまとめて説明	○	○	×	基準津波の追加により、防潮ゲート閉止手順を追加する必要であるが、本資料ではなく、新たに追加した補足説明資料に反映している。	防潮ゲートの運用については、補足資料「津波防護施設・津波監視設備の運用方針について」にて記載している。	-
資料6	資料6	海水ポンプ軸受の浮遊砂耐性について	海水ポンプの軸受けに混入した浮遊砂に対して軸受けが摩耗により損傷しないことを説明	○	○	×	基準津波の追加により、浮遊砂濃度に影響がないことを確認する必要がある。		資料3
資料7	資料7	漂流物の評価に考慮する津波の流速・流向について	漂流物の衝突力を考慮する際に用いる漂流物の漂流速度の設定方法について説明	×	-	×	漂流物の衝突力を算定するのは基準津波1のみを対象にしているため、基準津波を追加しても変更はない。		-
資料8	資料8	放水口側防潮堤の耐震設計について	放水口側防潮堤の耐震設計について、構造形式・解析条件といった工認設計の実施内容を説明	×	-	×	基準津波を追加した場合においても防潮堤の構造形式等に変更はない。		-
資料9	資料9	耐津波設計における余震荷重と津波荷重の組み合わせについて	審査ガイドで要求されている津波荷重と組み合わせる余震の設定において、考慮する津波の震源を踏まえて耐津波設計で考慮する余震を説明	×	-	×	今回追加した基準津波は津波荷重の算定には用いないことから、余震荷重との組み合わせを考慮する必要はなく、記載の変更はない。		-
資料10	資料10	漂流物の詳細検討結果について	発電所構内における漂流物について詳細に検討し、放水口側防潮堤の設計における漂流物の衝突荷重として適切なものを抽出していることを説明	×	-	×	基準津波を追加した場合においても検討対象の漂流物に変更はない。		-

表 1 (2/3) 補足説明資料の既提出資料からの変更要否整理

既提出資料		資料内容		基準津波の追加に伴う検討項目の記載内容変更の有無 ○:有 ×:無	検討項目内容の変更に伴う技術的な考慮の要否 ○:要 ×:否	他プラントの審査状況の考慮の要否 ○:要 ×:否	変更・追加の理由	その他	今回申請の資料番号
1号炉及び2号炉	3号炉及び4号炉	資料名	資料概要						
資料11	資料11	燃料等輸送船の係留索の耐力について	緊急退避ができない極めて短時間に津波が襲来する場合を想定し、燃料等輸送船が係留状態を保つことを係留索の耐力評価にて説明	○	○	×	津波警報等が発表されない可能性がある基準津波の追加により、その津波の流速等においても燃料等輸送船が係留状態を維持できることを確認する必要があるため。		資料4
資料12	資料12	燃料等輸送船の喫水と津波高さの関係について	緊急退避ができない極めて短時間に津波が襲来する場合を想定し、押し波に対し燃料等輸送船が岸壁に乗り上がることはないこと、また、退避中、引き波で着底・座礁し輸送船が漂流物にならないことを説明	○	○	○	津波警報等が発表されない可能性がある基準津波の追加により、その津波の高さ等においても燃料等輸送船が岸壁に乗り上がることはないことや漂流物にならないこと等を確認する必要があるため。		資料5
資料13	資料13	基準津波による敷地周辺の遡上・浸水域の評価の考え方について	審査ガイドで要求されている地震に起因する変状による地形、河川流路の変化についての検討内容を説明	×	-	×	基準津波を追加した場合においても、遡上・浸水域の評価の考え方には変更はない。		-
資料14	資料14	耐津波設計における現場確認プロセスについて	耐津波設計を行うに当たって必要となる現場確認について、遡上解析に必要となる敷地モデル作成に関する現場確認プロセスと、耐津波設計の入力条件等（配置、寸法等）の現場確認プロセスの2つに分けて説明	×	-	×	基準津波を追加した場合においても現場確認プロセスの変更はない。		-
資料15	資料15	津波監視設備の風加重の組合せの考え方について	屋外に設置される津波監視設備に対して考慮する自然条件（積雪、風荷重等）による荷重のうち、風荷重の組み合わせの考え方を説明。	×	-	×	新たに設置する津波監視設備については既往の評価に準ずる設計となることから、内容を変更する必要はない。		-
資料16	資料16	基準津波1における海水ポンプの取水性への影響について	海水ポンプの取水性への影響については、基準津波2を選定しているが、防潮ゲート閉止・地盤変状考慮条件での基準津波1における海水ポンプの取水性への影響について説明	×	-	×	基準津波1の選定結果に影響を与えることはないことから、取水性への影響確認の内容を変更する必要はない。		-
資料17	資料17	津波シミュレーションに用いる数値計算モデルについて	基準津波・入力津波の選定における津波シミュレーションに用いるプログラム・計算モデル等を説明	○	○	×	基準津波の追加により、防潮ゲート閉止手順を追加する必要があるため。		資料6
資料18	資料18	津波波力の算定に用いた規格・基準類の適用性について	津波波力の算定方法が記載されている規格・基準類を整理したうえで、高浜発電所の各設備における波圧算定式適用に対する考え方を説明	×	-	×	今回追加した基準津波は津波波力の算定に用いないため、記載の変更はない。		-
資料19	資料19	発電所の湾内の局所的な海面の励起について	入力津波の設定に当たって評価地点における局所的な海面の励起が生じているかどうかを確認した結果を説明	○	○	×	基準津波の追加により局所的な海面の励起が生じていないかの確認が必要であるため。		資料7
資料20	資料20	防潮扉の運用管理について	津波防護施設として設置する防潮扉については原則閉止運用とするが、開放後の確実な閉止操作、閉止されていない状態が確認された場合の閉止操作を確実に実施するための運用管理方針を説明	×	-	×	基準津波を追加した場合においても防潮扉の運用管理に変更はない。		-

表 1 (3/3) 補足説明資料の既提出資料からの変更要否整理

既提出資料		資料内容		基準津波の追加に伴う検討項目の記載内容変更の有無 ○:有 ×:無	検討項目内容の変更に伴う技術的な考慮の要否 ○:要 ×:否	他プラントの審査状況の考慮の要否 ○:要 ×:否	変更・追加の理由	その他	今回申請の資料番号
1号炉及び2号炉	3号炉及び4号炉	資料名	資料概要						
資料21	資料21	漂流物の衝突荷重算定式について	漂流物衝突荷重の算定方法が記載されている規格・基準類を整理したうえで、高浜発電所の漂流物である漁船に対する適用の考え方を説明	×	-	×	東海第二では漂流物の衝突荷重について、各衝突力算定式の適用条件(種類、被衝突体からの距離、適用流速)を踏まえた上で検討している。特に砕波の発生の有無により適用される衝突力算定式が異なっている。高浜では、ソリトン分裂波に伴う砕波は発生しないと評価しており、衝突力算定式は道路橋示方書式が適切であることから、既許可の検討から変更はない。		-
資料22	資料22	内浦港漂流物検討結果について	高浜発電所周辺の港湾施設として、内浦湾内に位置する内浦港に存在する輸送船等について漂流物としての検討を説明	×	-	×	基準津波を追加した場合においても検討対象の漂流物に変更はない。		-
資料23	-	海水ポンプの水理試験について	高浜 1, 2 号機の海水ポンプは引き波水位がポンプの設計取水可能水位を下回ることから、水理試験によりポンプ取水性能の実力値(取水可能水位)を確認し、取水性に影響がないことを説明	×	-	×	基準津波の追加による高浜 1, 2 号機の入力津波高さに変更がないことから、海水ポンプの設計・評価条件が変更となることはない。	高浜 1, 2 号機の海水ポンプは引き波水位が設計取水可能水位を下回ることから実力値の確認をすることで取水性を確保していることを説明。	-
資料24	-	タービン建屋からの溢水流出による海水ポンプ周辺エリアへの影響評価について	タービン建屋における溢水が屋外へ排出される際に、海水ポンプ室周辺エリア防護フェンスの堰高さ 0.50m(T.P.+4.00m)に至らずに取水路まで流れるため、海水ポンプの機能に影響がないことを説明	×	-	×	基準津波の追加による入力津波高さに変更がなく、浸水防護対策に追加がないことから、タービン建屋における溢水評価が追加・変更となることはない。	タービン建屋からの溢水を考慮する必要があるのは高浜 1, 2 号機のみ。	-
資料25	資料23	津波防護施設・津波監視設備の運用方針について	津波防護施設を 1～4 号炉共用とすることに対する運用方針(情報収集、運転操作等)について、責任分担を含めて整理した結果を説明	※		×	潮位計(防護用)を用いた手順が追加となる。	第三編にて警報なし津波の対応の詳細を説明するため、本補足資料では説明を追加しない。	-
新規		漂流物影響評価における津波の流向等の確認について	漂流物の検討事項のうち漂流物の動向に影響を与える津波の流況・流向について詳細を説明	○		×	今回追加した基準津波の傾向が、これまでの漂流物評価において検討を実施していた内容に影響を与えることが無いことを説明する必要があることから、新規に資料を追加する。		資料8
新規		取水路防潮ゲートの保守作業時の対応について	防潮ゲートの一部の保守作業においては、遠隔閉止機能が停止する期間が生じることから、当該期間中において津波警報等が発表されない津波が襲来した場合及び大津波警報が発表された場合の対応について説明	○		×	防潮ゲートの保守作業時の運用は、追加したゲート閉止手順を踏まえて新たに設定することから、新規に資料を追加する。(詳細は保安規定審査にて確認。)		資料9
新規		輸送物及び輸送車両の漂流物評価について	燃料等輸送船による輸送時の、陸側にある輸送物及び輸送車両の漂流物評価を説明	-		○	女川2号機における評価と同様に燃料等輸送船による輸送時の、陸側にある輸送物及び輸送車両の漂流物評価を実施する。		資料10
新規		一般車両の退避運用の検討状況について	基準津波に対して一般車両を退避する運用とした場合の成立性を説明。	○		×	一般車両の退避については漂流物を少なくする観点から運用を検討していることから、新規に資料を追加する。なお、運用については必要に応じて実施する方針としている。		資料11
新期		舞鶴検潮所における至近の潮位観測記録について	基準津波の策定における評価期間(2007年1月～2011年12月)に加えて、至近の2018年までの過去12ヵ年(2007年1月～2018年12月)の潮位観測記録について分析した結果を説明。	-		×	至近の潮位観測記録を踏まえても、既許可で設定した期望平均潮位、潮位のばらつきと同等であることを確認するため。		資料12

目 次

1. 審査ガイドとの適合性（耐津波設計方針）
2. 津波防護対策の設備の位置づけについて
3. 海水ポンプ軸受の浮遊砂耐性について
4. 燃料等輸送船の係留索の耐力について
5. 燃料等輸送船の喫水と津波高さの関係について
6. 津波シミュレーションに用いる数値計算モデルについて
7. 発電所の湾内の局所的な海面の励起について
8. 漂流物影響評価における津波の流向等の確認について
9. 取水路防潮ゲートの保守作業時の対応について
10. 輸送物及び輸送車両の漂流物評価について
11. 一般車両の退避運用の検討状況について
12. 舞鶴検潮所における至近の潮位観測記録について

審査ガイドとの適合性（耐津波設計方針）

1. 1号炉及び2号炉

基準津波及び耐津波設計方針に係る審査ガイド	高浜1号炉及び2号炉 耐津波設計方針
<p>Ⅱ 耐津波設計方針</p> <p>1. 総則</p> <p>1.1 目的</p> <p>本ガイドは、発電用軽水型原子炉施設の設置許可段階の耐津波設計方針に関わる審査において、審査官等が実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則（平成25年原子力規制委員会規則第5号）並びに実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則の解釈（原規技発第1306193号（平成25年6月19日原子力規制委員会決定））（以下「設置許可基準規則及び同規則の解釈」という。）の趣旨を十分踏まえ、耐津波設計方針の妥当性を厳格に確認するために活用することを目的とする。</p> <p>1.2 適用範囲</p> <p>本ガイドは、発電用軽水型原子炉施設に適用される。なお、本ガイドの基本的な考え方は、原子力関係施設及びその他の原子炉施設にも参考となるものである。</p> <p>2. 基本方針</p> <p>2.1 基本方針の概要</p> <p>原子炉施設の耐津波設計の基本方針については、『重要な安全機能を有する施設は、施設の供用期間中に極めてまれではあるが発生する可能性があり、施設に大きな影響を与えるおそれがある津波（基準津波）に対して、その安全機能を損なわない設計であること』である。この基本方針に関して、設置許可に係る安全審査において、以下の要求事項を満たした設計方針であることを確認する。</p>	<p>Ⅱ 耐津波設計方針</p> <p>1. 総則</p> <p>—</p> <p>2. 基本方針</p> <p>2.1 基本方針の概要</p> <p>高浜原子力発電所1, 2号炉の耐津波設計の基本方針については、『重要な安全機能を有する施設は、施設の供用期間中に極めてまれではあるが発生する可能性があり、施設に大きな影響を与えるおそれがある津波（基準津波）に対して、その安全機能を損なわない設計であること』としている。この基本方針に関して、以下の要求事項に対応した設計としている。</p>

基準津波及び耐津波設計方針に係る審査ガイド	高浜 1 号炉及び 2 号炉 耐津波設計方針
<p>(1) 津波の敷地への流入防止</p> <p>重要な安全機能を有する施設の設置された敷地において、基準津波による遡上波を地上部から到達、流入させない。また、取水路、放水路等の経路から流入させない。</p> <p>(2) 漏水による安全機能への影響防止</p> <p>取水・放水施設、地下部において、漏水可能性を考慮の上、漏水による浸水範囲を限定して、重要な安全機能への影響を防止する。</p> <p>(3) 津波防護の多重化</p> <p>上記 2 方針のほか、重要な安全機能を有する施設については、浸水防護をすることにより津波による影響等から隔離すること。</p> <p>(4) 水位低下による安全機能への影響防止</p> <p>水位変動に伴う取水性低下による重要な安全機能への影響を防止する。</p> <p>これらの要求事項のうち(1)及び(2)については、津波の敷地への浸水を基本的に防止するものである。(3)については、津波に対する防護を多重化するものであり、また、地震・津波の相乗的な影響や津波以外の溢水要因も考慮した上で安全機能への影響を防止するものである。なお、(3)は、設計を超える事象（津波が防潮堤を超え敷地に流入する事象等）に対して一定の耐性を付与するものでもある。ここで、(1)においては、敷地への浸水を防止するための対策を施すことも求めており、(2)においては、敷地への浸水対策を施した上でもなお漏れる水、及び設備の構造上、津波による圧力上昇で漏れる水を合わせて「漏水」と位置付け、漏水による浸水範囲を限定し、安全機能への影響を防止することを求めている。</p>	<p>(1) 津波の敷地への流入防止</p> <p>設計基準対象施設の津波防護対象設備（津波防護施設、浸水防止設備、津波監視設備及び非常用取水設備を除く。）を内包する建屋及び区画の設置された敷地において、基準津波による遡上波を地上部から到達又は流入させない設計とする。また、取水路及び放水路等の経路から流入させない設計とする。</p> <p>(2) 漏水による安全機能への影響防止</p> <p>取水・放水施設及び地下部等において、漏水する可能性を考慮の上、漏水による浸水範囲を限定して、重要な安全機能への影響を防止できる設計とする。</p> <p>(3) 津波防護の多重化</p> <p>上記 2 方針のほか、設計基準対象施設の津波防護対象設備を内包する建屋及び区画については、浸水防護をすることにより、津波による影響等から隔離可能な設計とする。</p> <p>(4) 水位低下による安全機能への影響防止</p> <p>水位変動に伴う取水性低下による重要な安全機能への影響を防止できる設計とする。</p>

基準津波及び耐津波設計方針に係る審査ガイド

高浜1号炉及び2号炉 耐津波設計方針

本ガイドの項目と設置許可基準規則及び同規則の解釈の関係を以下に示す。

基準津波及び耐津波設計方針に係る審査ガイド II . 耐津波設計方針	設置許可基準	
	規則	解釈(別記3)
1. 総則	—	—
1.1 目的	—	—
1.2 適用範囲	—	—
2. 基本方針	—	—
2.1 概要	—	—
2.2 安全審査範囲及び事項	—	—
3. 基本事項	—	—
3.1 敷地及び敷地周辺における地形及び施設の配置等	第二章 第五条	3-①
3.2 基準津波による敷地及び敷地周辺の遡上・浸水域	第二章 第五条	3-②
3.3 入力津波の設定	第二章 第五条	3 五 ②
3.4 津波防護方針の審査にあたっての考慮事項(水位変動・地殻変動)	第二章 第五条	3 七
4. 津波防護方針	—	—
4.1 敷地の特性に応じた基本方針	第二章 第五条	3 - ~ 三
4.2 敷地への浸水防止(外郭防護)	第二章 第五条	3 - ①, ③
4.3 漏水による重要な安全機能への影響防止(外郭防護)	第二章 第五条	3 二 ①~③
4.4 重要な安全機能を有する施設の隔離(内郭防護)	第二章 第五条	3 三

基準津波及び耐津波設計方針に係る審査ガイド			高浜 1 号炉及び 2 号炉 耐津波設計方針
4.5 水位変動に伴う取水性低下による重要な安全機能への影響防止	第二章 第五条	3 四、六	
4.6 津波監視	第二章 第五条	3 五	
5. 施設・設備の設計の方針及び条件	—	—	
5.1 津波防護施設の設計	第二章 第五条	3 五 ③、六	
5.2 浸水防止設備の設計	第二章 第五条	3 五 ④、六	
5.3 津波監視設備の設計	第二章 第五条	3 五 ⑤、⑥、⑧	
5.4 津波防護施設、浸水防止設備等の設計における検討事項	第二章 第五条	3 五 ⑦	
<p>2.2 安全審査範囲及び事項</p> <p>設置許可に係る安全審査においては、基本設計段階における審査として、主に、基本事項、津波防護方針の妥当性について確認する。施設・設備の設計については、方針、考え方を確認し、その詳細を後段規制（工事計画認可）において確認することとする。津波に対する設計方針に係る安全審査の範囲を表-1 に示す。それぞれの審査事項ごとの審査内容は以下のとおりである。</p> <p>(1) 基本事項 略</p> <p>(2) 津波防護方針 略</p> <p>(3) 施設・設備の設計方針 略</p>			<p>2.2 安全審査範囲及び事項</p> <p>—</p>

基準津波及び耐津波設計方針に係る審査ガイド

高浜 1 号炉及び 2 号炉 耐津波設計方針

表－ 1 津波に対する設計方針に係る安全審査の範囲

大項目	中項目	審査事項	審査の 範囲※1	確認内容
基本 事項	① 敷地の地形・施設の 配置等	—	◎	
	② 敷地周辺の遡上・浸 水域	—	◎	評価の妥 当性
	③ 入力津波	—	◎	
	④ 水位変動、地殻変動	—	◎	考慮の妥 当性
津波防 護設計	① 基本方針	敷地の特性に応じ た津波防護の考え 方	◎	妥当性
	② 外郭防護 1	地上からの 浸水経路・対策	◎	経路・対策 の妥当性
		流入経路・対策	◎	
		津波防護施設	◎	位置・仕様 ※4
		浸水防止設備 ※2	○	設置の方 針
	③ 外郭防護 2	漏水経路・浸水想定 範囲・対策※ 2	○	経路・範 囲・対策の 方針
		浸水防止設備※ 2	○	設置の方 針
④ 内郭防護	浸水防護重点化範	○	基本設計	

基準津波及び耐津波設計方針に係る審査ガイド					高浜1号炉及び2号炉 耐津波設計方針				
		囲 ※2		による 範囲設定 及び方針					
		浸水防止設備※2	○	仕様の方 針					
	⑤海水ポンプ取水性	安全機能保持の評 価	◎	評価の妥 当性 ※4					
	⑥津波監視	津波監視設備※2	○	設置の方 針					
設計に おける 検討 事項	①津波防護施設 ※3	荷重設定 荷重組合せ 許容限界	○ ○ ○	それぞれ の方針					
	②浸水防止設備 ※3	同上	○	同上					
	③津波監視設備 ※3	同上	○	同上					
	④漂流物対策 ※3	—	○	対策の方 針					
	③津波影響軽減施設・ 設備 ※3	—	○	設置時の 方針					
<p>※1 ◎安全審査で妥当性を確認 ○安全審査で方針等を確認（設計の詳細は工事計画認可で確認）</p> <p>※2 仕様、配置等の詳細については、基本設計段階では確定していないことから、 詳細設計段階で確認</p> <p>※3 施設・設備毎の具体的な設計方針、検討方針・構造・強度については、工事 計画認可において確認</p> <p>※4 施設・設備の構造・強度については、工事計画認可において確認</p>									

基準津波及び耐津波設計方針に係る審査ガイド	高浜 1 号炉及び 2 号炉 耐津波設計方針
<p>3. 基本事項</p> <p>3.1 敷地及び敷地周辺における地形及び施設の配置等 敷地及び敷地周辺の図面等に基づき、以下を把握する。</p> <p>(1) 敷地及び敷地周辺の地形、標高、河川の存在</p> <p>(2) 敷地における施設（以下、例示）の位置、形状等</p> <p>① 耐震 S クラスの設備を内包する建屋</p> <p>② 耐震 S クラスの屋外設備</p> <p>③ 津波防護施設（防潮堤、防潮壁等）</p>	<p>3. 基本事項</p> <p>3.1 敷地及び敷地周辺における地形及び施設の配置等 敷地及び敷地周辺の図面等に基づき、以下を示している。</p> <p>(1) 敷地及び敷地周辺の地形、標高、河川の存在 高浜発電所の敷地は音海半島の根元部に位置する。敷地の地形は、北・西・南側を標高 100～200m 程度の山で囲まれており、中央部の平地は南西―北東方向に延び若狭湾に臨んでいる。 敷地周辺の地形は、標高 150～200m 程度の山なみが敷地の南側、北側を走り、東側は直接高浜湾に、西側は内浦湾に臨んでいる。 また、発電所付近の河川としては敷地の南方約 5km のところに二級河川の関屋川があり、また敷地西側境界に接して溪流（才谷川）がある。</p> <p>(2) 敷地における施設の位置、形状等</p> <p>① 設計基準対象施設の津波防護対象設備等を内包する建屋及び区画として、T.P. +3.5m の敷地に原子炉格納施設、原子炉補助建屋（補助建屋、燃料取扱建屋、制御建屋、中間建屋及びディーゼル建屋）がある。</p> <p>② 設計基準対象施設の津波防護対象設備を有する屋外設備としては、T.P. +3.5m の敷地に海水ポンプ室、T.P. +5.2m の高さに復水タンク、T.P. +24.9m の高さに燃料油貯油そうがある。</p> <p>③ 津波防護施設として、取水路上に取水路防潮ゲート、放水口側の敷地に放水口側防潮堤及び防潮扉、放水路沿いの屋外排水路に屋外排水路逆流防止設備並びに放水ピットに 1 号及び 2 号炉放水ピット止水板、1 号炉海水ポンプ室 T.P. +7.1m、2 号炉海水ポンプ室 T.P. +7.1m 及び 3、4 号炉海水ポンプ室 T.P. +4.6m に潮位計（防護用）（（1 号、2 号、3 号及び 4 号炉共用、一部既設）（以下「潮位計（防護用）」という。）、1 号及び 2 号炉中央制御室並びに 3 号及び 4 号炉中央制御室に衛星電話（津波防護用）を設置する。</p>

基準津波及び耐津波設計方針に係る審査ガイド	高浜 1号炉及び2号炉 耐津波設計方針
<p>④ 浸水防止設備（水密扉等） ※</p> <p>⑤ 津波監視設備（潮位計、取水ピット水位計等） ※ ※ 基本設計段階で位置が特定されているもの</p> <p>⑥ 敷地内（防潮堤の外側）の遡上域の建物・構築物等（一般建物、鉄塔、タンク等）</p> <p>(3) 敷地周辺の人口構造物（以下は例示である。）の位置、形状等</p> <p>① 港湾施設（サイト内及びサイト外）</p> <p>② 河川堤防、海岸線の防波堤、防潮堤等</p> <p>③ 海上設置物（係留された船舶等）</p> <p>④ 遡上域の建物・構築物等（一般建物、鉄塔、タンク等）</p> <p>⑤ 敷地前面海域における通過船舶</p> <p>3.2 基準津波による敷地周辺の遡上・浸水域</p> <p>3.2.1 敷地周辺の遡上・浸水域の評価</p> <p>【規制基準における要求事項等】</p> <p>遡上・浸水域の評価に当たっては、次に示す事項を考慮した遡上解析を実施して、遡上波の回り込みを含め敷地への遡上の可能性を検討すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・敷地及び敷地周辺の地形とその標高 ・敷地沿岸域の海底地形 	<p>④ 浸水防止設備として、海水ポンプエリア床面 T.P. +3.0m に海水ポンプ室浸水防止蓋、循環水ポンプ室床面に 1号炉は T.P. +0.6m、2号炉は T.P. +0.5m に、循環水ポンプ室浸水防止蓋を設置する。浸水防護重点化範囲境界壁のうち、中間建屋、制御建屋及びディーゼル建屋の壁貫通部に水密扉の設置及び貫通部止水処置を実施する。</p> <p>⑤ 津波監視設備として、3号炉原子炉格納施設壁面 T.P. +46.8m 及び4号炉原子炉補助建屋壁面 T.P. +36.2m に津波監視カメラを設置する。</p> <p>⑥ 敷地内の遡上域の建物・構築物等としては、T.P. +3.5m の敷地に使用済燃料輸送容器保管建屋、協力会社事務所等がある。</p> <p>(3) 敷地周辺の人工構造物の位置、形状等</p> <p>① 港湾施設として、発電所構内に物揚岸壁があり、燃料等輸送船が不定期に停泊する。発電所構外には、内浦湾内に内浦港があり、輸送船が不定期に停泊する。また、漁港として音海、上瀬、高浜湾内に小黒飯がある。</p> <p>② 各々の漁港には防波堤が設置されている。</p> <p>③ 海上設置物としては、周辺の漁港に船舶・漁船が約 140 隻、浮き筏が約 170 床、発電所取水口にクラゲ防止網が設置されている。</p> <p>④ 敷地周辺に民家、倉庫等がある。</p> <p>⑤ 敷地前海域における海上交通としては、発電所沖合約 14km に舞鶴から小樽（北海道）へのフェリー航路がある。</p> <p>3.2 敷地及び敷地周辺における地形及び施設の配置等</p> <p>3.2.1 敷地周辺の遡上・浸水域の評価</p> <p>【要求事項等への対応方針】</p> <p>遡上・浸水域の評価に当たっては、次に示す事項を考慮した津波シミュレーションを実施して、遡上波の回り込みを含め敷地への遡上の可能性を検討する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・敷地及び敷地周辺の地形とその標高

基準津波及び耐津波設計方針に係る審査ガイド	高浜1号炉及び2号炉 耐津波設計方針
<ul style="list-style-type: none"> ・ 津波の敷地への侵入角度 ・ 敷地及び敷地周辺の河川、水路の存在 ・ 陸上の遡上・伝播の効果 ・ 伝播経路上の人工構造物 <p>【確認内容】</p> <p>(1) 上記の考慮事項に関して、遡上解析（砂移動の評価を含む）の手法、データ及び条件を確認する。確認のポイントは以下のとおり。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 敷地及び敷地周辺の地形とその標高について、遡上解析上、影響を及ぼすものが考慮されているか。遡上域のメッシュサイズを踏まえ適切な形状にモデル化されているか。 ② 敷地沿岸域の海底地形の根拠が明示され、その根拠が信頼性を有するものか。 ③ 敷地及び敷地周辺に河川、水路が存在する場合には、当該河川、水路による遡上を考慮する上で、遡上域のメッシュサイズが十分か、また、適切な形状にモデル化されているか。 ④ 陸上の遡上・伝播の効果について、遡上、伝播経路の状態に応じた解析モデル、解析条件が適切に設定されているか。 ⑤ 伝播経路上の人工構造物について、遡上解析上、影響を及ぼすものが考慮されているか。遡上域のメッシュサイズを踏まえ適切な形状にモデル化されているか。 <p>(2) 敷地周辺の遡上・浸水域の把握に当たっての考慮事項に対する確認のポ</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 敷地沿岸域の海底地形 ・ 津波の敷地への侵入角度 ・ 敷地及び敷地周辺の河川、水路の存在 ・ 陸上の遡上・伝播の効果・伝播経路上の人工構造物 ・ 伝播経路上の人工構造物 <p>【確認状況】</p> <p>(1) 上記の考慮事項に関して、津波シミュレーションの手法、データ及び条件を以下のとおり確認している。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 敷地については、敷地形状を適切にモデル化しており、メッシュサイズは最小3.125mとしている。また、敷地周辺については、安全側評価のため、遡上を考慮しておらず、完全反射条件としている。 ② 敷地沿岸域及び海底地形は、海上保安庁等による海底地形図、海上音波探査結果及び取水口付近の深浅測量結果を使用する。また、取・放水路（取水路及び非常用海水路等）の緒元、敷地標高については、発電所の竣工図を使用する。 ③ 敷地に影響を及ぼす箇所には河川は存在していない。また、敷地内に存在する取・放水路および遡上域のメッシュサイズを最小3.125mとして適切にモデル化している。敷地周辺は安全側評価のため、遡上を考慮しておらず、完全反射条件としている。 ④ 陸上の遡上・伝播効果について、遡上・伝播経路の状態に応じた解析モデル・解析条件が適切に設定された遡上域のモデルを作成する。 ⑤ 伝播経路上の人工構造物については、図面を基に遡上影響を及ぼす構造物、津波防護施設を考慮する。津波の浸入に対して、津波防護施設で防護する方針であるため、津波防護施設より内側の建屋等のモデル化を行っていない。 <p>(2) 敷地周辺の遡上・浸水域の把握に当たって以下のとおり確認する。</p>

基準津波及び耐津波設計方針に係る審査ガイド	高浜1号炉及び2号炉 耐津波設計方針
<p>イントは以下のとおり。</p> <p>① 敷地前面・側面及び敷地周辺の津波の侵入角度及び速度、並びにそれらの経時変化が把握されているか。また、敷地周辺の浸水域の寄せ波・引き波の津波の遡上・流下方向及びそれらの速度について留意されているか。</p> <p>② 敷地前面又は津波浸入方向に正対した面における敷地及び津波防護施設について、その標高の分布と施設前面の津波の遡上高さの分布を比較し、遡上波が敷地に地上部から到達・流入する可能性が考えられるか。</p> <p>③ 敷地及び敷地周辺の地形、標高の局所的な変化、並びに河川、水路等が津波の遡上・流下方向に影響を与え、遡上波の敷地への回り込みの可能性が考えられるか。</p> <p>3.2.2 地震・津波による地形等の変化に係る評価</p> <p>【規制基準における要求事項等】</p> <p>次に示す可能性が考えられる場合は、敷地への遡上経路に及ぼす影響を検討すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地震に起因する変状による地形、河川流路の変化 ・繰り返し襲来する津波による洗掘・堆積により地形、河川流路の変化 <p>【確認内容】</p> <p>(1) (3.2.1)の遡上解析結果を踏まえ、遡上及び流下経路上の地盤並びにその周辺の地盤について、地震による液状化、流動化又はすべり、もしくは津波による地形変化、標高変化が考えられる場合は、遡上波の敷地への到達（回り込みによるものを含む）の可能性について確認する。なお、敷地の周辺斜面が、遡上波の敷地への到達に対して障壁となっている場合は、当該斜面の地震時及び津波時の健全性について、重要施設の周辺斜面と同等の信頼性を有する評価を実施する等、特段の留意が必要である。</p>	<p>① 敷地の複数の評価地点の時刻歴波形を確認することにより、津波水位や流速の経時変化を確認している。また、敷地周辺における時々刻々の水位分布図や流速分布図により、津波の侵入角度についても確認している。</p> <p>② 敷地の形状及び津波防護施設をモデル化して計算を実施しており、津波防護施設を越流しないことを確認している。</p> <p>③ 敷地に影響を与えるような、標高の局所的な変化、河川及び水路等はないため、遡上波の敷地への回り込みの可能性は考えられない。</p> <p>3.2.2 地震・津波による地形等の変化に係る評価</p> <p>【要求事項等への対応方針】</p> <p>次に示す可能性について検討し、可能性がある場合は、敷地への遡上経路に及ぼす影響を検討する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地震に起因する変状による地形、河川流路の変化 ・繰り返し襲来する津波による洗掘・堆積により地形、河川流路の変化 <p>【確認状況】</p> <p>(1) 津波シミュレーション結果を踏まえ、遡上及び流下経路上の地盤並びにその周辺の地盤について、地震による液状化、流動化又はすべり、もしくは津波による地形変化、標高変化について検討し、遡上波が津波防護施設を越流して敷地に到達する可能性が無いことを確認した。</p>

基準津波及び耐津波設計方針に係る審査ガイド	高浜 1 号炉及び 2 号炉 耐津波設計方針
<p>(2) 敷地周辺の遡上経路上に河川、水路が存在し、地震による河川、水路の堤防等の崩壊、周辺斜面の崩落に起因して流路の変化が考えられる場合は、遡上波の敷地への到達の可能性について確認する。</p> <p>(3) 遡上波の敷地への到達の可能性に係る検討に当たっては、地形変化、標高変化、河川流路の変化について、基準地震動 S_s による被害想定を基に遡上解析の初期条件として設定していることを確認する。</p> <p>(4) 地震による地盤変状、斜面崩落等の評価については、適用する手法、データ及び条件並びに評価結果を確認する。</p>	<p>(2) 敷地西側に才谷川が存在するが、発電所と才谷川は標高約 100m の山を隔てており、敷地への遡上波に影響することはない。取水路及び放水路が存在するが、取水路防潮ゲート及び放水口側防潮堤等を設置しており、遡上波の敷地への到達の可能性が無いことを確認した。</p> <p>(3) 高浜発電所への津波の浸入経路は、敷地及びプラントの配置より、取水口側と放水口付近の 2 箇所である。このうち、放水口付近は、埋立層および沖積層が分布し基準地震動 S_s が作用した場合地盤が液状化により沈下するおそれがあることから、有効応力解析により沈下量を算出し、津波シミュレーションに反映している。初期潮位は朔望平均満潮位 T.P. +0.49m とし、潮位のバラツキ 0.15m については津波シミュレーションより求めた津波水位に加えることで考慮する。</p> <p>液状化により地盤が沈下し、津波が放水口側防潮堤の下から回り込む懸念に対しては、地中部に鋼矢板及びコンクリート基礎を設置することにより防護する。</p> <p>取水口側の流入経路の大半は岩盤であり取水口についても地盤改良を行っていることから、基準地震動 S_s が作用した場合においても沈下は殆ど生じない。また、取水路防潮ゲートおよび取水口ケーソン周辺斜面についても、基準地震動 S_s に対する安定性を評価した結果いずれについてもすべり安全率は評価基準値を満足しており、斜面の変状（崩壊）が津波の遡上に影響を及ぼさないことを確認している。また、取水路上に内浦大橋（県道）が架橋しているが、落橋防止対策がされており、万一落橋したとしても、落橋位置で津波が一時的に競り上がる可能性はあるものの取水路を完全閉塞する形状となることは考えにくく、敷地奥への津波の遡上高さに影響することはない。</p> <p>(4) 地震による地盤変状、斜面崩落等の評価について、地質調査等に基づき条件を設定し確認している。</p>

基準津波及び耐津波設計方針に係る審査ガイド	高浜 1 号炉及び 2 号炉 耐津波設計方針
<p>3.3 入力津波の設定</p> <p>【規制基準における要求事項等】</p> <p>基準津波は、波源域から沿岸域までの海底地形等を考慮した、津波伝播及び遡上解析により時刻歴波形として設定していること。入力津波は、基準津波の波源から各施設・設備等の設置位置において算定される時刻歴波形として設定していること。基準津波及び入力津波の設定に当たっては、津波による港湾内の局所的な海面の固有振動の励起を適切に評価し考慮すること。</p> <p>【確認内容】</p> <p>(1) 入力津波は、海水面の基準レベルからの水位変動量を表示していること。なお、潮位変動等については、入力津波を設計又は評価に用いる場合に考慮するものとする。</p> <p>(2) 入力津波の設定に当たっては、入力津波が各施設・設備の設計に用いるものであることを念頭に、津波の高さ、津波の速度、衝撃力等、着目する荷重因子を選定した上で、各施設・設備の構造・機能損傷モードに対応する効果（浸水高、波力・波圧、洗掘力、浮力等）が安全側に評価されることを確認する。</p> <p>(3) 施設が海岸線の方向において広がりをもっている場合（例えば敷地前面の防潮堤、防潮壁）は、複数の位置において荷重因子の値の大小関係を比較し、当該施設に最も大きな影響を与える波形を入力津波として設定していることを確認する。</p>	<p>3.3 入力津波の設定</p> <p>【要求事項等への対応方針】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・基準津波については、「高浜発電所 1 号炉及び 2 号炉 基準津波の評価」にて説明する。 ・入力津波は、基準津波の波源から各施設・設備等の設置位置において算定される時刻歴波形として設定している。 ・基準津波の設定に当たっては、敷地及び敷地周辺をモデル化し、津波による局所的な海面の励起を評価できるモデルを用いていることを確認している。 <p>【確認状況】</p> <p>(1) 入力津波は、海水面の基準レベルから算定した水位変動量を表示している。潮位変動等については、入力津波を設計、評価に用いる場合に考慮している。</p> <p>(2) 入力津波の設定に当たっては、津波の高さ、速度、津波波力に着目し、各施設・設備において算定された数値を安全側に評価した値を入力津波高さや速度として設定することで、各施設・設備の構造・機能の損傷に影響する浸水高、波力・波圧について安全側に評価している。また、津波防護施設等の新規の施設・設備の設計においては、入力津波高さ以上の高さの津波を設計荷重とし、より安全側の評価を行っている。なお、津波防護施設等の構造に影響する洗掘力、浮力が生じる可能性がある場所においては、地表面舗装を実施するなどの対策を実施している。</p> <p>(3) 取水路防潮ゲート、放水口側防潮堤、防潮扉、屋外排水路逆流防止設備並びに 1 号及び 2 号炉放水路ピット止水板に対し最も大きな影響を与える波形を入力津波として設定している。</p> <p>敷地への遡上及び水位変動に伴う取水性低下による海水ポンプへの影響を防ぐため取水路防潮ゲートを設置し、発電所を含む地域に大津波警報が</p>

基準津波及び耐津波設計方針に係る審査ガイド	高浜 1 号炉及び 2 号炉 耐津波設計方針
	<p>発表された場合、原則、循環水ポンプ停止後、取水路防潮ゲートを閉止する手順を定めることから、大津波警報が発表された場合で、取水路防潮ゲート閉止後に敷地に到達する津波については、取水路防潮ゲート閉止を前提として評価する。また、基準津波 3 及び基準津波 4 については、以下を考慮し、評価する。若狭湾における津波の伝播特性により、取水路から海水ポンプ室に至る経路において第 1 波より第 2 波以降の水位変動量が大きくなること並びに津波の第 1 波の押し波が敷地へ遡上しないこと及び第 1 波の引き波による水位の低下に対して海水ポンプが機能保持できること並びに第 2 波以降の押し波が敷地に遡上するおそれがあること及び第 2 波以降の引き波による水位の低下に対して海水ポンプが機能保持できないおそれがあることを踏まえ、潮位計（防護用）により観測された津波の第 1 波の水位変動量が、敷地への遡上若しくは水位の低下による海水ポンプへの影響のおそれがある津波を網羅的に検知できるように設定した取水路防潮ゲートの閉止判断基準となった場合に、津波襲来と判断し、循環水ポンプ停止後、取水路防潮ゲートを閉止することにより第 2 波以降の侵入を防止することで敷地への遡上及び水位の低下による海水ポンプへの影響を回避する。</p> <p>この取水路防潮ゲートの閉止判断基準は、「4 台の潮位計（防護用）のうち、2 台の観測潮位がいずれも 10 分以内に 0.5m 以上下降し、その後、最低潮位から 10 分以内に 0.5m 以上上昇すること、又は 10 分以内に 0.5m 以上上昇し、その後、最高潮位から 10 分以内に 0.5m 以上下降すること。」とし、この条件成立を 1 号及び 2 号炉当直課長と 3 号及び 4 号炉当直課長の衛星電話（津波防護用）を用いた連携により確認（以下、この条件成立の確認を「取水路防潮ゲートの閉止判断基準を検知」という。）、循環水ポンプ停止後、取水路防潮ゲートを閉止する。したがって、入力津波の設定において、基準津波 3 及び基準津波 4 は、取水路防潮ゲート閉止に必要な時間が経過した後に、取水路防潮ゲートを閉止する条件で評価する。</p>

基準津波及び耐津波設計方針に係る審査ガイド	高浜 1 号炉及び 2 号炉 耐津波設計方針
<p>(4) 基準津波及び入力津波の設定に当たっては、津波による港湾内の局所的な海面の固有振動の励起について、以下の例のように評価し考慮していることを確認する。</p> <p>① 港湾内の局所的な海面の固有振動に関しては、港湾周辺及び港湾内の水位分布、速度ベクトル分布の経時的変化を分析することにより、港湾内の局所的な現象として生じているか、生じている場合、その固有振動による影響が顕著な範囲及び固有振動の周期を把握する。</p> <p>② 局所的な海面の固有振動により水位変動が大きくなっている箇所がある場合、取水ピット、津波監視設備（敷地の潮位計等）との位置関係を把握する。（設計上クリティカルとなる程度に応じて緩和策、設備設置位置の移動等の対応を検討）</p>	<p>なお、取水路防潮ゲートの閉止判断基準の設定に当たっては、基準津波 3 及び基準津波 4 の波源に関する「崩壊規模」又は「破壊伝播速度」及び若狭湾の伝播特性を踏まえ、津波シミュレーションのパラメータスタディを実施し、施設に影響を与える津波を見逃さない条件を確認する。その上で、安全側に複数の仮設定値を設定する。次に、設定した仮設定値のうち、津波の時刻歴波形を有する津波については、取水口側の影響評価を行い、仮設定値を再設定する。</p> <p>上記の仮設定値に対して、不確かさとして潮位のゆらぎに加え、工学的余裕を考慮し、取水路防潮ゲートの閉止判断基準を設定する。</p> <p>(4) 取水口及び放水口内外で最高水位や傾向に大きな差異はなく、取水口及び放水口近傍で局所的な海面の励起は生じていないことを確認している。</p> <p>(5) 設工認においては、取水路防潮ゲートの閉止判断基準の妥当性を確認するために入力津波を設定する。設定に当たっては、基準津波 3 及び基準津波 4 の波源に関する「崩壊規模」又は「破壊伝播速度」のパラメータスタディの結果を踏まえ、敷地高さに最近接する波形を設定する観点で選定した波形により入力津波を設定する。</p>

基準津波及び耐津波設計方針に係る審査ガイド	高浜 1 号炉及び 2 号炉 耐津波設計方針
<p>3.4 津波防護方針の審査にあたっての考慮事項（水位変動、地殻変動）</p> <p>【規制基準における要求事項等】</p> <p>入力津波による水位変動に対して朔望平均潮位（注）を考慮して安全側の評価を実施すること。</p> <p>注）：朔（新月）および望（満月）の日から 5 日以内に観測された、各月の最高満潮面および最低干潮面を 1 年以上にわたって平均した高さの水位をそれぞれ、朔望平均満潮位および朔望平均干潮位という。</p> <p>潮汐以外の要因による潮位変動についても適切に評価し考慮すること。地震により陸域の隆起または沈降が想定される場合、地殻変動による敷地の隆起または沈降及び、強震動に伴う敷地地盤の沈下を考慮して安全側の評価を実施すること。</p> <p>【確認内容】</p> <p>(1) 敷地周辺の港又は敷地における潮位観測記録に基づき、観測期間、観測設備の仕様に留意の上、朔望平均潮位を評価していることを確認する。</p> <p>(2) 上昇側の水位変動に対して朔望平均満潮位を考慮し、上昇側評価水位を設定していること、また、下降側の水位変動に対して朔望平均干潮位を考慮し、下降側評価水位を設定していることを確認する。</p> <p>(3) 潮汐以外の要因による潮位変動について、以下の例のように評価し考慮していることを確認する。</p> <p>① 敷地周辺の港又は敷地における潮位観測記録に基づき、観測期間等に</p>	<p>また、津波水位の観測値には計装誤差が含まれることから、詳細設計段階で確認する計装誤差についても考慮し、入力津波波形の第 1 波の水位変動量を検知できることをもって、取水路防潮ゲートの閉止判断基準の妥当性を確認することとする。</p> <p>3.4 津波防護方針の審査にあたっての考慮事項（水位変動、地殻変動）</p> <p>【要求事項等への対応方針】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 入力津波による水位変動に対して朔望平均潮位および、朔望平均潮位のばらつきも考慮して安全側の評価を実施する。 ・ 潮汐以外の要因による潮位変動として、高潮について適切に評価し考慮する。 ・ 地震により陸域の隆起または沈降が想定される場合、地殻変動による敷地の隆起または沈降及び、強震動に伴う敷地地盤の沈下を考慮して安全側の評価を実施する。 <p>【確認状況】</p> <p>(1) 津波計算で考慮する朔望平均潮位は、高浜発電所の南西約 20km の観測地点舞鶴検潮所（気象庁所管）における観測記録に基づき設定している。</p> <p>(2) 上昇側の水位変動に対して朔望平均満潮位 T.P. +0.49m 及び潮位のバラツキ 0.15m を考慮し、上昇側評価水位を設定している。また、下降側の水位変動に対して朔望平均干潮位 T.P. -0.01m 及び潮位のバラツキ 0.17m を考慮し、下降側評価水位を設定している。</p> <p>(3) 潮汐以外の要因による潮位変動については、以下の通り評価し考慮している。</p> <p>① 観測地点舞鶴検潮所（気象庁所管）における至近約 40 年（1969～2011</p>

基準津波及び耐津波設計方針に係る審査ガイド	高浜 1 号炉及び 2 号炉 耐津波設計方針
<p>留意の上、高潮発生状況（程度、台風等の高潮要因）について把握する。</p> <p>② 高潮要因の発生履歴及びその状況、並びに敷地における汀線の方向等の影響因子を考慮して、高潮の発生可能性とその程度（ハザード）について検討する。</p> <p>③ 津波ハザード評価結果を踏まえた上で、独立事象としての津波と高潮による重畳頻度を検討した上で、考慮の可否、津波と高潮の重畳を考慮する場合の高潮の再現期間を設定する。</p> <p>(4) 地震により陸域の隆起または沈降が想定される場合、以下の例のように地殻変動量を考慮して安全側の評価を実施していることを確認する。</p> <p>① 広域的な地殻変動を評価すべき波源は、地震の震源と解釈し、津波波源となる地震の震源（波源）モデルから算定される広域的な地殻変動を考慮することとする。</p> <p>② プレート間地震の活動に関連して局所的な地殻変動があった可能性が指摘されている場合（南海トラフ沿岸部に見られる完新世段丘の地殻変動等）は、局所的な地殻変動量による影響を検討する。</p> <p>③ 地殻変動量は、入力津波の波源モデルから適切に算定し設定すること。</p> <p>④ 地殻変動が隆起又は沈降によって、以下の例のように考慮の考え方が異なることに留意が必要である。</p> <p>a) 地殻変動が隆起の場合、下降側の水位変動に対して安全機能への影</p>	<p>年)の潮位観測記録に基づき、高潮発生状況（発生確率、台風等の高潮要因）について示している。</p> <p>② 高潮要因の発生履歴及びその状況を考慮して、高潮発生可能性とその程度（ハザード）について検討している。</p> <p>③ 高潮発生可能性とその程度（ハザード）について検討する。基準津波に対するその他の評価地点における水位の年超過確率は $10^{-4} \sim 10^{-5}$ 程度であり、独立事象としての津波と高潮が重畳する可能性は極めて低いと考えられるものの、高潮ハザードについては、プラント運転期間を超える再現期間 100 年に対する期待値 T. P. +1.13m とし、入力津波で考慮した朔望平均満潮位 T. P. +0.49m 及び潮位のバラツキ 0.15m との差である 0.49m を外郭防護の裕度評価において参照している。</p> <p>(4) 地震による陸域の隆起または沈降について、地殻変動量を適切に考慮し、安全側の評価を実施している。</p> <p>① 広域的な地殻変動を評価すべき波源は、基準津波 1 の若狭海丘列付近断層と基準津波 2 の F0-A~F0-B~熊川断層である。基準津波 3 及び基準津波 4 の隠岐トラフ海底地すべりについては考慮対象外である。</p> <p>② 高浜発電所は若狭湾（日本海側）に位置しており、プレート間地震は考慮対象外である。</p> <p>③ 入力津波については、「日本海における大規模地震に関する調査検討会」の波源モデルを踏まえて、Mansinha and Smylie (1971) の方法により算定した敷地地盤の地殻変動量は、基準津波 1 の若狭海丘列付近断層で $\pm 0\text{m}$、基準津波 2 の F0-A~F0-B~熊川断層で 0.30m の隆起である。</p> <p>④ 基準津波 2 による地殻変動が隆起であるので、下降側の水位変動に対する安全評価としては、対象物の高さに隆起量を加算した後で、下降側評価水位と比較する。また、上昇側の水位変動に対して安全評価する際に</p>

基準津波及び耐津波設計方針に係る審査ガイド	高浜 1 号炉及び 2 号炉 耐津波設計方針
<p>響を評価（以下「安全評価」という。）する際には、対象物の高さに隆起量を加算した後で、下降側評価水位と比較する。また、上昇側の水位変動に対して安全評価する際には、隆起しないものと仮定して、対象物の高さとし昇側評価水位を直接比較する。</p> <p>b) 地殻変動が沈降の場合、上昇側の水位変動に対して安全評価する際には、対象物の高さから沈降量を引算した後で、上昇側評価水と比較する。また、下降側の水位変動に対して安全評価する際には、沈降しないものと仮定して、対象物の高さとし降側評価水位を直接比較する。</p> <p>⑤ 基準地震動評価における震源モデルから算定される広域的な地殻変動についても、津波に対する安全性評価への影響を検討する。</p> <p>⑥ 広域的な余効変動が継続中である場合は、その傾向を把握し、津波に対する安全性評価への影響を検討する。</p> <p>4. 津波防護方針</p> <p>4.1 敷地の特性に応じた津波防護の基本方針</p> <p>【規制基準における要求事項等】</p> <p>敷地の特性に応じた津波防護の基本方針が敷地及び敷地周辺全体図、施設配置図等により明示されていること。津波防護施設、浸水防止設備、津波監視設備等として設置されるものの概要が網羅かつ明示されていること。</p> <p>【確認内容】</p> <p>(1) 敷地の特性（敷地の地形、敷地周辺の津波の遡上、浸水状況等）に応じた基本方針（前述 2 のとおり）を確認する。</p>	<p>は、隆起しないものと仮定して、対象物の高さとし昇側評価水位を直接比較する。</p> <p>⑤ 基準地震動評価における震源モデルから算定される広域的な地殻変動量は 0.30m の隆起が起こると評価している。</p> <p>⑥ 基準地震動評価における震源において広域的な余効変動は確認されていない。</p> <p>4. 津波防護方針</p> <p>4.1 敷地の特性に応じた津波防護の基本方針</p> <p>【要求事項等への対応方針】</p> <p>敷地の特性に応じた津波防護方針は以下のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 敷地の特性に応じた津波防護の基本方針を敷地及び敷地周辺全体図、施設配置図等により明示する。 ・ 津波防護施設、浸水防止施設、津波監視設備等として設置するものの概要を網羅かつ明示する。 <p>【確認状況】</p> <p>(1) 敷地の特性（敷地の地形、敷地周辺の津波の遡上、浸水状況等）に応じた基本方針は以下のとおりである。</p>

基準津波及び耐津波設計方針に係る審査ガイド	高浜 1号炉及び2号炉 耐津波設計方針
<p>(2) 敷地の特性に応じた津波防護の概要（外殻防護の位置及び浸水想定範囲の設定、並びに内郭防護の位置及び浸水防護重点化範囲の設定等）を確認する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 重要な安全機能を有する施設の設置された敷地において、基準津波による遡上波（地震による広域的な隆起・沈降、地震による変状等を考慮）を地上部から到達又は流入させない設計並びに取水路及び放水路等の経路から流入させない設計とするため、外郭防護として取水路に取水路防潮ゲート、1号及び2号炉放水口側に放水口側防潮堤及び防潮扉、1号及び2号炉放水路に屋外排水路逆流防止設備、1号及び2号炉放水ピットに1号及び2号炉放水ピット止水板、1号炉海水ポンプ室、2号炉海水ポンプ室及び3、4号炉海水ポンプ室に潮位計（防護用）、1号及び2号炉中央制御室並びに3号及び4号炉中央制御室に衛星電話（津波防護用）を設置する。また、漏水による重要な安全機能への影響を防止する設計とするため、外郭防護として1号及び2号炉海水ポンプエリアに海水ポンプ室浸水防止蓋、1号及び2号炉循環水ポンプ室に循環水ポンプ室浸水防止蓋を設置する。重要な安全機能を内包する建屋については、遡上波が到達しない十分に高い位置に設置されていることを確認する。 ・ 取水・放水施設及び地下部などにおいて、漏水する可能性を考慮の上、漏水による浸水範囲を限定して、重要な安全機能への影響を防止する設計とする。 ・ 上記2方針のほか、設計基準対象施設の津波防護対象設備を内包する建屋及び区画については、浸水防護をすることにより津波による影響から隔離可能な設計とする。 ・ 水位変動に伴う取水性低下による重要な安全機能への影響を防止する設計とする。 ・ 津波監視設備については、入力津波に対して津波監視機能が保持できる設計とする。 <p>(2) 敷地の特性に応じた津波防護の概要（外殻防護の位置及び浸水想定範囲の設定、並びに内郭防護の位置及び浸水防護重点化範囲の設定等）を示している。設計基準対象施設の津波防護対象設備（津波防護施設、浸水防止</p>

基準津波及び耐津波設計方針に係る審査ガイド	高浜 1号炉及び2号炉 耐津波設計方針
	<p>設備、津波監視設備及び非常用取水設備を除く。)を内包する建屋及び区画として、原子炉格納施設、原子炉補助建屋（補助建屋、燃料取扱建屋、制御建屋、中間建屋及びディーゼル建屋）、海水ポンプ室、復水タンク、燃料油貯油そうを設定する。</p> <p>遡上波を地上部から到達又は流入させない設計並びに取水路及び放水路等の経路から流入させない設計とするため、外郭防護として取水路に取水路防潮ゲート、1号及び2号炉放水口側に放水口側防潮堤及び防潮扉、1号及び2号炉放水路に屋外排水路逆流防止設備、1号及び2号炉放水ピットに1号及び2号炉放水ピット止水板、1号炉海水ポンプ室、2号炉海水ポンプ室及び3、4号炉海水ポンプ室に潮位計（防護用）、1号及び2号炉中央制御室並びに3号及び4号炉中央制御室に衛星電話（津波防護用）を設置する。また、基準津波3及び基準津波4は、第2波以降の押し波が地上部から到達又は流入するおそれがあることから、津波の第2波以降の影響を防止するために、第1波にて取水路防潮ゲートの閉止判断基準を検知した場合に、循環水ポンプを停止（プラント停止）し、取水路防潮ゲートを閉止する手順を整備する。</p> <p>漏水による重要な安全機能への影響を防止する設計とするため、外郭防護として1号及び2号炉海水ポンプエリアに海水ポンプ室浸水防止蓋、1号及び2号炉循環水ポンプ室に循環水ポンプ室浸水防止蓋を設置する。</p> <p>1号及び2号炉設計基準対象施設の津波防護対象設備（津波防護施設、浸水防止設備、津波監視設備及び非常用取水設備を除く。）を内包する建屋及び区画については、津波による影響等から隔離可能な設計とするため、内郭防護として、浸水防護重点化範囲境界壁のうち、中間建屋及び制御建屋に水密扉の設置並びに中間建屋、制御建屋及びディーゼル建屋の壁貫通部に貫通部止水処置を実施する。</p> <p>引き波による水位の低下に対して海水ポンプが機能保持できる設計とするため、取水路防潮ゲート及び潮位計（防護用）及び衛星電話（津波防護</p>

基準津波及び耐津波設計方針に係る審査ガイド	高浜 1号炉及び 2号炉 耐津波設計方針
	<p>用)を設置する。また、基準津波 3 及び基準津波 4 は、第 2 波以降の引き波が、海水ポンプの取水可能水位を下回るおそれがあることから、津波の第 2 波以降の影響を防止するために、第 1 波にて取水路防潮ゲートの閉止判断基準を検知した場合に、循環水ポンプを停止（プラント停止）し、取水路防潮ゲートを閉止する手順を整備する。</p> <p>津波が発生した場合に、その影響を俯瞰的に把握するため、津波監視設備として、3号炉原子炉格納施設壁面及び4号炉原子炉補助建屋壁面に津波監視カメラ、1号炉海水ポンプ室及び2号炉海水ポンプ室に潮位計（監視用）を設置する。</p> <p>取水路防潮ゲートの閉止判断基準を検知した場合に取水路防潮ゲートを閉止することにより、基準津波 3 及び基準津波 4 に対し、敷地への遡上を防止できる設計、水位の低下に対して海水ポンプが機能保持できる設計とするが、これに加え、可能な限り早期に津波に対応するため、「発電所構外において、敷地への遡上若しくは水位の低下による海水ポンプへの影響のおそれがある潮位の変動を観測し、その後、4 台の潮位計（防護用）のうち、2 台の観測潮位がいずれも 10 分以内に 0.5m 以上下降すること、又は 10 分以内に 0.5m 以上上昇すること。」を 1号及び2号炉当直課長と 3号及び4号炉当直課長の衛星電話（津波防護用）を用いた連携により確認した場合（以下、この条件成立の確認を「取水路防潮ゲートの閉止判断基準を検知」という。）は、循環水ポンプを停止（プラント停止）し、取水路防潮ゲートを閉止する手順を整備する。</p> <p>取水路防潮ゲートの保守作業中に、発電所構外において津波と想定される潮位の変動を観測した場合は、敷地への遡上及び水位の低下による海水ポンプへの影響を防止するため直ちにゲート保守作業を中断し、作業前の状態に復旧する手順を整備する。</p> <p>また、発電所構外において、津波と想定される潮位の変動を観測した場合は、津波防護施設に影響を及ぼさない設計とするために、車両退避の成</p>

基準津波及び耐津波設計方針に係る審査ガイド	高浜 1号炉及び2号炉 耐津波設計方針
<p>4.2 敷地への浸水防止（外郭防護1）</p> <p>4.2.1 遡上波の地上部からの到達、流入の防止</p> <p>【規制基準における要求事項等】</p> <p>重要な安全機能を有する設備等を内包する建屋及び重要な安全機能を有する屋外設備等は、基準津波による遡上波が到達しない十分高い場所に設置すること。基準津波による遡上波が到達する高さにある場合には、防潮堤等の津波防護施設、浸水防止設備を設置すること。</p> <p>【確認内容】</p> <p>(1) 敷地への浸水の可能性のある経路（遡上経路）の特定</p> <p>(3.2.1)における敷地周辺の遡上の状況、浸水域の分布等を踏まえ、以下を確認する。</p> <p>① 重要な安全機能を有する設備又はそれを内包する建屋の設置位置・高さに、基準津波による遡上波が到達しないこと、または、到達しないよう津波防護施設を設置していること。</p>	<p>立性を踏まえた手順を整備する。さらに、可能な限り早期に津波に対応するため、ゲート落下機構の確認等を行う手順を整備する。</p> <p>津波影響軽減施設として、発電所周辺を波源とした津波の波力を軽減するために取水口カーテンウォールを設置する。</p> <p>4.2 敷地への浸水防止（外郭防護1）</p> <p>4.2.1 遡上波の地上部からの到達、流入の防止</p> <p>【要求事項等への対応方針】</p> <p>設計基準対象施設の津波防護対象設備を内包する建屋及び区画は、基準津波による遡上波が到達しない十分高い場所に設置していることを確認し、基準津波による遡上波が到達する高さにある場合には、津波防護施設、浸水防止設備を設置することにより遡上波が到達しないようにする。</p> <p>【確認状況】</p> <p>(1) 敷地への浸水の可能性のある経路（遡上経路）の特定(3.2.1)における敷地周辺の遡上の状況、浸水域の分布等を踏まえ、以下を確認している。</p> <p>① 遡上波の地上部からの到達、流入の防止</p> <ul style="list-style-type: none"> 設計基準対象施設の津波防護対象設備（津波防護施設、浸水防止設備、津波監視設備及び非常用取水設備を除く。）を内包する建屋及び区画並びに海水ポンプ室が設置されている周辺敷地高さは T.P. +3.5m、復水タンクについては、T.P. +5.2m であり、取水路、放水路から津波による遡上波が地上部から到達・流入するおそれがあるため、津波防護施設として取水路防潮ゲート、放水口側防潮堤、防潮扉、屋外排水路逆流防止設備、1号及び2号炉放水ピット止水板、潮位計（防護用）及び衛星電話（津波防護用）を設置する。なお、燃料油貯油そうについては、T.P. +24.9m に設置されており、津波による遡上波は地上部か

基準津波及び耐津波設計方針に係る審査ガイド	高浜 1号炉及び2号炉 耐津波設計方針
<p>② 津波防護施設を設置する以外に既存の地山斜面、盛土斜面等の活用の有無。また、活用の際して補強等の実施の有無。</p> <p>(2) 津波防護施設の位置・仕様を確認する。</p> <p>① 津波防護施設の種類（防潮堤、防潮壁等）及び箇所</p> <p>② 施設ごとの構造形式、形状</p>	<p>ら到達、流入しない。</p> <p>② 既存の地山斜面、盛土斜面等の活用 地山斜面、盛土斜面等の活用はしていない。</p> <p>(2) 津波防護施設の位置・仕様</p> <p>[取水路防潮ゲート]</p> <ul style="list-style-type: none"> 取水路側からの津波の流入防止及び水位低下による海水ポンプの取水性への影響防止を目的として、取水路を横断するように設置するもので、鋼製のゲート扉体、ゲート落下機構、防潮壁及び鉄筋コンクリート製の躯体等からなる構造物である。 <p>[放水口側防潮堤]</p> <ul style="list-style-type: none"> 放水口側からの津波の流入防止を目的として、放水口側護岸沿い及び1号及び2号炉放水路沿いに設置するもので、杭基礎に鋼製の上部工を設置する杭基礎形式部と放水ピットに鉄筋コンクリート製の防潮壁を設置する鉄筋コンクリート壁部と、セメント改良土による防潮堤を構築する地盤改良部の3種類からなる。 <p>放水口側防潮堤のうち杭基礎形式部は、液状化対策による地盤改良を行った地盤に設置する。また、主要な構造体の境界部には、想定される荷重の作用を考慮し、試験等にて止水性を確認した止水ジョイント等で止水処置を講じる設計とする。</p> <p>[防潮扉]</p> <ul style="list-style-type: none"> 1号及び2号炉放水路脇の西側の敷地からの津波の流入防止を目的として、放水口側防潮堤と連結するよう、鋼管杭に支持された鉄筋コンクリート製の基礎の上に、アルミニウム合金製の防潮扉を設置する。 <p>[屋外排水路逆流防止設備]</p> <ul style="list-style-type: none"> 放水口側護岸及び放水路に接続する屋外排水路からの津波の流入防止を目的として設置するもので、ステンレス製のゲート構造物である。 <p>[1号及び2号炉放水ピット止水板]</p>

基準津波及び耐津波設計方針に係る審査ガイド	高浜 1 号炉及び 2 号炉 耐津波設計方針
<p>(3) 津波防護施設における浸水防止設備の設置の方針に関して、以下を確認する。</p> <p>① 要求事項に適合するよう、特定した遡上経路に浸水防止設備を設置する方針であること。</p> <p>② 止水対策を実施する予定の部位が列記されていること。以下、例示。</p> <p>a) 電路及び電線管貫通部、並びに電気ボックス等における電線管内処理</p> <p>b) 躯体開口部（扉、排水口等）</p> <p>4.2.2 取水路、放水路等の経路からの津波の流入防止</p> <p>【規制基準における要求事項等】</p> <p>取水路、放水路等の経路から、津波が流入する可能性について検討した上で、流入の可能性のある経路（扉、開口部、貫通部等）を特定すること。特定した経路に対して浸水対策を施すことにより津波の流入を防止すること。</p>	<p>・放水ピットからの津波の流入防止を目的として、設置するもので、鋼製の止水板からなる構造物である。</p> <p>[潮位計（防護用）]</p> <p>・取水路防潮ゲートの閉止判断基準を検知した場合に取水路防潮ゲートを閉止することによる取水路側からの津波の流入防止及び水位低下による海水ポンプの取水性への影響防止を目的として設置する。</p> <p>・鉄筋コンクリート製の基礎の上に、潮位計（防護用）及び架台を設置する。</p> <p>[衛星電話（津波防護用）]</p> <p>・取水路防潮ゲートの閉止判断基準を検知した場合に取水路防潮ゲートを閉止することによる取水路側からの津波の流入防止及び水位低下による海水ポンプの取水性への影響防止を目的として設置する。</p> <p>(3) 浸水防止設備の位置・仕様</p> <p>—</p> <p>4.2.2 取水路、放水路等の経路からの津波の流入防止</p> <p>【要求事項等への対応方針】</p> <p>取水路、放水路等の経路から、津波が流入する可能性のある経路を検討する。特定した経路に対して浸水対策を施すことにより津波の流入を防止する。</p>

基準津波及び耐津波設計方針に係る審査ガイド

高浜 1 号炉及び 2 号炉 耐津波設計方針

【確認内容】

(1) 敷地への海水流入の可能性のある経路（流入経路）の特定以下のような経路（例示）からの津波の流入の可能性を検討し、流入経路を特定していることを確認する。

- ① 海域に接続する水路から建屋、土木構造物地下部へのバイパス経路（水路周辺のトレンチ開口部等）
- ② 津波防護施設（防潮堤、防潮壁）及び敷地の外側から内側（地上部、建屋、土木構造物地下部）へのバイパス経路（排水管、道路、アクセス通路等）
- ③ 敷地前面の沖合から埋設管路により取水する場合の敷地内の取水路、点検口及び外部に露出した取水ピット等（沈砂池を含む）
- ④ 海域への排水管等

(2) 特定した流入経路における津波防護施設の配置・仕様を確認する。

- ① 津波防護施設の種類（防潮壁等）及び箇所
- ② 施設ごとの構造形式、形状

【確認状況】

(1) 敷地への海水流入の可能性のある経路（流入経路）の特定以下の経路からの津波の流入を検討し、流入の可能性のある経路を下表のとおり特定した。

		流入経路	
取水路	1号及び2号炉	海水系	非常用海水路、海水ポンプ室、海水管、海水管トレンチ
		循環水系	取水路、循環水ポンプ室、循環水管
	3号及び4号炉	海水系	海水取水トンネル、点検用トンネル、海水ポンプ室、海水管、海水管トレンチ、連絡水路
		循環水系	取水路、循環水ポンプ室、循環水管
	1号及び2号炉	その他配管	クリーンアップ排水管、復水処理建屋排水槽排水管
	3号及び4号炉		タービンローダウン排水管、クリーンアップ排水管、タービンサンブ排水管
放水路	1号及び2号炉	海水系	海水管
		循環水系	循環水管、放水ピット、放水路
	3号及び4号炉	海水系	海水管
		循環水系	循環水管、放水ピット、放水管
屋外排水路		集水枡、屋外排水管	

(2) 特定した流入経路における津波防護施設の配置・仕様については以下のとおりである。

[取水路防潮ゲート]

- ・ 取水路側からの津波の流入防止及び水位低下による海水ポンプの取水性への影響防止を目的として、取水路を横断するように設置するもので、鋼製のゲート扉体、ゲート落下機構、防潮壁及び鉄筋コンクリート製の躯体等からなる構造物である。

基準津波及び耐津波設計方針に係る審査ガイド	高浜 1 号炉及び 2 号炉 耐津波設計方針
	<p>[放水口側防潮堤]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・放水口側からの津波の流入防止を目的として、放水口側護岸沿い及び 1 号及び 2 号炉放水路沿いに設置するもので、杭基礎に鋼製の上部工を設置する杭基礎形式部と放水ピットに鉄筋コンクリート製の防潮壁を設置する鉄筋コンクリート壁部と、セメント改良土による防潮堤を構築する地盤改良部の 3 種類からなる。 <p>放水口側防潮堤のうち杭基礎形式部は、液状化対策による地盤改良を行った地盤に設置する。また、主要な構造体の境界部には、想定される荷重の作用を考慮し、試験等にて止水性を確認した止水ジョイント等で止水処置を講じる設計とする。</p> <p>[防潮扉]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 1 号及び 2 号炉放水路脇の西側の敷地からの津波の流入防止を目的として、放水口側防潮堤と連結するよう、鋼管杭に支持された鉄筋コンクリート製の基礎の上に、アルミニウム合金製の防潮扉を設置する。 <p>[屋外排水路逆流防止設備]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・放水口側護岸及び放水路に接続する屋外排水路からの津波の流入防止を目的として設置するもので、ステンレス製のゲート構造物である。 <p>[1 号及び 2 号炉放水ピット止水板]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・放水ピットからの津波の流入防止を目的として、設置するもので、鋼製の止水板からなる構造物である。 <p>[潮位計（防護用）]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・取水路防潮ゲートの閉止判断基準を検知した場合に取水路防潮ゲートを閉止することによる取水路側からの津波の流入防止及び水位低下による海水ポンプの取水性への影響防止を目的として設置する。 ・鉄筋コンクリート製の基礎の上に、潮位計（防護用）及び架台を設置する。 <p>[衛星電話（津波防護用）]</p>

基準津波及び耐津波設計方針に係る審査ガイド	高浜 1 号炉及び 2 号炉 耐津波設計方針
<p>(3) 特定した流入経路における浸水防止設備の設置の方針に関して、以下を確認する。</p> <p>① 要求事項に適合するよう、特定した流入経路に浸水防止設備を設置する方針であること。</p> <p>② 浸水防止設備の設置予定の部位が列記されていること。以下、例示。</p> <p>a) 配管貫通部</p> <p>b) 電路及び電線管貫通部、並びに電気ボックス等における電線管内処理</p> <p>c) 空調ダクト貫通部</p> <p>d) 躯体開口部（扉、排水口等）</p> <p>4.3 漏水による重要な安全機能への影響防止（外郭防護 2）</p> <p>4.3.1 漏水対策</p> <p>【規制基準における要求事項等】</p> <p>取水・放水設備の構造上の特徴等を考慮して、取水・放水施設や地下部等における漏水の可能性を検討すること。</p> <p>漏水が継続することによる浸水の範囲を想定（以下「浸水想定範囲」という。）すること。</p> <p>浸水想定範囲の境界において浸水の可能性のある経路、浸水口（扉、開口部、貫通口等）を特定すること。</p> <p>特定した経路、浸水口に対して浸水対策を施すことにより浸水範囲を限定すること。</p>	<p>・ 取水路防潮ゲートの閉止判断基準を検知した場合に取水路防潮ゲートを閉止することによる取水路側からの津波の流入防止及び水位低下による海水ポンプの取水性への影響防止を目的として設置する。</p> <p>(3) 特定した流入経路における浸水防止設備</p> <p>特定した流入経路からの津波流入を防止するために（2）に示す津波防護施設を設置しており、該当する浸水防止設備はない。</p> <p>4.3 漏水による重要な安全機能への影響防止（外郭防護 2）</p> <p>4.3.1 漏水対策</p> <p>【要求事項等への対応方針】</p> <p>取水・放水設備の構造上の特徴等を考慮して、取水・放水施設や地下部等における漏水の可能性を検討している。</p> <p>漏水が継続することによる浸水の範囲を想定（以下「浸水想定範囲」という）する。</p> <p>浸水想定範囲の境界において浸水の可能性のある経路、浸水口（扉、開口部、貫通口等）を特定する。</p> <p>特定した経路、浸水口に対して浸水対策を施すことにより浸水範囲を限定する。</p>

基準津波及び耐津波設計方針に係る審査ガイド

高浜 1 号炉及び 2 号炉 耐津波設計方針

【確認内容】

- (1) 要求事項に適合する方針であることを確認する。なお、後段規制（工事計画認可）においては、浸水想定範囲、浸水経路・浸水口・浸水量及び浸水防止設備の仕様について、確認する。

【確認状況】

- (1) 漏水の可能性の検討として、海水取水設備については海水ポンプ周辺地盤及び前面壁の高さがT. P. +3.5mであり、津波は地上部から到達、流入はしない。1号及び2号機海水ポンプの据付エリアの床面高さはT. P. +3.0mであり、1号及び2号炉海水ポンプ室前の入力津波高さはT. P. +2.6mであるが、保守的に高潮との重畳を考慮した場合、海水ポンプエリア開口部が津波の浸水経路となる可能性がある。また、海水ポンプエリアに隣接する循環水ポンプ室は、1号機循環水ポンプの据付エリアの床面高さがT. P. +0.6m、2号機循環水ポンプの据付エリアの床面高さがT. P. +0.5mであり、基準津波が流入する可能性があるため、漏水が継続することによる浸水の範囲（以下「浸水想定範囲」）として想定する。

浸水想定範囲への浸水の可能性のある経路として、海水ポンプエリア及び循環水ポンプ室床面に開口部が存在するため、浸水防止設備として海水ポンプ室浸水防止蓋及び循環水ポンプ室浸水防止蓋を設置する。これらの浸水防止蓋は、ステンレス製の蓋であり、蓋と床面の間にゴム板を挿入、蓋と床面はボルトにて締め付け固定することで漏水を防止する。

- (2) 浸水想定範囲である海水ポンプエリア及び循環水ポンプ室は、以下の①～③の理由により、浸水の可能性はない。
- ① 海水ポンプエリア床面貫通箇所については、浸水対策を実施しており、津波時においても浸水防止機能が十分に保持できる設計としている。
 - ② 循環水ポンプ室床面貫通箇所については、浸水対策を実施しており、津波時においても浸水防止機能が十分に保持できる設計としている。
 - ③ 海水ポンプのグランド部高さはT. P. +3.9mであり、一方、循環水ポンプのグランド部高さは1号炉についてはT. P. +4.9m、2号炉についてはT. P. +4.8mであり、海水ポンプ室前面の津波高さT. P. +2.6mより高い位置にあることから、浸水の可能性のある経路とはならない。

基準津波及び耐津波設計方針に係る審査ガイド	高浜 1 号炉及び 2 号炉 耐津波設計方針
<p>4.3.2 安全機能への影響確認</p> <p>【規制基準における要求事項等】</p> <p>浸水想定範囲の周辺に重要な安全機能を有する設備等がある場合は、防水区画化すること。</p> <p>必要に応じて防水区画内への浸水量評価を実施し、安全機能への影響がないことを確認すること。</p> <p>【確認内容】</p> <p>(1) 要求事項に適合する影響確認の方針であることを確認する。なお、後段規制（工事計画認可）においては、浸水想定範囲、浸水経路・浸水口・浸水量及び浸水防止設備の仕様を確認する。</p>	<p>4.3.2 安全機能への影響確認</p> <p>【要求事項等への対応方針】</p> <p>浸水想定範囲の周辺に重要な安全機能を有する設備等がある場合は、防水区画化すること。</p> <p>必要に応じて防水区画内への浸水量評価を実施し、安全機能への影響がないことを確認すること。</p> <p>【確認状況】</p> <p>浸水想定範囲である循環水ポンプ室の周辺には、重要な安全機能を有する屋外設備である海水ポンプが設置されているため、海水ポンプ室を防水区画化すること。</p> <p>海水ポンプの安全機能に対しては、モータ本体、電源ケーブル、現場操作箱及び電源からの影響が考えられる。</p> <p>電源ケーブルは端子台高さがモータ下端より約 0.24m 高く、また現場操作箱下端高さは、1 号機が T.P. +5.32m、2 号機が T.P. +5.18m であるため、機能を維持できる水位としては、モータ下端高さ T.P. +4.67m となる。さらに、電源については常用電源回路と分離しており、地絡影響は回避できる系統となっている（図-2-3-9、表-2-3-2）。</p> <p>なお、海水ポンプモータについては、予備品（1,2 号機で 2 台）を確保しており、津波の影響を受けない T.P. +10.0m に保管している。</p> <p>2.3(1) で述べたように海水ポンプエリア及び循環水ポンプ室には、浸水防止設備として海水ポンプ室浸水防止蓋及び循環水ポンプ室浸水防止蓋を設置するため、床面からの浸水はない設計としている。これらの浸水防止蓋は、ステンレス製の蓋であり、蓋と床面の間にゴム板を挿入、蓋と床面はボルトにて締め付け固定することで漏水を防止する。</p>

基準津波及び耐津波設計方針に係る審査ガイド	高浜1号炉及び2号炉 耐津波設計方針
<p>4.3.3 排水設備設置の検討</p> <p>【規制基準における要求事項等】</p> <p>浸水想定範囲における長期間の冠水が想定される場合は、排水設備を設置すること。</p> <p>【確認内容】</p> <p>(1) 要求事項に適合する方針であることを確認する。なお、後段規制（工事計画認可）においては、浸水想定範囲における排水設備の必要性、設置する場合の設備仕様について確認する。</p> <p>4.4 重要な安全機能を有する施設の隔離（内郭防護）</p> <p>4.4.1 浸水防護重点化範囲の設定</p> <p>【規制基準における要求事項等】</p> <p>重要な安全機能を有する設備等を内包する建屋及び区画については、浸水防護重点化範囲として明確化すること。</p> <p>【確認内容】</p> <p>(1) 重要な安全機能を有する設備等（耐震Sクラスの機器・配管系）のうち、基本設計段階において位置が明示されているものについては、それらの設備等を内包する建屋、区画が津波防護重点範囲として設定されていることを確認する。</p> <p>(2) 基本設計段階において全ての設備等の位置が明示されていないため、工事計画認可の段階において津波防護重点化範囲を再確認する必要がある。したがって、基本設計段階において位置が確定していない設備等に対しては、内包する建屋及び区画単位で津波防護重点化範囲を工認</p>	<p>4.3.3 排水設備設置の検討</p> <p>【要求事項等への対応方針】</p> <p>浸水想定範囲である海水ポンプエリアにおいて浸水を検討し、長期間の冠水が想定される場合は、排水設備を設置する。</p> <p>【確認状況】</p> <p>(1) 重要な安全機能を有する設備等内包する建屋及び区画のうち、最も津波が接近すると考えられる1号及び2号炉海水ポンプエリアにおいても、浸水する可能性はないことから、排水設備は不要である。</p> <p>4.4 重要な安全機能を有する施設の隔離（内郭防護）</p> <p>4.4.1 浸水防護重点化範囲の設定</p> <p>【要求事項等への対応方針】</p> <ul style="list-style-type: none"> 設計基準対象施設の津波防護対象設備を内包する建屋及び区画については、浸水防護重点化範囲として明確化する。 <p>【確認状況】</p> <p>(1) 設計基準対象施設の津波防護対象設備（津波防護施設、浸水防止設備、津波監視設備及び非常用取水設備を除く。）を内包する建屋及び区画は、原子炉格納施設、原子炉補助建屋（補助建屋、燃料取扱建屋、制御建屋、中間建屋及びディーゼル建屋）、海水ポンプ室、復水タンク並びに燃料油貯油そうであり、津波に対する浸水防護重点化範囲として設定し、機器配置図等で示している。</p> <p>(2) 現段階において、設計基準対象施設の津波防護対象設備（津波防護施設、浸水防止設備、津波監視設備及び非常用取水設備を除く。）を内包する建屋および区画については、浸水防護重点化範囲として設定し、機器配置図等で明確化している。位置が確定していない設備等に対しては、工認段階で</p>

基準津波及び耐津波設計方針に係る審査ガイド	高浜1号炉及び2号炉 耐津波設計方針
<p>段階で設定することが方針として明記されていることを確認する。</p> <p>4.4.2 浸水防護重点化範囲の境界における浸水対策</p> <p>【規制基準における要求事項等】</p> <p>津波による溢水を考慮した浸水範囲、浸水量を安全側に想定すること。浸水範囲、浸水量の安全側の想定に基づき、浸水防護重点化範囲への浸水の可能性のある経路、浸水口（扉、開口部、貫通口等）を特定し、それらに対して浸水対策を施すこと。</p> <p>【確認内容】</p> <p>(1) 要求事項に適合する方針であることを確認する。なお、後段規制（工事計画認可）においては、浸水範囲、浸水量の想定、浸水防護重点化範囲への浸水経路・浸水口及び浸水防止設備の仕様について、確認する。</p> <p>(2) 津波による溢水を考慮した浸水範囲、浸水量については、地震による溢水の影響も含めて、以下の例のように安全側の想定を実施する方針であることを確認する。</p> <p>① 地震・津波による建屋内の循環水系等の機器・配管の損傷による建屋内への津波及び系統設備保有水の溢水、下位クラス建屋における地震時</p>	<p>浸水防護重点化範囲として再設定する方針としている。</p> <p>4.4.2 浸水防護重点化範囲の境界における浸水対策</p> <p>【要求事項等への対応方針】</p> <p>津波による溢水を考慮した浸水範囲、浸水量を安全側に想定する。浸水範囲、浸水量の安全側の想定に基づき、浸水防護重点化範囲への浸水の可能性のある経路、浸水口（貫通口等）はないことを確認している。浸水防護重点化範囲の境界にある扉、貫通部等に対して、T.P.+10.1mまでの浸水対策を実施している。</p> <p>【確認状況】</p> <p>(1) 地震後の津波による溢水の影響としては、以下のa及びbの事象が考えられ、各事象に関して浸水防護重点化範囲への影響を評価している。</p> <p>a. 地震に起因するタービン建屋内の循環水管伸縮継手の破損により、津波が循環水管に流れ込み、循環水管の損傷箇所を介して、タービン建屋内に流入することが考えられる。このため、タービン建屋内に流入した津波により、タービン建屋に隣接する浸水防護重点化範囲（中間建屋、制御建屋及びディーゼル建屋）への影響を評価した。</p> <p>b. 地下水については、地震時の地下水の流入が浸水防護重点化範囲へ与える影響について評価する。</p> <p>なお、浸水防護重点化範囲の境界にある扉、貫通部に対して、T.P.+10.1mまでの浸水対策を実施している。</p> <p>(2) 津波による溢水を考慮した浸水範囲、浸水量については、地震による溢水の影響も含めて、以下の例のように安全側の想定を実施する方針であることを確認する。</p> <p>① タービン建屋内の溢水については、循環水管の伸縮継手の全円周状の破損を想定し、循環水管の損傷箇所からの津波の流入量がタービン建屋空</p>

基準津波及び耐津波設計方針に係る審査ガイド	高浜 1号炉及び2号炉 耐津波設計方針
<p>のドレン系ポンプの停止による地下水の流入等の事象が想定されていること。</p> <p>② 地震・津波による屋外循環水系配管や敷地内のタンク等の損傷による敷地内への津波及び系統設備保有水の溢水等の事象が想定されていること。</p> <p>③ 循環水系機器・配管損傷による津波浸水量については、入力津波の時刻歴波形に基づき、津波の繰り返しの来襲が考慮されていること。</p> <p>④ 機器・配管等の損傷による溢水量については、内部溢水における溢水事象想定を考慮して算定していること。</p> <p>⑤ 地下水の流入量については、例えば、ドレン系が停止した状態での地下水位を安全側（高め）に設定した上で、当該地下水位まで地下水の流入を考慮するか、又は対象建屋周辺のドレン系による1日当たりの排水量の実績値に対して、外部の支援を期待しない約7日間の積算値を採用する等、安全側の仮定条件で算定していること。</p> <p>⑥ 施設・設備施工上生じうる隙間部等についても留意し、必要に応じて考慮すること。</p> <p>4.5 水位変動に伴う取水性低下による重要な安全機能への影響防止</p> <p>4.5.1 非常用海水冷却系の取水性</p> <p>【規制基準における要求事項等】</p> <p>非常用海水冷却系の取水性については、次に示す方針を満足すること。</p>	<p>間部に滞留するものとして溢水水位を算出した。</p> <p>② 地震・津波による屋外循環水系配管や敷地内のタンク等の損傷による敷地内への津波及び系統設備保有水の溢水等の事象については内部溢水にて評価している。</p> <p>③ 循環水系機器・配管損傷による津波浸水量については、入力津波の時刻歴波形に基づき、津波の繰り返しの襲来を考慮し、タービン建屋の溢水水位は津波等の流入の都度上昇するものとして計算した。また、ピット水位が低い場合、流入経路を逆流してタービン建屋外へ流出する可能性があるが、保守的に一度流入したものは流出しないものとする。</p> <p>④ 機器・配管等の損傷による溢水量については、内部溢水の評価にて考慮して算定している。</p> <p>⑤ 地震によるタービン建屋の地下部外壁からの流入については、タービン建屋付近の地下水位を考慮し、別途実施する内部溢水の影響評価でのタービン建屋の想定浸水水位との比較評価を行う。</p> <p>⑥ 津波及び溢水により浸水を想定するタービン建屋において、施工上生じうる建屋間の隙間部には、止水処置を行い、浸水防護重点化範囲への浸水を防止する設計とする。なお、1号及び2号炉のタービン建屋については、建屋内で繋がっていることから、あわせて溢水量評価を実施するものとする。</p> <p>4.5 水位変動に伴う取水性低下による重要な安全機能への影響防止</p> <p>4.5.1 非常用海水冷却系の取水性</p> <p>【要求事項等への対応方針】</p> <p>・非常用海水冷却系の取水性については、次に示すとおりである。</p>

基準津波及び耐津波設計方針に係る審査ガイド	高浜 1号炉及び2号炉 耐津波設計方針
<ul style="list-style-type: none"> ・基準津波による水位の低下に対して海水ポンプが機能保持できる設計であること。 ・基準津波による水位の低下に対して冷却に必要な海水が確保できる設計であること。 <p>【確認内容】</p> <p>(1) 取水路の特性を考慮した海水ポンプ位置の評価水位が適切に算定されていることを確認する。確認のポイントは以下のとおり。</p> <p>① 取水路の特性に応じた手法が用いられていること。(開水路、閉管路の方程式)</p> <p>② 取水路の管路の形状や材質、表面の状況に応じた摩擦損失が設定されていること。</p> <p>(2) 前述 (3.4(4)) のとおり地殻変動量を安全側に考慮して、水位低下に対する耐性(海水ポンプの仕様、取水口の資料、取水路又は取水ピットの仕様等)について、以下を確認する。</p> <p>① 海水ポンプの設計用の取水可能水位が下降側評価水位を下回る等、水位低下に対して海水ポンプが機能保持できる設計方針であること。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・基準津波による水位の低下に対して海水ポンプが機能保持できる設計とする。 ・基準津波による水位の低下に対して冷却に必要な海水が確保できる設計とする。 <p>【確認状況】</p> <p>(1) 取水路の特性を考慮した海水ポンプ位置の評価水位を適切に算定している。ポイントは以下のとおり。</p> <p>① 基準津波による水位の低下に伴う取水路等の特性を考慮した海水ポンプ位置の評価水位を適切に算出するため、津波シミュレーションにおいて管路部分に仮想スロットモデルによる次元不定流の連続式及び運動方程式を組み込んだ詳細数値計算モデルにより管路解析を併せて実施する。また、その際、取水口から海水ポンプ室に至る系統をモデル化し、管路の形状、材質及び表面の状況に応じた摩擦損失を考慮するとともに、貝付着及びスクリーンの有無並びに取水路防潮ゲートの開口幅、取水口ケーソン重量コンクリートの有無を考慮し、計算結果に潮位のバラツキの加算や安全側に評価した値を用いるなど、計算結果の不確実性を考慮した評価を実施する。</p> <p>② 取水路の形状や材質を考慮し、摩擦損失の計算における Manning 粗度係数としては、開水路において 0.015、閉管路(海水路トンネル、1,2号炉非常用海水路及び海水路)において 0.020 を用いて計算している。</p> <p>(2) 前述 (3.4(4)) のとおり地殻変動量を安全側に考慮して、水位低下に対する耐性(海水ポンプの仕様、取水口の資料、取水路又は取水ピットの仕様等)について、以下を確認している。</p> <p>① 1号及び2号炉海水ポンプ室前の入力津波高さは、T.P.-2.3mであり、1号及び2号機海水ポンプの取水可能水位 T.P.-3.21m、地盤変動量 0.30m 隆起を考慮し T.P.-2.91m を上回ることから、水位低下によっても</p>

基準津波及び耐津波設計方針に係る審査ガイド

- ② 引き波時の水位が実際の取水可能水位を下回る場合には、下回っている時間において、海水ポンプの継続運転が可能な貯水量を十分確保できる取水路又は取水ピットの構造仕様、設計方針であること。なお、取水路又は取水ピットが循環水系と非常系で併用される場合においては、循環水系運転継続等による取水量の喪失を防止できる措置が施される方針であること。

4.5.2 津波の二次的な影響による非常用海水冷却系の機能保持確認

【規制基準における要求事項等】

基準津波に伴う取水口付近の砂の移動・堆積が適切に評価されていること。基準津波に伴う取水口付近の漂流物が適切に評価されていること。非常用海水冷却系については、次に示す方針を満足すること。

- ・基準津波による水位変動に伴う海底の砂移動・堆積、陸上斜面崩壊による土砂移動・堆積及び漂流物に対して取水口及び取水路の通水性が確保できる設計であること。
- ・基準津波による水位変動に伴う浮遊砂等の混入に対して海水ポンプが機

高浜1号炉及び2号炉 耐津波設計方針

海水ポンプは機能保持できる。

- ② 引き波時の水位の低下に対して、海水ポンプが機能保持できないおそれがあるため、津波防護施設として取水路防潮ゲート、潮位計（防護用）及び衛星電話（津波防護用）を設置する。また、循環水ポンプ室及び海水ポンプ室は水路によって連絡されているため、発電所を含む地域に大津波警報が発表された場合、引き波時における海水ポンプの取水量を確保するため、原則、循環水ポンプを停止（プラント停止）し、取水路防潮ゲートを閉止する手順を整備する。

基準津波3及び基準津波4は、第1波の引き波による水位の低下に対して海水ポンプが機能保持できるものの、取水路から海水ポンプ室に至る経路において第1波より第2波以降の水位変動量が大きいため、第2波以降の引き波による水位の低下に対して海水ポンプが機能保持できないおそれがある。そのため、津波防護施設として、取水路防潮ゲートの閉止判断基準を検知するために潮位計（防護用）及び衛星電話（津波防護用）を設置する。また、取水路防潮ゲートの閉止判断基準を検知した場合、引き波時における海水ポンプの取水量を確保するため、循環水ポンプを停止（プラント停止）し、取水路防潮ゲートを閉止する手順を整備する。

4.5.2 津波の二次的な影響による非常用海水冷却系の機能保持確認

【要求事項等への対応方針】

- ・基準津波に伴う取水口付近の砂の移動・堆積を適切に評価する。
- ・基準津波に伴う取水口付近の漂流物を適切に評価する。
- ・非常用海水冷却系については、次に示す方針を満足すること。
- ・基準津波による水位変動に伴う海底の砂移動・堆積、陸上斜面崩壊による土砂移動・堆積及び漂流物に対して取水口及び取水路の通水性は確保できる設計であることを確認する。

基準津波及び耐津波設計方針に係る審査ガイド	高浜 1 号炉及び 2 号炉 耐津波設計方針
<p>能保持できる設計であること。</p> <p>【確認内容】</p> <p>(1) 基準津波に伴う取水口付近の砂の移動・堆積については、(3.2.1) の遡上解析結果における取水口付近の砂の堆積状況に基づき、砂の堆積高さが取水口下端に到達しないことを確認する。取水口下端に到達する場合は、取水口及び取水路が閉塞する可能性を安全側に検討し、閉塞しないことを確認する。「安全側」な検討とは、浮遊砂濃度を合理的な範囲で高めてパラメータスタディすることによって、取水口付近の堆積高さを高め、また、取水路における堆積砂混入量、堆積量を大きめに算定すること等が考えられる。</p> <p>(2) 混入した浮遊砂は、取水スクリーン等で除去することが困難なため、海水ポンプそのものが運転時の砂の混入に対して軸固着しにくい仕様であることを確認する。</p> <p>(3) 基準津波に伴う取水口付近の漂流物については、(3.2.1) の遡上解析結果における取水口付近を含む敷地前面及び遡上域の寄せ波及び引き波の方向、速度の変化を分析した上で、漂流物の可能性を検討し、漂流物により取水口が閉塞しない仕様の方針であること、又は閉塞防止措置を施す方針であることを確認する。なお、取水スクリーンについては、異物の混入を防止する効果が期待できるが、津波時には破損して混入防止が機能しない</p>	<p>・基準津波による水位変動に伴う浮遊砂等の混入に対して海水ポンプが機能保持できる設計であることを確認する。</p> <p>【確認状況】</p> <p>(1) 基準津波による砂移動に対する取水性確保</p> <p>取水口は、非常用海水路呑み口底面が T.P. -5.0m であり、取水口底版 T.P. -6.2m より約 1.2m 高い位置にある、また、非常用海水路の高さは約 2.0m、幅は約 2.0m、海水ポンプ室は、海水ポンプ下端から床面まで約 1 号炉は約 5.95m、2 号炉は約 6.05m となっている。</p> <p>砂移動に関する数値シミュレーションを実施した結果、基準津波による砂移動に伴う砂堆積量は、海水取水トンネル呑み口において約 0.02m、海水ポンプ室において約 0.24m であり、砂の堆積に伴って、非常用海水路呑み口から海水ポンプ下端までの海水取水経路が閉塞することはない。</p> <p>(2) 混入した浮遊砂に対する取水性確保</p> <p>海水ポンプ取水時に浮遊砂の一部が軸受潤滑水としてポンプ軸受に混入したとしても、海水ポンプの軸受に設けられた異物逃がし溝から排出される構造とする。また、仮に砂が混入した場合においても、海水ポンプの軸受に設けられた約 3.7mm の異物逃がし溝から排出される構造とする。</p> <p>これに対して、発電所周辺の砂の平均粒径は約 0.2mm で、数ミリ以上の砂はごくわずかであることに加えて、粒径数ミリの砂は浮遊し難いものであることを踏まえると、大きな粒径の砂は殆ど混入しないと考えられ、砂混入に対して海水ポンプの取水機能は維持できる。</p> <p>(3) 基準津波に伴って漂流物になり得る船舶等が取水性に影響を及ぼさないことを漂流物評価フローに基づき確認した。なお、漂流物となる可能性のある施設・設備として発電所周辺約 5km の範囲を網羅的に調査した結果、漁船・輸送船等の船舶、浮き筏、クラゲ防止網等を選定した。定期船に関しては、発電所沖合約 14km に定期航路があるが、半径 5km 以内の敷地前面</p>

基準津波及び耐津波設計方針に係る審査ガイド	高浜 1号炉及び2号炉 耐津波設計方針
<p>だけでなく、それ自体が漂流物となる可能性が有ることに留意する必要がある。</p>	<p>海域にないことから発電所に対する漂流物とならない。</p> <p>設置物については、地震で倒壊する可能性のあるものは倒壊させた上で、浮力計算により漂流するか否かの検討を行う。この内、船舶については、漁船及び燃料等輸送船が挙げられる。停泊中の漁船については、津波の流向に対し、停泊地の位置・地形を考慮すると発電所に対する漂流物とはならない。</p> <p>基準津波の津波シミュレーション結果によると、取水口付近については取水路防潮ゲートまで、物揚岸壁付近については放水口側防潮堤及び防潮扉まで津波が遡上する。基準地震動による液状化等に伴う敷地の変状を考慮した場合、3号及び4号炉放水ピット付近も津波が遡上する。これらを踏まえ、基準津波により漂流物となる可能性のある施設・設備が海水ポンプの取水確保へ影響を及ぼさないことを確認する。</p> <p>この結果、発電所構内で漂流する可能性があるものとして、放水口側の協力会社事務所等があるが、放水口側防潮堤及び防潮扉で防護されるため、取水性への影響はない。また、これらの設置位置及び津波の流向を考慮すると漂流物は取水口へは向かわない。</p> <p>なお、発電所構内の物揚岸壁に停泊する燃料等輸送船は、津波警報等発表時には緊急退避するため、漂流物とはならない。一方、津波警報等が発表されず、かつ、荷役中に発電所構外にて津波と想定される潮位の変動を観測した場合は、燃料等輸送船は緊急退避しないが、物揚岸壁への係留が維持できること等を確認しており、漂流物とはならないものの、より安全性を高めるために係留強化を行う。また、荷役中以外でも、燃料等輸送船は緊急退避しなくても物揚岸壁への係留が維持できること等を確認しており、漂流物とはならないが、より安全性を高めるために緊急退避する。</p> <p>発電所構内の放水口側防潮堤の外側に存在する車両は、津波の流況及び地形並びに車両位置と津波防護施設との位置関係を踏まえ、津波防護施設への影響を確認し、津波防護施設に影響を及ぼさない方針とする。</p>

基準津波及び耐津波設計方針に係る審査ガイド	高浜 1号炉及び2号炉 耐津波設計方針
<p>4.6 津波監視</p> <p>【規制基準における要求事項等】</p> <p>敷地への津波の繰り返しの襲来を察知し、津波防護施設、浸水防止設備の機能を確実に確保するために、津波監視設備を設置すること。</p> <p>【確認内容】</p> <p>(1) 要求事項に適合する方針であることを確認する。また、設置の概要として、おおよその位置と監視設備の方式等について把握する。</p>	<p>発電所構外で漂流する可能性があるものとして、発電所近傍で航行不能になった漁船が挙げられるが、取水口側は取水路防潮ゲート、放水口側は放水口側防潮堤及び防潮扉により防護されるため、取水性への影響はない。取水路防潮ゲート及び放水口側防潮堤の設計においては、漂流物として衝突する可能性がある小型漁船を衝突荷重として評価する。</p> <p>一部、取水口に向かう漁船については、取水路に沿って取水路防潮ゲートに向かうが、万一、取水路内を漂流する場合においても、非常用海水路呑み口前にとどまることはなく、また非常用海水路呑み口前面に閉塞防止措置を設置することから、漂流物により非常用海水路呑み口が閉塞することはない。なお、閉塞防止措置については、非常用海水路の通水機能に影響のない設計とする。</p> <p>発電所近傍を通過する定期船に関しては、発電所沖合約 14km に定期航路があるが、半径 5km 以内の敷地前面海域にないことから発電所に対する漂流物とならない。</p> <p>除塵装置であるロータリースクリーンについては、基準津波の流速に対し、十分な強度を有していることから、漂流物とはならず、取水性に影響を及ぼすことはないことを確認している。</p> <p>4.6 津波監視</p> <p>【要求事項等への対応方針】</p> <p>敷地への津波の繰り返しの襲来を察知し、津波防護施設、浸水防止設備の機能を確実に確保するために、津波監視設備を設置する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・津波監視カメラ ・潮位計（監視用） <p>【確認状況】</p> <p>津波監視設備は、津波襲来を監視でき、かつ基準津波の影響を受けない位</p>

基準津波及び耐津波設計方針に係る審査ガイド	高浜 1 号炉及び 2 号炉 耐津波設計方針
<p>5. 施設・設備の設計・評価の方針及び条件</p> <p>5.1 津波防護施設の設計</p> <p>【規制基準における要求事項等】</p> <p>津波防護施設については、その構造に応じ、波力による侵食及び洗掘に対する抵抗性並びにすべり及び転倒に対する安定性を評価し、越流時の耐性にも配慮した上で、入力津波に対する津波防護機能が十分に保持できるよう設計すること。</p>	<p>置に設置する。</p> <p>設置位置は、津波監視カメラ（3号炉原子炉格納施設壁面 T.P.+46.8m、4号炉原子炉補助建屋壁面 T.P.+36.2m）、潮位計（監視用）（1号炉海水ポンプ室 T.P.+7.1m、2号炉海水ポンプ室 T.P.+7.1m、3、4号炉海水ポンプ室 T.P.+4.6m）である。1号炉海水ポンプ室前面及び2号炉海水ポンプ室前面の入力津波高さ T.P.+2.6m 又は3、4号炉海水ポンプ室前面の入力津波高さ T.P.+2.9m に対し、十分高い位置に設置している。</p> <p>津波監視カメラは光学及び赤外線撮象機能を有し、昼夜問わず監視可能である。</p> <p>津波監視カメラは、取水口・放水口側を監視できるものを各1台設置し、光学及び赤外線撮象機能を有し、昼夜問わず監視可能である。</p> <p>潮位計（監視用）は、上昇側及び下降側の津波高さを計測できるよう、1号炉海水ポンプ室及び2号炉海水ポンプ室に設置の潮位計（監視用）については、T.P.約-9.9m～T.P.約+6.6m を測定範囲とし、3、4号炉海水ポンプ室に設置の潮位計（監視用）については、T.P.約-4.0m～T.P.約+4.0m を測定範囲とした設計としている。</p> <p>5. 施設・設備の設計・評価の方針及び条件</p> <p>5.1 津波防護施設の設計</p> <p>【要求事項等への対応方針】</p> <p>津波防護施設（取水路防潮ゲート、放水口側防潮堤、防潮扉、屋外排水路逆流防止設備並びに1号及び2号炉放水ピット止水板）については、その構造に応じ、波力による侵食及び洗掘に対する抵抗性並びにすべり及び転倒に対する安定性を評価し、越流時の耐性にも配慮した上で、入力津波に対する津波防護機能が十分に保持できるよう設計する。なお、潮位計（防護用）については、津波の影響（波力、漂流物の衝突等）に対して、影響を受けない位置へ設置することから、方針については「5.3 津波監視設備の設計」に基</p>

基準津波及び耐津波設計方針に係る審査ガイド	高浜 1 号炉及び 2 号炉 耐津波設計方針								
<p>【確認内容】</p> <p>(1) 要求事項に適合する設計方針であることを確認する。なお、後段規制（工事計画認可）においては、施設の寸法、構造、強度及び支持性能（地盤強度、地盤安定性）が要求事項に適合するものであることを確認する。</p> <p>(2) 設計方針の確認に加え、入力津波に対して津波防護機能が十分保持できる設計がなされることの見通しを得るため、以下の項目について、設定の考え方を確認する。確認内容を以下に例示する。</p> <p>① 荷重組合せ</p> <p>a) 余震が考慮されていること。耐津波設計における荷重組合せ： 常時＋津波、常時＋津波＋地震（余震）</p>	<p>づく設計とする。</p> <p>【確認状況】</p> <p>(1) 津波防護施設である取水路防潮ゲート、放水口側防潮堤、防潮扉及び屋外排水路逆流防止設備の設計においては、その構造に応じ、波力による侵食及び洗掘に対する抵抗性を確保し、またすべり及び転倒に対する安定性を評価し、越流時の耐性にも配慮した上で、入力津波に対する津波防護機能が十分に保持できるよう設計する。</p> <p>(2) 以下の項目について、設定の考え方を示す。</p> <p>① 荷重の組合せ</p> <table border="0"> <tr> <td style="padding-right: 20px;">取水路防潮ゲート</td> <td>: 常時荷重＋地震荷重 常時荷重＋津波荷重 常時荷重＋津波荷重＋余震荷重 常時荷重＋津波荷重＋漂流物荷重</td> </tr> <tr> <td style="padding-right: 20px;">放水口側防潮堤</td> <td>: 常時荷重＋地震荷重 常時荷重＋津波荷重 常時荷重＋津波荷重＋余震荷重 常時荷重＋津波荷重＋漂流物荷重</td> </tr> <tr> <td style="padding-right: 20px;">防潮扉</td> <td>: 常時荷重＋地震荷重 常時荷重＋津波荷重 常時荷重＋津波荷重＋余震荷重 常時荷重＋津波荷重＋漂流物荷重</td> </tr> <tr> <td style="padding-right: 20px;">屋外排水路逆流防止設備</td> <td>: 常時荷重＋地震荷重 常時荷重＋津波荷重 常時荷重＋津波荷重＋余震荷重</td> </tr> </table>	取水路防潮ゲート	: 常時荷重＋地震荷重 常時荷重＋津波荷重 常時荷重＋津波荷重＋余震荷重 常時荷重＋津波荷重＋漂流物荷重	放水口側防潮堤	: 常時荷重＋地震荷重 常時荷重＋津波荷重 常時荷重＋津波荷重＋余震荷重 常時荷重＋津波荷重＋漂流物荷重	防潮扉	: 常時荷重＋地震荷重 常時荷重＋津波荷重 常時荷重＋津波荷重＋余震荷重 常時荷重＋津波荷重＋漂流物荷重	屋外排水路逆流防止設備	: 常時荷重＋地震荷重 常時荷重＋津波荷重 常時荷重＋津波荷重＋余震荷重
取水路防潮ゲート	: 常時荷重＋地震荷重 常時荷重＋津波荷重 常時荷重＋津波荷重＋余震荷重 常時荷重＋津波荷重＋漂流物荷重								
放水口側防潮堤	: 常時荷重＋地震荷重 常時荷重＋津波荷重 常時荷重＋津波荷重＋余震荷重 常時荷重＋津波荷重＋漂流物荷重								
防潮扉	: 常時荷重＋地震荷重 常時荷重＋津波荷重 常時荷重＋津波荷重＋余震荷重 常時荷重＋津波荷重＋漂流物荷重								
屋外排水路逆流防止設備	: 常時荷重＋地震荷重 常時荷重＋津波荷重 常時荷重＋津波荷重＋余震荷重								

基準津波及び耐津波設計方針に係る審査ガイド	高浜 1号炉及び2号炉 耐津波設計方針
<p>② 荷重の設定</p> <p>a) 津波による荷重（波圧、衝撃力）の設定に関して、考慮する知見（例えば、国交省の暫定指針等）及びそれらの適用性。</p> <p>b) 余震による荷重として、サイト特性（余震の震源、ハザード）が考慮され、合理的な頻度、荷重レベルが設定される。</p> <p>c) 地震により周辺地盤に液状化が発生する場合、防潮堤基礎杭に作用する側方流動力等の可能性を考慮すること。</p> <p>③ 許容限界</p> <p>a) 津波防護機能に対する機能保持限界として、当該構造物全体の変形能力（終局耐力時の変形）に対して十分な余裕を有し、津波防護機能を保持すること。（なお、機能損傷に至った場合、補修に、ある程度の期間が必要となることから、地震、津波後の再使用性に着目した許容限界にも留意する必要がある。）</p> <p>5.2 浸水防止設備の設計</p> <p>【規制基準における要求事項等】</p> <p>浸水防止設備については、浸水想定範囲における浸水時及び冠水後の波圧等に対する耐性等を評価し、越流時の耐性にも配慮した上で、入力津波に対</p>	<p>1号及び2号炉放水ピット止水板：常時荷重＋地震荷重 常時荷重＋津波荷重 常時荷重＋津波荷重＋余震荷重</p> <p>② 荷重の設定方法</p> <p>a) 常時荷重：自重を考慮する。</p> <p>b) 地震荷重：基準地震動を考慮する。</p> <p>c) 津波荷重：「港湾の施設の技術上の基準・同解説（平成19年）」及び津波避難ビルガイドラインに基づき設定する。</p> <p>d) 余震荷重：水平方向に弾性設計用地震動 $S_d-5_H(NS)$ を考慮し、鉛直方向に弾性設計用地震動 S_d-5_V を考慮する。</p> <p>e) 漂流物荷重：漂流物として総トン数10t級（排水トン数30t）の小型漁船を考慮し、「道路橋示方書（I 共通編・IV 下部構造編）・同解説」に基づき設定する。</p> <p>f) 放水口側防潮堤及び防潮扉については、堆積層及び盛土の上に設置されており、基準地震動が作用した場合、設置位置周辺の地盤が液状化する可能性があることから、基礎杭に作用する側方流動力の影響を考慮し、津波防護機能が十分保持できるように設計する。</p> <p>③ 許容限界</p> <p>a) 津波防護機能に対する機能保持限界として、当該構造物全体の変形能力（終局耐力時の変形）に対して十分な余裕を有し、止水性の面も踏まえることにより津波防護機能を保持することを確認する。</p> <p>5.2 浸水防止設備の設計</p> <p>【要求事項等への対応方針】</p> <p>浸水防止設備（海水ポンプ室浸水防止蓋、循環水ポンプ室浸水防止蓋、水</p>

基準津波及び耐津波設計方針に係る審査ガイド	高浜 1号炉及び2号炉 耐津波設計方針
<p>して浸水防止機能が十分に保持できるよう設計すること。</p> <p>【確認内容】</p> <p>(1) 要求事項に適合する設計方針であることを確認する。なお、後段規制（工事計画認可）においては、設備の寸法、構造、強度等が要求事項に適合するものであることを確認する。</p> <p>(2) 浸水防止設備のうち水密扉等、後段規制において強度の確認を要する設備については、設計方針の確認に加え、入力津波に対して浸水防止機能が十分保持できる設計がなされることの見通しを得るため、津波防護施設と同様に、荷重組合せ、荷重の設定及び許容限界（当該構造物全体の変形能力に対して十分な余裕を有し、かつ浸水防止機能を保持すること）の項目についての考え方を確認する。</p> <p>(3) 浸水防止設備のうち床・壁貫通部の止水対策等、後段規制において仕様（施工方法を含む）の確認を要する設備については、荷重の設定と荷重に対する性能確保についての方針を確認する。</p>	<p>密扉、貫通部止水処置）については、浸水想定範囲における浸水時及び冠水後の波圧等に対する耐性等を評価し、越流時の耐性にも配慮した上で、入力津波に対して浸水防止機能が十分に保持できるよう設計する。</p> <p>【確認状況】</p> <p>(1)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 浸水防止設備（海水ポンプ室浸水防止蓋、循環水ポンプ室浸水防止蓋、水密扉、貫通部止水処置）については、基準地震動による地震力に対して浸水防止機能が十分に保持できるよう設計する。また、浸水時の波圧等に対する耐性等を評価し、越流時の耐性にも配慮した上で、入力津波に対して浸水防止機能が十分に保持できるよう設計する。 ・ これらの浸水防止設備については、浸水時の波圧等に対する耐性等を評価し、入力津波に対して浸水防止機能が十分に保持できるよう設計する。 ・ 以下に浸水防止設備についての設計方針を示す。 <ul style="list-style-type: none"> 海水ポンプ室浸水防止蓋及び循環水ポンプ室浸水防止蓋は、津波荷重や地震荷重に対して浸水防止機能が十分保持できる設計とする。 なお、水密扉及び貫通部止水処置については、別途実施する溢水による損傷等の防止において示す。 <p>(2)、(3)</p> <p>以下に浸水防止設備について荷重組合せ、荷重の設定及び許容限界について考え方を示す。</p> <p>なお、水密扉及び貫通部止水処置については、別途実施する溢水による損傷等の防止において示す。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 荷重の組合せ <ul style="list-style-type: none"> 常時荷重、津波荷重及び地震荷重を適切に組み合わせる。 ① 常時荷重＋地震荷重 ② 常時荷重＋津波荷重

基準津波及び耐津波設計方針に係る審査ガイド	高浜 1 号炉及び 2 号炉 耐津波設計方針
<p>5.3 津波監視設備の設計</p> <p>【規制基準における要求事項等】</p> <p>津波監視設備については、津波の影響（波力、漂流物の衝突等）に対して、影響を受けにくい位置への設置、影響の防止策・緩和策等を検討し、入力津波に対して津波監視機能が十分に保持できるよう設計すること。</p> <p>【確認内容】</p> <p>(1) (3.2.1)の遡上解析結果に基づき、津波影響を受けにくい位置、及び津波影響を受けにくい建屋・区画・囲い等の内部に設置されることを確認する。</p> <p>(2) 要求事項に適合する設計方針であることを確認する。なお、後段規制（工事計画認可）においては、設備の位置、構造（耐水性を含む）、地震荷重・</p>	<p>③ 常時荷重＋津波荷重＋余震荷重</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 荷重の設定 <ul style="list-style-type: none"> ① 常時荷重：自重を考慮する。 ② 地震荷重：基準地震動を考慮する。 ③ 津波荷重：入力津波＋高潮の影響を考慮する。 ④ 余震荷重：余震として、弾性設計用地震動 S_{d-1} を考慮する。 ・ 許容限界 <p>浸水防止機能に対する機能保持限界として、地震後、津波後の再使用性や、津波の繰り返し作用を想定し、止水性の面も踏まえることにより当該構造物全体の变形能力に対して十分な余裕を有し、浸水防止機能を保持していることを確認する。</p> <p>5.3 津波監視設備の設計</p> <p>【要求事項等への対応方針】</p> <p>津波監視設備については、津波の影響（波力、漂流物の衝突等）に対して、影響を受けにくい位置へ設置し、入力津波に対して津波監視機能が十分に保持できるよう設計する。</p> <p>【確認状況】</p> <p>(1) 設置位置は、津波監視カメラ（3号炉原子炉格納施設壁面 T.P. 約+46.8m、4号炉原子炉補助建屋壁面 T.P. +36.2m）、潮位計（監視用）（1号炉海水ポンプ室 T.P. +7.1m、2号炉海水ポンプ室 T.P. +7.1m、3,4号炉海水ポンプ室 T.P. +4.6m）である。1号炉海水ポンプ室前面及び2号炉海水ポンプ室前面の入力津波高さ T.P. +2.6m 又は 3,4号炉海水ポンプ室前面の入力津波高さ T.P. +2.9m に対し、十分高い位置に設置している。</p> <p>(2) 津波監視設備は以下の2つの条件で評価を行い、入力津波に対して津波</p>

基準津波及び耐津波設計方針に係る審査ガイド	高浜 1号炉及び2号炉 耐津波設計方針
<p>風荷重との組合せを考慮した強度等が要求事項に適合するものであることを確認する。</p> <p>5.4 施設・設備等の設計・評価に係る検討事項</p> <p>5.4.1 津波防護施設、浸水防止設備等の設計における検討事項</p> <p>【規制基準における要求事項等】</p> <p>津波防護施設、浸水防止設備の設計及び漂流物に係る措置に当たっては、次に示す方針（津波荷重の設定、余震荷重の考慮、津波の繰り返し作用の考慮）を満足すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各施設・設備等の機能損傷モードに対応した荷重（浸水高、波力・波圧、洗掘力、浮力等）について、入力津波から十分な余裕を考慮して設定すること。 ・サイトの地学的背景を踏まえ、余震の発生の可能性を検討すること。 ・余震発生の可能性に応じて余震による荷重と入力津波による荷重との組合せを考慮すること。 ・入力津波の時刻歴波形に基づき、津波の繰り返しの襲来による作用が津波防護機能、浸水防止機能へ及ぼす影響について検討すること。 <p>【確認内容】</p> <p>(1) 津波荷重の設定、余震荷重の考慮、津波の繰り返し作用の考慮のそれぞれについて、要求事項に適合する方針であることを確認する。以下に具体的な方針を例示する。</p> <p>① 津波荷重の設定については、以下の不確かさを考慮する方針であること。</p>	<p>監視機能が十分に保持できるよう設計することとしている。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 常時荷重＋地震荷重 ② 常時荷重＋津波荷重 ③ 常時荷重＋津波荷重＋余震荷重 <p>余震荷重として、弾性設計用地震動 Sd-1 を考慮する。</p> <p>5.4 施設・設備等の設計・評価に係る検討事項</p> <p>5.4.1 津波防護施設、浸水防止設備等の設計における検討事項</p> <p>【要求事項等への対応方針】</p> <p>津波防護施設、浸水防止設備の設計及び漂流物に係る措置に当たっては、次に示す方針（津波荷重の設定、余震荷重の考慮、津波の繰り返し作用の考慮）を満足していることを確認する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各施設・設備等の機能損傷モードに対応した荷重（浸水高、波力・波圧等）について、入力津波から十分な余裕を考慮して設定する。 ・サイトの地学的背景を踏まえ、余震の発生の可能性を検討する。 ・余震発生の可能性に応じて余震による荷重と入力津波による荷重との組合せを考慮する。 ・入力津波の時刻歴波形に基づき、津波の繰り返しの襲来による作用が津波防護機能、浸水防止機能へ及ぼす影響について検討する。 <p>【確認状況】</p> <p>(1) 津波荷重の設定、余震荷重の考慮、津波の繰り返し作用の考慮のそれぞれについて、要求事項に適合する方針であることの概要を以下に示す。</p> <p>① 津波荷重については、以下の不確かさを考慮している。</p>

基準津波及び耐津波設計方針に係る審査ガイド	高浜 1 号炉及び 2 号炉 耐津波設計方針
<p>a) 入力津波が有する数値計算上の不確かさ</p> <p>b) 各施設・設備等の機能損傷モードに対応した荷重の算定過程に介入する不確かさ</p> <p>上記 b) の不確かさの考慮に当たっては、例えば抽出した不確かさの要因によるパラメータスタディ等により、荷重設置に考慮する余裕の程度を検討する方針であること。</p> <p>② 余震荷重の考慮については、基準津波の波源の活動に伴い発生する可能性がある余震（地震）について、そのハザードを評価するとともに、基準津波の継続時間のうち最大水位変化を生起する時間帯において発生する余震レベルを検討する方針であること。また、当該余震レベルによる地震荷重と基準津波による荷重は、これらの発生確率の推定に幅があることを考慮して安全側に組み合わせる方針であること。</p> <p>③ 津波の繰り返し作用の考慮については、各施設・設備の入力津波に対する許容限界が当該構造物全体の変形能力（終局耐力時の変形）に対して十分な余裕を有し、かつ津波防護機能・浸水防止機能を保持するとして設定されていれば、津波の繰り返し作用による直接的な影響は無いものとみなせるが、漏水、二次的影響（砂移動、漂流物等）による累積的な作用又は経時的な変化が考えられる場合は、時刻歴波形に基づいた、安全性を有する検討方針であること。</p>	<p>a) 入力津波が有する数値計算上の不確かさ</p> <p>b) 各施設・設備等の機能損傷モードに対応した荷重の算定過程に介入する不確かさ</p> <p>上記の不確かさの考慮に当たっては、入射津波高さ a_I または最大遡上水深 η_{max} を 1.5 倍することで考慮している。</p> <p>② 基準津波の波源である若狭海丘列付近断層および F O - A ~ F O - B ~ 熊川断層について、その活動に伴い発生する余震による荷重を設定する。入力津波が若狭海丘列付近断層による津波で決まる場合は、弾性設計用地震動 Sd-5_H(NS)、Sd-5_V を余震荷重として津波荷重と組合せる。入力津波が F O - A ~ F O - B ~ 熊川断層で決まる場合は、弾性設計用地震動 Sd-1 を余震荷重として津波荷重と組合せる。</p> <p>上記のとおり、津波の波源となる断層と余震の組合せが 2 ケースあり、入力津波の波源となる断層についての組合せを考慮して検討することとしているが、他方の組合せも必要に応じて検討を行う。</p> <p>③ 津波の繰り返し作用の考慮については、漏水、二次的影響（砂移動等）による累積的な作用又は経時的な変化が考えられる場合は、時刻歴波形に基づいた、安全性を有する検討をしている。具体的には以下のとおりである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・循環水機器・配管損傷による津波浸水量について、入力津波の時刻歴波形に基づき、津波の繰り返しの襲来を考慮している。 ・基準津波に伴う取水口付近の砂の移動・堆積については、基準津波に伴う砂移動の数値シミュレーションにおいて、津波の繰り返しの襲来を考慮している。 ・基準津波に伴う取水口付近の漂流物については、非常用海水路付近の寄せ波および引き波の方向を分析した上で、漂流物の可能性を検

基準津波及び耐津波設計方針に係る審査ガイド	高浜 1 号炉及び 2 号炉 耐津波設計方針
<p>5.4.2 漂流物による波及的影響の検討</p> <p>【規制基準における要求事項等】</p> <p>津波防護施設の外側の発電所敷地内及び近傍において建物・構築物、設置物等が破損、倒壊、漂流する可能性について検討すること。上記の検討の結果、漂流物の可能性がある場合には、防潮堤等の津波防護施設、浸水防止設備に波及的影響を及ぼさないよう、漂流防止装置または津波防護施設・設備への影響防止措置を施すこと。</p> <p>【確認内容】</p> <p>(1) 漂流物による波及的影響の検討方針が、要求事項に適合する方針であることを確認する。</p> <p>(2) 設計方針の確認に加え、入力津波に対して津波防護機能が十分保持できる設計がなされることの見通しを得るため、以下の例のような具体的な方針を確認する。</p> <p>① 敷地周辺の遡上解析結果等を踏まえて、敷地周辺の陸域の建物・構築物及び海域の設置物等を網羅的に調査した上で、敷地への津波の襲来経路及び遡上経路並びに津波防護施設の外側の発電所敷地内及び近傍において発生する可能性のある漂流物を特定する方針であること。なお、漂流物の特定に当たっては、地震による損傷が漂流物の発生可能性を高めることを考慮する方針であること。</p>	<p>討し、非常用海水路呑み口が閉塞することはないことを確認している。</p> <p>5.4.2 漂流物による波及的影響の検討</p> <p>【要求事項等への対応方針】</p> <p>津波防護施設、浸水防止設備の設計及び漂流物に係る措置に当たっては、次に示す方針（津波荷重の設定、余震荷重の考慮、津波の繰り返し作用の考慮）を満足していることを確認する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各施設・設備等の機能損傷モードに対応した荷重（浸水高、波力・波圧等）について、入力津波から十分な余裕を考慮して設定する。 ・サイトの地学的背景を踏まえ、余震の発生の可能性を検討する。 ・余震発生の可能性に応じて余震による荷重と入力津波による荷重との組合せを考慮する。 ・入力津波の時刻歴波形に基づき、津波の繰り返しの襲来による作用が津波防護機能、浸水防止機能へ及ぼす影響について検討する <p>【確認状況】</p> <p>漂流物となる可能性のある施設・設備を抽出するため、発電所周辺約 5km の範囲を、発電所構内については遡上域を網羅的に調査する。設置物については、地震で倒壊する可能性のあるものは倒壊させた上で、浮力計算により漂流するか否かの検討を行った。</p> <p>この結果、発電所構内で漂流する可能性があるものとして、放水口側の協力会社事務所等があるが、放水口側防潮堤及び防潮扉で防護されるため、取水性への影響はない。また、これらの設置位置及び津波の流向を考慮すると漂流物は取水口へは向かわない。</p> <p>発電所構外で漂流する可能性があるものとして、発電所近傍で航行不能になった漁船が挙げられるが、取水口側は取水路防潮ゲート、放水口側は放水</p>

基準津波及び耐津波設計方針に係る審査ガイド	高浜 1 号炉及び 2 号炉 耐津波設計方針
<p>② 漂流防止装置、影響防止装置は、津波による波力、漂流物の衝突による荷重との組合せを適切に考慮して設計する方針であること。</p> <p>5.4.3 津波影響軽減施設・設備の扱い</p> <p>【規制基準における要求事項等】</p> <p>津波防護施設・設備の設計において津波影響軽減施設・設備の効果を期待する場合、津波影響軽減施設・設備は、基準津波に対して津波による影響の軽減機能が保持されるよう設計すること。津波影響軽減施設・設備は、次に示す事項を考慮すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 地震が津波影響軽減機能に及ぼす影響 ・ 漂流物による波及的影響 ・ 機能損傷モードに対応した荷重について十分な余裕を考慮した設定 ・ 余震による荷重と地震による荷重の荷重組合せ ・ 津波の繰り返し襲来による作用が津波影響軽減機能に及ぼす影響 <p>【確認内容】</p> <p>(1) 津波影響軽減施設・設備の効果に期待する場合における当該施設・設備の検討方針が、要求事項に適合する方針であることを確認する。</p>	<p>口側防潮堤及び防潮扉により防護する。</p> <p>取水路防潮ゲート及び放水口側防潮堤の設計においては、漂流物として衝突する可能性がある小型漁船を衝突荷重として評価する。</p> <p>5.4.3 津波影響軽減施設・設備の扱い</p> <p>【要求事項等における要求事項等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 津波影響軽減施設としては、取水口のカーテンウォールがあり、基準津波に対して津波による影響の軽減機能が保持されるよう設計する。津波影響軽減施設は次に示す事項を考慮する。 <ol style="list-style-type: none"> ① 基準地震動 S_s が津波影響軽減機能に及ぼす影響 ② 漂流物の衝突力 ③ 機能損傷モードに対応した荷重について十分な余裕 ④ 余震による荷重と地震による荷重の荷重組合せ ⑤ 津波の繰り返し襲来による作用が津波影響軽減機能に及ぼす影響 <p>【確認状況】</p> <p>(1) 津波影響軽減施設の設計においては、以下の通り、常時荷重、津波荷重、地震荷重、余震荷重、漂流物荷重を適切に組合せて設計を行う。</p> <p>また、設計に当たっては、漂流物による荷重及び自然現象との組合せを適切に考慮する。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 荷重の組合せ <ul style="list-style-type: none"> 常時荷重＋津波荷重 常時荷重＋地震荷重 常時荷重＋津波荷重＋余震荷重 常時荷重＋津波荷重＋漂流物荷重 ② 荷重の設定

基準津波及び耐津波設計方針に係る審査ガイド	高浜 1 号炉及び 2 号炉 耐津波設計方針
<p>Ⅲ . 附則</p> <p>この規定は、平 2 5 年 7 月 8 日より施行する。</p> <p>本ガイドに記載されている手法等以外の手法等であっても、その妥当性が適切に示された場合には、その手法等を用いることは妨げない。また、本ガイドは、今後の新たな知見と経験の蓄積に応じて、それらを適切に反映するよう見直していくものとする。</p>	<p>津波影響軽減施設の設計において考慮する荷重は以下のように設定する。</p> <p>a) 常時荷重 : 自重を考慮する。</p> <p>b) 地震荷重 : 基準地震動 S_s を考慮する。</p> <p>c) 津波荷重 : 取水口カーテンウォールについては「取水口前面」での入力津波をもとに考慮する。津波波力は、「港湾の施設の技術上の基準・同解説」（以下、「港湾基準」という。）により設定する。</p> <p>d) 余震荷重 : 水平方向に弾性設計用地震動 $S_d-5_H(NS)$ を考慮し、鉛直方向に弾性設計用地震動 S_d-5_V を考慮する。</p> <p>e) 漂流物荷重 : 漂流物として総トン数 10t 級（排水トン数 30t）の小型漁船を考慮し、「道路橋示方書（I 共通編・IV 下部構造編）・同解説」に基づき設定する。</p> <p>③ 許容限界</p> <p>津波影響軽減施設に対する機能保持限界として、地震後、津波後の再使用性や、津波の繰返し作用を想定し、当該構造物全体の変形能力に対して十分な余裕を有するよう、構成する部材が弾性域内に収まることを基本として、津波影響軽減機能を維持していることを確認する。</p>

2. 3号炉及び4号炉

基準津波及び耐津波設計方針に係る審査ガイド	高浜3号炉及び4号炉 耐津波設計方針
<p>Ⅱ . 耐津波設計方針</p> <p>1. 総則</p> <p>1.1 目的</p> <p>本ガイドは、発電用軽水型原子炉施設の設置許可段階の耐津波設計方針に関わる審査において、審査官等が実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則（平成25年原子力規制委員会規則第5号）並びに実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則の解釈（原規技発第1306193号（平成25年6月19日原子力規制委員会決定））（以下「設置許可基準規則及び同規則の解釈」という。）の趣旨を十分踏まえ、耐津波設計方針の妥当性を厳格に確認するために活用することを目的とする。</p> <p>1.2 適用範囲</p> <p>本ガイドは、発電用軽水型原子炉施設に適用される。なお、本ガイドの基本的な考え方は、原子力関係施設及びその他の原子炉施設にも参考となるものである。</p> <p>2. 基本方針</p> <p>2.1 基本方針の概要</p> <p>原子炉施設の耐津波設計の基本方針については、『重要な安全機能を有する施設は、施設の供用期間中に極めてまれではあるが発生する可能性があり、施設に大きな影響を与えるおそれがある津波（基準津波）に対して、その安全機能を損なわない設計であること』である。この基本方針に関して、設置許可に係る安全審査において、以下の要求事項を満たした設計方針であることを確認する。</p>	<p>Ⅱ . 耐津波設計方針</p> <p>1. 総則</p> <p>—</p> <p>2. 基本方針</p> <p>2.1 基本方針の概要</p> <p>高浜原子力発電所3, 4号炉の耐津波設計の基本方針については、『重要な安全機能を有する施設は、施設の供用期間中に極めてまれではあるが発生する可能性があり、施設に大きな影響を与えるおそれがある津波（基準津波）に対して、その安全機能を損なわない設計であること』としている。この基本方針に関して、以下の要求事項に対応した設計としている。</p>

基準津波及び耐津波設計方針に係る審査ガイド	高浜3号炉及び4号炉 耐津波設計方針
<p>(1) 津波の敷地への流入防止</p> <p>重要な安全機能を有する施設の設置された敷地において、基準津波による遡上波を地上部から到達、流入させない。また、取水路、放水路等の経路から流入させない。</p> <p>(2) 漏水による安全機能への影響防止</p> <p>取水・放水施設、地下部において、漏水可能性を考慮の上、漏水による浸水範囲を限定して、重要な安全機能への影響を防止する。</p> <p>(3) 津波防護の多重化</p> <p>上記2方針のほか、重要な安全機能を有する施設については、浸水防護をすることにより津波による影響等から隔離すること。</p> <p>(4) 水位低下による安全機能への影響防止</p> <p>水位変動に伴う取水性低下による重要な安全機能への影響を防止する。</p> <p>これらの要求事項のうち(1)及び(2)については、津波の敷地への浸水を基本的に防止するものである。(3)については、津波に対する防護を多重化するものであり、また、地震・津波の相乗的な影響や津波以外の溢水要因も考慮した上で安全機能への影響を防止するものである。なお、(3)は、設計を超える事象（津波が防潮堤を超え敷地に流入する事象等）に対して一定の耐性を付与するものでもある。ここで、(1)においては、敷地への浸水を防止するための対策を施すことも求めており、(2)においては、敷地への浸水対策を施した上でもなお漏れる水、及び設備の構造上、津波による圧力上昇で漏れる水を合わせて「漏水」と位置付け、漏水による浸水範囲を限定し、安全機能への影響を防止することを求めている。</p>	<p>(1) 津波の敷地への流入防止</p> <p>設計基準対象施設の津波防護対象設備（津波防護施設、浸水防止設備、津波監視設備及び非常用取水設備を除く。）を内包する建屋及び区画の設置された敷地において、基準津波による遡上波を地上部から到達又は流入させない設計とする。また、取水路及び放水路等の経路から流入させない設計とする。</p> <p>(2) 漏水による安全機能への影響防止</p> <p>取水・放水施設及び地下部等において、漏水する可能性を考慮の上、漏水による浸水範囲を限定して、重要な安全機能への影響を防止できる設計とする。</p> <p>(3) 津波防護の多重化</p> <p>上記2方針のほか、設計基準対象施設の津波防護対象設備を内包する建屋及び区画については、浸水防護をすることにより、津波による影響等から隔離可能な設計とする。</p> <p>(4) 水位低下による安全機能への影響防止</p> <p>水位変動に伴う取水性低下による重要な安全機能への影響を防止できる設計とする。</p>

基準津波及び耐津波設計方針に係る審査ガイド

高浜3号炉及び4号炉 耐津波設計方針

本ガイドの項目と設置許可基準規則及び同規則の解釈の関係を以下に示す。

基準津波及び耐津波設計方針に係る審査ガイド II . 耐津波設計方針	設置許可基準	
	規則	解釈(別記3)
1. 総則	—	—
1.1 目的	—	—
1.2 適用範囲	—	—
2. 基本方針	—	—
2.1 概要	—	—
2.2 安全審査範囲及び事項	—	—
3. 基本事項	—	—
3.1 敷地及び敷地周辺における地形及び施設の配置等	第二章 第五条	3-①
3.2 基準津波による敷地及び敷地周辺の遡上・浸水域	第二章 第五条	3-②
3.3 入力津波の設定	第二章 第五条	3 五 ②
3.4 津波防護方針の審査にあたっての考慮事項(水位変動・地殻変動)	第二章 第五条	3 七
4. 津波防護方針	—	—
4.1 敷地の特性に応じた基本方針	第二章 第五条	3 一～三
4.2 敷地への浸水防止(外郭防護)	第二章 第五条	3 一 ①, ③
4.3 漏水による重要な安全機能への影響防止(外郭防護)	第二章 第五条	3 二 ①～③
4.4 重要な安全機能を有する施設の隔離(内郭防護)	第二章 第五条	3 三
4.5 水位変動に伴う取水性低下による重	第二章 第五条	3 四、六

基準津波及び耐津波設計方針に係る審査ガイド

高浜 3 号炉及び 4 号炉 耐津波設計方針

要な安全機能への影響防止		
4.6 津波監視	第二章 第五条	3 五
5. 施設・設備の設計の方針及び条件	—	—
5.1 津波防護施設の設計	第二章 第五条	3 五 ③、六
5.2 浸水防止設備の設計	第二章 第五条	3 五 ④、六
5.3 津波監視設備の設計	第二章 第五条	3 五 ⑤、⑥、 ⑧
5.4 津波防護施設、浸水防止設備等の設計における検討事項	第二章 第五条	3 五 ⑦

2.2 安全審査範囲及び事項

設置許可に係る安全審査においては、基本設計段階における審査として、主に、基本事項、津波防護方針の妥当性について確認する。施設・設備の設計については、方針、考え方を確認し、その詳細を後段規制（工事計画認可）において確認することとする。津波に対する設計方針に係る安全審査の範囲を表-1 に示す。それぞれの審査事項ごとの審査内容は以下のとおりである。

(1) 基本事項

略

(2) 津波防護方針

略

(3) 施設・設備の設計方針

略

2.2 安全審査範囲及び事項

—

基準津波及び耐津波設計方針に係る審査ガイド

高浜 3 号炉及び 4 号炉 耐津波設計方針

表－1 津波に対する設計方針に係る安全審査の範囲

大項目	中項目	審査事項	審査の範囲※1	確認内容
基本事項	①敷地の地形・施設の配置等	—	◎	
	②敷地周辺の遡上・浸水域	—	◎	評価の妥当性
	③入力津波	—	◎	
	④水位変動、地殻変動	—	◎	考慮の妥当性
津波防護設計	①基本方針	敷地の特性に応じた津波防護の考え方	◎	妥当性
	②外郭防護 1	地上からの浸水経路・対策	◎	経路・対策の妥当性
		流入経路・対策	◎	
		津波防護施設	◎	位置・仕様※4
	③外郭防護 2	浸水防止設備 ※2	○	設置の方針
		漏水経路・浸水想定範囲・対策※ 2	○	経路・範囲・対策の方針
			浸水防止設備※ 2	○
	④内郭防護	浸水防護重点化範囲	○	基本設計による

基準津波及び耐津波設計方針に係る審査ガイド				高浜 3 号炉及び 4 号炉 耐津波設計方針
		※ 2		範囲設定及び方針
		浸水防止設備※ 2	○	仕様の方針
	⑤海水ポンプ取水性	安全機能保持の評価	◎	評価の妥当性 ※4
	⑥津波監視	津波監視設備※ 2	○	設置の方針
設計における検討事項	①津波防護施設 ※3	荷重設定 荷重組合せ 許容限界	○ ○ ○	それぞれの方針
	②浸水防止設備 ※3	同上	○	同上
	③津波監視設備 ※3	同上	○	同上
	④漂流物対策 ※3	—	○	対策の方針
	③津波影響軽減施設・設備 ※3	—	○	設置時の方針
<p>※1 ◎安全審査で妥当性を確認 ○安全審査で方針等を確認（設計の詳細は工事計画認可で確認）</p> <p>※2 仕様、配置等の詳細については、基本設計段階では確定していないことから、詳細設計段階で確認</p> <p>※3 施設・設備毎の具体的な設計方針、検討方針・構造・強度については、工事計画認可において確認</p> <p>※4 施設・設備の構造・強度については、工事計画認可において確認</p>				

基準津波及び耐津波設計方針に係る審査ガイド	高浜 3 号炉及び 4 号炉 耐津波設計方針
<p>3. 基本事項</p> <p>3.1 敷地及び敷地周辺における地形及び施設の配置等 敷地及び敷地周辺の図面等に基づき、以下を把握する。</p> <p>(1) 敷地及び敷地周辺の地形、標高、河川が存在</p> <p>(2) 敷地における施設（以下、例示）の位置、形状等</p> <p>① 耐震 S クラスの設備を内包する建屋</p> <p>② 耐震 S クラスの屋外設備</p> <p>③ 津波防護施設（防潮堤、防潮壁等）</p> <p>④ 浸水防止設備（水密扉等） ※</p> <p>⑤ 津波監視設備（潮位計、取水ピット水位計等） ※</p>	<p>3. 基本事項</p> <p>3.1 敷地及び敷地周辺における地形及び施設の配置等 敷地及び敷地周辺の図面等に基づき、以下を示している。</p> <p>(1) 敷地及び敷地周辺の地形、標高、河川が存在 高浜発電所の敷地は音海半島の根元部に位置する。敷地の地形は、北・西・南側を標高 100～200m 程度の山で囲まれており、中央部の平地は南西―北東方向に延び若狭湾に臨んでいる。 敷地周辺の地形は、標高 150～200m 程度の山なみが敷地の南側、北側を走り、東側は直接高浜湾に、西側は内浦湾に臨んでいる。 また、発電所付近の河川としては敷地の南方約 5km のところに二級河川の関屋川があり、また敷地西側境界に接して溪流（才谷川）がある。</p> <p>(2) 敷地における施設の位置、形状等</p> <p>① 設計基準対象施設の津波防護対象設備を内包する建屋及び区画として、T. P. +3. 5m の敷地に原子炉格納施設、原子炉補助建屋、制御建屋、中間建屋がある。</p> <p>② 設計基準対象施設の津波防護対象設備を有する屋外設備としては、T. P. +3. 5m の敷地に海水ポンプ室、燃料油貯油そう、T. P. +15. 0m の高さに復水タンクがある。</p> <p>④ 津波防護施設として、取水路に取水路防潮ゲート、T. P. +3. 5m の敷地に放水口側防潮堤及び防潮扉、放水路に屋外排水路逆流防止設備、1 号及び 2 号炉放水ピットに放水ピット止水板、1 号炉海水ポンプ室 T. P. +7. 1m、2 号炉海水ポンプ室 T. P. +7. 1m 及び 3, 4 号炉海水ポンプ室 T. P. +4. 6m に潮位計（防護用）、1 号及び 2 号炉中央制御室並びに 3 号及び 4 号炉中央制御室に衛星電話（津波防護用）を設置する。</p> <p>④ 浸水防止設備として、海水ポンプ室床面 T. P. +1. 55m に海水ポンプ室浸水防止蓋を設置している。</p> <p>⑤ 津波監視設備として、3 号炉原子炉格納施設壁面 T. P. +46. 8m 及び 4 号</p>

基準津波及び耐津波設計方針に係る審査ガイド	高浜3号炉及び4号炉 耐津波設計方針
<p>※ 基本設計段階で位置が特定されているもの</p> <p>⑥ 敷地内（防潮堤の外側）の遡上域の建物・構築物等（一般建物、鉄塔、タンク等）</p> <p>(3) 敷地周辺の人口構造物（以下は例示である。）の位置、形状等</p> <p>① 港湾施設（サイト内及びサイト外）</p> <p>② 河川堤防、海岸線の防波堤、防潮堤等</p> <p>③ 海上設置物（係留された船舶等）</p> <p>④ 遡上域の建物・構築物等（一般建物、鉄塔、タンク等）</p> <p>⑤ 敷地前面海域における通過船舶</p> <p>3.2 基準津波による敷地周辺の遡上・浸水域</p> <p>3.2.1 敷地周辺の遡上・浸水域の評価</p> <p>【規制基準における要求事項等】</p> <p>遡上・浸水域の評価に当たっては、次に示す事項を考慮した遡上解析を実施して、遡上波の回り込みを含め敷地への遡上の可能性を検討すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 敷地及び敷地周辺の地形とその標高 ・ 敷地沿岸域の海底地形 ・ 津波の敷地への侵入角度 ・ 敷地及び敷地周辺の河川、水路の存在 ・ 陸上の遡上・伝播の効果 ・ 伝播経路上の人工構造物 	<p>炉原子炉補助建屋壁面 T.P. +36.2m に津波監視カメラを設置している。</p> <p>⑥ 敷地内の遡上域の建物・構築物等としては、T.P. +3.5m の敷地に協力会社事務所等がある。</p> <p>(3) 敷地周辺の人工構造物の位置、形状等</p> <p>① 港湾施設として、発電所構内に物揚岸壁があり、燃料等輸送船が不定期に停泊する。発電所構外には、内浦湾内に内浦港があり、輸送船が不定期に停泊する。また、漁港として音海、上瀬、高浜湾内に小黑飯がある。</p> <p>② 各々の漁港には防波堤が設置されている。</p> <p>③ 海上設置物としては、周辺の漁港に船舶・漁船が約 140 隻、浮き筏が約 170 床、発電所取水口にクラゲ防止網が設置されている。</p> <p>④ 敷地周辺に民家、倉庫等がある。</p> <p>⑤ 敷地前海域における海上交通としては、発電所沖合約 14km に舞鶴から小樽（北海道）へのフェリー航路がある。</p> <p>3.2 敷地及び敷地周辺における地形及び施設の配置等</p> <p>3.2.1 敷地周辺の遡上・浸水域の評価</p> <p>【要求事項等への対応方針】</p> <p>遡上・浸水域の評価に当たっては、次に示す事項を考慮した津波シミュレーションを実施して、遡上波の回り込みを含め敷地への遡上の可能性を検討する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 敷地及び敷地周辺の地形とその標高 ・ 敷地沿岸域の海底地形 ・ 津波の敷地への侵入角度 ・ 敷地及び敷地周辺の河川、水路の存在 ・ 陸上の遡上・伝播の効果・伝播経路上の人工構造物 ・ 伝播経路上の人工構造物

基準津波及び耐津波設計方針に係る審査ガイド

高浜3号炉及び4号炉 耐津波設計方針

【確認内容】

- (1) 上記の考慮事項に関して、遡上解析（砂移動の評価を含む）の手法、データ及び条件を確認する。確認のポイントは以下のとおり。
- ① 敷地及び敷地周辺の地形とその標高について、遡上解析上、影響を及ぼすものが考慮されているか。遡上域のメッシュサイズを踏まえ適切な形状にモデル化されているか。
 - ② 敷地沿岸域の海底地形の根拠が明示され、その根拠が信頼性を有するものか。
 - ③ 敷地及び敷地周辺に河川、水路が存在する場合には、当該河川、水路による遡上を考慮する上で、遡上域のメッシュサイズが十分か、また、適切な形状にモデル化されているか。
 - ④ 陸上の遡上・伝播の効果について、遡上、伝播経路の状態に応じた解析モデル、解析条件が適切に設定されているか。
 - ⑤ 伝播経路上の人工構造物について、遡上解析上、影響を及ぼすものが考慮されているか。遡上域のメッシュサイズを踏まえ適切な形状にモデル化されているか。
- (2) 敷地周辺の遡上・浸水域の把握に当たっての考慮事項に対する確認のポイントは以下のとおり。
- ① 敷地前面・側面及び敷地周辺の津波の侵入角度及び速度、並びにそれらの経時変化が把握されているか。また、敷地周辺の浸水域の寄せ波・引き波の津波の遡上・流下方向及びそれらの速度について留意されているか。

【確認状況】

- (1) 上記の考慮事項に関して、津波シミュレーションの手法、データ及び条件を以下のとおり確認している。
- ① 敷地については、敷地形状を適切にモデル化しており、メッシュサイズは最小 3.125m としている。また、敷地周辺については、安全側評価のため、遡上を考慮しておらず、完全反射条件としている。
 - ② 敷地沿岸域及び海底地形は、海上保安庁等による海底地形図、海上音波探査結果及び取水口付近の深淺測量結果を使用する。また、取・放水路（取水路及び海水取水トンネル等）の緒元、敷地標高については、発電所の竣工図を使用する。
 - ③ 敷地に影響を及ぼす箇所には河川は存在していない。また、敷地内に存在する取・放水路および遡上域のメッシュサイズを最小 3.125m として適切にモデル化している。敷地周辺は安全側評価のため、遡上を考慮しておらず、完全反射条件としている。
 - ④ 陸上の遡上・伝播効果について、遡上・伝播経路の状態に応じた解析モデル・解析条件が適切に設定された遡上域のモデルを作成する。
 - ⑤ 伝播経路上の人工構造物については、図面を基に遡上影響を及ぼす構造物、津波防護施設を考慮する。津波の浸入に対して、津波防護施設で防護する方針であるため、津波防護施設より内側の建屋等のモデル化を行っていない。
- (2) 敷地周辺の遡上・浸水域の把握に当たって以下のとおり確認する。
- ① 敷地の複数の評価地点の時刻歴波形を確認することにより、津波水位や流速の経時変化を確認している。また、敷地周辺における時々刻々の水位分布図や流速分布図により、津波の侵入角度についても確認している。

基準津波及び耐津波設計方針に係る審査ガイド	高浜3号炉及び4号炉 耐津波設計方針
<p>② 敷地前面又は津波浸入方向に正対した面における敷地及び津波防護施設について、その標高の分布と施設前面の津波の遡上高さの分布を比較し、遡上波が敷地に地上部から到達・流入する可能性が考えられるか。</p> <p>③ 敷地及び敷地周辺の地形、標高の局所的な変化、並びに河川、水路等が津波の遡上・流下方向に影響を与え、遡上波の敷地への回り込みの可能性が考えられるか。</p> <p>3.2.2 地震・津波による地形等の変化に係る評価</p> <p>【規制基準における要求事項等】</p> <p>次に示す可能性が考えられる場合は、敷地への遡上経路に及ぼす影響を検討すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地震に起因する変状による地形、河川流路の変化 ・繰り返し襲来する津波による洗掘・堆積により地形、河川流路の変化 <p>【確認内容】</p> <p>(1) (3.2.1)の遡上解析結果を踏まえ、遡上及び流下経路上の地盤並びにその周辺の地盤について、地震による液状化、流動化又はすべり、もしくは津波による地形変化、標高変化が考えられる場合は、遡上波の敷地への到達（回り込みによるものを含む）の可能性について確認する。なお、敷地の周辺斜面が、遡上波の敷地への到達に対して障壁となっている場合は、当該斜面の地震時及び津波時の健全性について、重要施設の周辺斜面と同等の信頼性を有する評価を実施する等、特段の留意が必要である。</p> <p>(2) 敷地周辺の遡上経路上に河川、水路が存在し、地震による河川、水路の堤防等の崩壊、周辺斜面の崩落に起因して流路の変化が考えられる場合は、遡上波の敷地への到達の可能性について確認する。</p> <p>(3) 遡上波の敷地への到達の可能性に係る検討に当たっては、地形変化、標</p>	<p>② 敷地の形状及び津波防護施設をモデル化して計算を実施しており、津波防護施設を越流しないことを確認している。</p> <p>③ 敷地に影響を与えるような、標高の局所的な変化、河川及び水路等はないため、遡上波の敷地への回り込みの可能性は考えられない。</p> <p>3.2.2 地震・津波による地形等の変化に係る評価</p> <p>【要求事項等への対応方針】</p> <p>次に示す可能性について検討し、可能性がある場合は、敷地への遡上経路に及ぼす影響を検討する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地震に起因する変状による地形、河川流路の変化 ・繰り返し襲来する津波による洗掘・堆積により地形、河川流路の変化 <p>【確認状況】</p> <p>(1) 津波シミュレーション結果を踏まえ、遡上及び流下経路上の地盤並びにその周辺の地盤について、地震による液状化、流動化又はすべり、もしくは津波による地形変化、標高変化について検討し、遡上波が津波防護施設を越流して敷地に到達する可能性が無いことを確認した。</p> <p>(2) 敷地西側に才谷川が存在するが、発電所と才谷川は標高約100mの山を隔てており、敷地への遡上波に影響することはない。取水路及び放水路が存在するが、取水路防潮ゲート及び放水口側防潮堤等を設置しており、遡上波の敷地への到達の可能性が無いことを確認した。</p> <p>(3) 高浜発電所への津波の浸入経路は、敷地及びプラントの配置より、取水</p>

基準津波及び耐津波設計方針に係る審査ガイド	高浜 3 号炉及び 4 号炉 耐津波設計方針
<p>高変化、河川流路の変化について、基準地震動 S_s による被害想定を基に遡上解析の初期条件として設定していることを確認する。</p> <p>(4) 地震による地盤変状、斜面崩落等の評価については、適用する手法、データ及び条件並びに評価結果を確認する。</p> <p>3.3 入力津波の設定</p> <p>【規制基準における要求事項等】</p> <p>基準津波は、波源域から沿岸域までの海底地形等を考慮した、津波伝播及び遡上解析により時刻歴波形として設定していること。入力津波は、基準津波の波源から各施設・設備等の設置位置において算定される時刻歴波形とし</p>	<p>口側と放水口付近の 2 箇所である。このうち、放水口付近は、埋立層および沖積層が分布し基準地震動 S_s が作用した場合地盤が液状化により沈下するおそれがあることから、有効応力解析により沈下量を算出し、津波シミュレーションに反映している。初期潮位は朔望平均満潮位 T.P. +0.49m とし、潮位のバラツキ 0.15m については津波シミュレーションより求めた津波水位に加えることで考慮する。</p> <p>液状化により地盤が沈下し、津波が放水口側防潮堤の下から回り込む懸念に対しては、地中部に鋼矢板及びコンクリート基礎を設置することにより防護する。</p> <p>取水口側の流入経路の大半は岩盤であり取水口についても地盤改良を行っていることから、基準地震動 S_s が作用した場合においても沈下は殆ど生じない。また、取水路防潮ゲートおよび取水口ケーソン周辺斜面についても、基準地震動 S_s に対する安定性を評価した結果いずれについてもすべり安全率は評価基準値を満足しており、斜面の変状（崩壊）が津波の遡上に影響を及ぼさないことを確認している。また、取水路上に内浦大橋（県道）が架橋しているが、落橋防止対策がされており、万一落橋したとしても、落橋位置で津波が一時的に競り上がる可能性はあるものの取水路を完全閉塞する形状となることは考えにくく、敷地奥への津波の遡上高さに影響することはない。</p> <p>(4) 地震による地盤変状、斜面崩落等の評価について、地質調査等に基づき条件を設定し確認している。</p> <p>3.3 入力津波の設定</p> <p>【要求事項等への対応方針】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・基準津波については、「高浜発電所 3 号炉及び 4 号炉 基準津波の評価」にて説明する。 ・入力津波は、基準津波の波源から各施設・設備等の設置位置において算定

基準津波及び耐津波設計方針に係る審査ガイド	高浜 3 号炉及び 4 号炉 耐津波設計方針
<p>て設定していること。基準津波及び入力津波の設定に当たっては、津波による港湾内の局所的な海面の固有振動の励起を適切に評価し考慮すること。</p> <p>【確認内容】</p> <p>(1) 入力津波は、海水面の基準レベルからの水位変動量を表示していること。なお、潮位変動等については、入力津波を設計又は評価に用いる場合に考慮するものとする。</p> <p>(2) 入力津波の設定に当たっては、入力津波が各施設・設備の設計に用いるものであることを念頭に、津波の高さ、津波の速度、衝撃力等、着目する荷重因子を選定した上で、各施設・設備の構造・機能損傷モードに対応する効果（浸水高、波力・波圧、洗掘力、浮力等）が安全側に評価されることを確認する。</p> <p>(3) 施設が海岸線の方向において広がりを持っている場合（例えば敷地前面の防潮堤、防潮壁）は、複数の位置において荷重因子の値の大小関係を比較し、当該施設に最も大きな影響を与える波形を入力津波として設定していることを確認する。</p>	<p>される時刻歴波形として設定している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・基準津波の設定に当たっては、敷地及び敷地周辺をモデル化し、津波による局所的な海面の励起を評価できるモデルを用いていることを確認している。 <p>【確認状況】</p> <p>(1) 入力津波は、海水面の基準レベルから算定した水位変動量を表示している。潮位変動等については、入力津波を設計、評価に用いる場合に考慮している。</p> <p>(2) 入力津波の設定に当たっては、津波の高さ、速度、津波波力に着目し、各施設・設備において算定された数値を安全側に評価した値を入力津波高さや速度として設定することで、各施設・設備の構造・機能の損傷に影響する浸水高、波力・波圧について安全側に評価している。また、津波防護施設等の新規の施設・設備の設計においては、入力津波高さ以上の高さの津波を設計荷重とし、より安全側の評価を行っている。なお、津波防護施設等の構造に影響する洗掘力、浮力が生じる可能性がある場所においては、地表面舗装を実施するなどの対策を実施している。</p> <p>(3) 取水路防潮ゲート、放水口側防潮堤、防潮扉、屋外排水路逆流防止設備並びに 1 号及び 2 号炉放水路ピット止水板に対し最も大きな影響を与える波形を入力津波として設定している。</p> <p>敷地への遡上及び水位変動に伴う取水性低下による海水ポンプへの影響を防ぐため取水路防潮ゲートを設置し、発電所を含む地域に大津波警報が発表された場合、原則、循環水ポンプ停止後、取水路防潮ゲートを閉止する手順を定めることから、大津波警報が発表された場合で、取水路防潮ゲート閉止後に敷地に到達する津波については、取水路防潮ゲート閉止を前提として評価する。また、基準津波 3 及び基準津波 4 については、以下を考慮し、評価する。若狭湾の伝播特性により、高浜発電所の取水路から</p>

基準津波及び耐津波設計方針に係る審査ガイド	高浜 3 号炉及び 4 号炉 耐津波設計方針
	<p>海水ポンプ室に至る経路において第 1 波より第 2 波以降の水位変動量が大きくなること並びに津波の第 1 波の押し波が敷地へ遡上しないこと及び第 1 波の引き波による水位の低下に対して海水ポンプが機能保持できること並びに第 2 波以降の押し波が敷地に遡上するおそれがあること及び第 2 波以降の引き波による水位の低下に対して海水ポンプが機能保持できないおそれがあることを踏まえ、潮位計（防護用）により観測された津波の第 1 波の水位変動量が、敷地への遡上若しくは水位の低下による海水ポンプへの影響のおそれがある津波を網羅的に検知できるように設定した取水路防潮ゲートの閉止判断基準となった場合に、津波襲来と判断し、循環水ポンプ停止後、取水路防潮ゲートを閉止することにより第 2 波以降の侵入を防止することで敷地への遡上及び水位の低下による海水ポンプへの影響を回避する。</p> <p>この取水路防潮ゲートの閉止判断基準は、「4 台の潮位計（防護用）のうち、2 台の観測潮位がいずれも 10 分以内に 0.5m 以上下降し、その後、最低潮位から 10 分以内に 0.5m 以上上昇すること、又は 10 分以内に 0.5m 以上上昇し、その後、最高潮位から 10 分以内に 0.5m 以上下降すること。」とし、この条件成立を 1 号及び 2 号炉当直課長と 3 号及び 4 号炉当直課長の衛星電話（津波防護用）を用いた連携により確認（以下、この条件成立の確認を「取水路防潮ゲートの閉止判断基準を検知」という。）した場合、循環水ポンプ停止後、取水路防潮ゲートを閉止する。したがって、入力津波の設定において、基準津波 3 及び基準津波 4 は、取水路防潮ゲート閉止に必要な時間が経過した後に、取水路防潮ゲートを閉止する条件で評価する。</p> <p>なお、取水路防潮ゲートの閉止判断基準の設定に当たっては、基準津波 3 及び基準津波 4 の波源に関する「崩壊規模」又は「破壊伝播速度」及び若狭湾の伝播特性を踏まえ、津波シミュレーションのパラメータスタディを実施し、施設に影響を与える津波を見逃さない条件を確認する。その上</p>

基準津波及び耐津波設計方針に係る審査ガイド	高浜 3 号炉及び 4 号炉 耐津波設計方針
<p>(4) 基準津波及び入力津波の設定に当たっては、津波による港湾内の局所的な海面の固有振動の励起について、以下の例のように評価し考慮していることを確認する。</p> <p>① 港湾内の局所的な海面の固有振動に関しては、港湾周辺及び港湾内の水位分布、速度ベクトル分布の経時的変化を分析することにより、港湾内の局所的な現象として生じているか、生じている場合、その固有振動による影響が顕著な範囲及び固有振動の周期を把握する。</p> <p>② 局所的な海面の固有振動により水位変動が大きくなっている箇所がある場合、取水ピット、津波監視設備（敷地の潮位計等）との位置関係を把握する。（設計上クリティカルとなる程度に応じて緩和策、設備設置位置の移動等の対応を検討）</p>	<p>で、安全側に複数の仮設定値を設定する。次に、設定した仮設定値のうち、津波の時刻歴波形を有する津波については、取水口側の影響評価を行い、仮設定値を再設定する。</p> <p>上記の仮設定値に対して、不確かさとして潮位のゆらぎに加え、工学的余裕を考慮し、取水路防潮ゲートの閉止判断基準を設定する。</p> <p>(4) 取水口及び放水口内外で最高水位や傾向に大きな差異はなく、取水口及び放水口近傍で局所的な海面の励起は生じていないことを確認している。</p> <p>(5) 設工認においては、取水路防潮ゲートの閉止判断基準の妥当性を確認するために入力津波を設定する。設定に当たっては、基準津波 3 及び基準津波 4 の波源に関する「崩壊規模」又は「破壊伝播速度」のパラメータスタディの結果を踏まえ、敷地高さに最近接する波形を設定する観点で選定した波形により入力津波を設定する。</p> <p>また、津波水位の観測値には計装誤差が含まれることから、詳細設計段階で確認する計装誤差についても考慮し、入力津波波形の第 1 波の水位変動量を検知できることをもって、取水路防潮ゲートの閉止判断基準</p>

基準津波及び耐津波設計方針に係る審査ガイド	高浜 3 号炉及び 4 号炉 耐津波設計方針
<p>3.4 津波防護方針の審査にあたっての考慮事項（水位変動、地殻変動） 【規制基準における要求事項等】</p> <p>入力津波による水位変動に対して朔望平均潮位（注）を考慮して安全側の評価を実施すること。</p> <p>注：朔（新月）および望（満月）の日から 5 日以内に観測された、各月の最高満潮面および最低干潮面を 1 年以上にわたって平均した高さの水位をそれぞれ、朔望平均満潮位および朔望平均干潮位という。潮汐以外の要因による潮位変動についても適切に評価し考慮すること。地震により陸域の隆起または沈降が想定される場合、地殻変動による敷地の隆起または沈降及び、強震動に伴う敷地地盤の沈下を考慮して安全側の評価を実施すること。</p> <p>【確認内容】</p> <p>(1) 敷地周辺の港又は敷地における潮位観測記録に基づき、観測期間、観測設備の仕様に留意の上、朔望平均潮位を評価していることを確認する。</p> <p>(2) 上昇側の水位変動に対して朔望平均満潮位を考慮し、上昇側評価水位を設定していること、また、下降側の水位変動に対して朔望平均干潮位を考慮し、下降側評価水位を設定していることを確認する。</p> <p>(3) 潮汐以外の要因による潮位変動について、以下の例のように評価し考慮していることを確認する。</p> <p>① 敷地周辺の港又は敷地における潮位観測記録に基づき、観測期間等に留意の上、高潮発生状況（程度、台風等の高潮要因）について把握する。</p>	<p>の妥当性を確認することとする。</p> <p>3.4 津波防護方針の審査にあたっての考慮事項（水位変動、地殻変動） 【要求事項等への対応方針】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・入力津波による水位変動に対して朔望平均潮位および、朔望平均潮位のばらつきも考慮して安全側の評価を実施する。 ・潮汐以外の要因による潮位変動として、高潮について適切に評価し考慮する。 ・地震により陸域の隆起または沈降が想定される場合、地殻変動による敷地の隆起または沈降及び、強震動に伴う敷地地盤の沈下を考慮して安全側の評価を実施する。 <p>【確認状況】</p> <p>(1) 津波計算で考慮する朔望平均潮位は、高浜発電所の南西約 20km の観測地点舞鶴検潮所（気象庁所管）における観測記録に基づき設定している。</p> <p>(2) 上昇側の水位変動に対して朔望平均満潮位 T.P. +0.49m 及び潮位のバラツキ 0.15m を考慮し、上昇側評価水位を設定している。また、下降側の水位変動に対して朔望平均干潮位 T.P. -0.01m 及び潮位のバラツキ 0.17m を考慮し、下降側評価水位を設定している。</p> <p>(3) 潮汐以外の要因による潮位変動については、以下の通り評価し考慮している。</p> <p>① 観測地点舞鶴検潮所（気象庁所管）における至近約 40 年（1969～2011 年）の潮位観測記録に基づき、高潮発生状況（発生確率、台風等の高潮要因）について示している。</p>

基準津波及び耐津波設計方針に係る審査ガイド	高浜3号炉及び4号炉 耐津波設計方針
<p>② 高潮要因の発生履歴及びその状況、並びに敷地における汀線の方向等の影響因子を考慮して、高潮の発生可能性とその程度（ハザード）について検討する。</p> <p>③ 津波ハザード評価結果を踏まえた上で、独立事象としての津波と高潮による重畳頻度を検討した上で、考慮の可否、津波と高潮の重畳を考慮する場合の高潮の再現期間を設定する。</p> <p>(4) 地震により陸域の隆起または沈降が想定される場合、以下の例のように地殻変動量を考慮して安全側の評価を実施していることを確認する。</p> <p>① 広域的な地殻変動を評価すべき波源は、地震の震源と解釈し、津波波源となる地震の震源（波源）モデルから算定される広域的な地殻変動を考慮することとする。</p> <p>② プレート間地震の活動に関連して局所的な地殻変動があった可能性が指摘されている場合（南海トラフ沿岸部に見られる完新世段丘の地殻変動等）は、局所的な地殻変動量による影響を検討する。</p> <p>③ 地殻変動量は、入力津波の波源モデルから適切に算定し設定すること。</p> <p>④ 地殻変動が隆起又は沈降によって、以下の例のように考慮の考え方が異なることに留意が必要である。</p> <p>a) 地殻変動が隆起の場合、下降側の水位変動に対して安全機能への影響を評価（以下「安全評価」という。）する際には、対象物の高さに隆起量を加算した後で、下降側評価水位と比較する。また、上昇側の水</p>	<p>② 高潮要因の発生履歴及びその状況を考慮して、高潮発生可能性とその程度（ハザード）について検討している。</p> <p>③ 高潮発生可能性とその程度（ハザード）について検討する。基準津波に対するその他の評価地点における水位の年超過確率は $10^{-4} \sim 10^{-5}$ 程度であり、独立事象としての津波と高潮が重畳する可能性は極めて低いと考えられるものの、高潮ハザードについては、プラント運転期間を超える再現期間 100 年に対する期待値 T.P.+1.13m とし、入力津波で考慮した朔望平均満潮位 T.P.+0.49m 及び潮位のバラツキ 0.15m との差である 0.49m を外郭防護の裕度評価において参照している。</p> <p>(4) 地震による陸域の隆起または沈降について、地殻変動量を適切に考慮し、安全側の評価を実施している。</p> <p>① 広域的な地殻変動を評価すべき波源は、基準津波 1 の若狭海丘列付近断層と基準津波 2 の F0-A~F0-B~熊川断層である。基準津波 3 及び基準津波 4 の隠岐トラフ海底地すべりについては考慮対象外である。</p> <p>② 高浜発電所は若狭湾（日本海側）に位置しており、プレート間地震は考慮対象外である。</p> <p>③ 入力津波については、「日本海における大規模地震に関する調査検討会」の波源モデルを踏まえて、Mansinha and Smylie(1971)の方法により算定した敷地地盤の地殻変動量は、基準津波 1 の若狭海丘列付近断層で ± 0m、基準津波 2 の F0-A~F0-B~熊川断層で 0.30m の隆起である。</p> <p>④ 基準津波 2 による地殻変動が隆起であるので、下降側の水位変動に対する安全評価としては、対象物の高さに隆起量を加算した後で、下降側評価水位と比較する。また、上昇側の水位変動に対して安全評価する際には、隆起しないものと仮定して、対象物の高さと同じ評価水位を直接比較する。</p>

基準津波及び耐津波設計方針に係る審査ガイド	高浜3号炉及び4号炉 耐津波設計方針
<p>位変動に対して安全評価する際には、隆起しないものと仮定して、対象物の高さの上昇側評価水位を直接比較する。</p> <p>b) 地殻変動が沈降の場合、上昇側の水位変動に対して安全評価する際には、対象物の高さから沈降量を引算した後で、上昇側評価水と比較する。また、下降側の水位変動に対して安全評価する際には、沈降しないものと仮定して、対象物の高さと下降側評価水位を直接比較する。</p> <p>⑤ 基準地震動評価における震源モデルから算定される広域的な地殻変動についても、津波に対する安全性評価への影響を検討する。</p> <p>⑥ 広域的な余効変動が継続中である場合は、その傾向を把握し、津波に対する安全性評価への影響を検討する。</p> <p>4. 津波防護方針</p> <p>4.1 敷地の特性に応じた津波防護の基本方針</p> <p>【規制基準における要求事項等】</p> <p>敷地の特性に応じた津波防護の基本方針が敷地及び敷地周辺全体図、施設配置図等により明示されていること。津波防護施設、浸水防止設備、津波監視設備等として設置されるものの概要が網羅かつ明示されていること。</p> <p>【確認内容】</p> <p>(1) 敷地の特性（敷地の地形、敷地周辺の津波の遡上、浸水状況等）に応じた基本方針（前述2のとおり）を確認する。</p>	<p>⑤ 基準地震動評価における震源モデルから算定される広域的な地殻変動量は0.30mの隆起が起こると評価している。</p> <p>⑥ 基準地震動評価における震源において広域的な余効変動は確認されていない。</p> <p>4. 津波防護方針</p> <p>4.1 敷地の特性に応じた津波防護の基本方針</p> <p>【要求事項等への対応方針】</p> <p>敷地の特性に応じた津波防護方針は以下のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> 敷地の特性に応じた津波防護の基本方針を敷地及び敷地周辺全体図、施設配置図等により明示する。 津波防護施設、浸水防止施設、津波監視設備等として設置するものの概要を網羅かつ明示する。 <p>【確認状況】</p> <p>(1) 敷地の特性（敷地の地形、敷地周辺の津波の遡上、浸水状況等）に応じた基本方針は以下のとおりである。</p> <ul style="list-style-type: none"> 重要な安全機能を有する施設の設置された敷地において、基準津波による遡上波（地震による広域的な隆起・沈降、地震による変状等を考慮）

基準津波及び耐津波設計方針に係る審査ガイド	高浜 3 号炉及び 4 号炉 耐津波設計方針
<p>(2) 敷地の特性に応じた津波防護の概要（外殻防護の位置及び浸水想定範囲の設定、並びに内郭防護の位置及び浸水防護重点化範囲の設定等）を確認する。</p>	<p>を地上部から到達又は流入させない設計並びに取水路及び放水路等の経路から流入させない設計とするため、外郭防護として取水路に取水路防潮ゲート、1号及び2号炉放水口側に放水口側防潮堤及び防潮扉、1号及び2号炉放水路に屋外排水路逆流防止設備、1号及び2号炉放水ピットに1号及び2号炉放水ピット止水板、3、4号炉海水ポンプ室に海水ポンプ室浸水防止蓋、1号炉海水ポンプ室、2号炉海水ポンプ室及び3、4号炉海水ポンプ室に潮位計（防護用）、1号及び2号炉中央制御室並びに3号及び4号炉中央制御室に衛星電話（津波防護用）を設置する。また、漏水による重要な安全機能への影響を防止する設計とするため、外郭防護として3号、4号炉海水ポンプ室に海水ポンプ室浸水防止蓋を設置する。重要な安全機能を内包する建屋については、それらが設置されている周辺敷地に対して、取水路及び排水路等の経路からの津波が達しないことを確認する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・取水・放水施設及び地下部などにおいて、漏水する可能性を考慮の上、漏水による浸水範囲を限定して、重要な安全機能への影響を防止する設計とする。 ・上記2方針のほか、設計基準対象施設の津波防護対象設備を内包する建屋及び区画については、浸水防護をすることにより津波による影響から隔離可能な設計とする。 ・水位変動に伴う取水性低下による重要な安全機能への影響を防止する設計とする。 ・津波監視設備については、入力津波に対して津波監視機能が保持できる設計とする。 <p>(2) 敷地の特性に応じた津波防護の概要（外殻防護の位置及び浸水想定範囲の設定、並びに内郭防護の位置及び浸水防護重点化範囲の設定等）を示している。設計基準対象施設の津波防護対象設備（津波防護施設、浸水防止設備、津波監視設備及び非常用取水設備を除く。）を内包する建屋及び区</p>

基準津波及び耐津波設計方針に係る審査ガイド	高浜 3 号炉及び 4 号炉 耐津波設計方針
	<p>画として、原子炉格納施設、原子炉補助建屋、制御建屋、中間建屋、海水ポンプエリア、燃料油貯油そう、復水タンクを設定する。</p> <p>遡上波を地上部から到達又は流入させない設計並びに取水路及び放水路等の経路から流入させない設計とするため、外郭防護として取水路に取水路防潮ゲート、1号及び2号炉放水口側に放水口側防潮堤及び防潮扉、1号及び2号炉放水路に屋外排水路逆流防止設備、1号及び2号炉放水ピットに1号及び2号炉放水ピット止水板、3号、4号炉海水ポンプ室に海水ポンプ室浸水防止蓋、1号炉海水ポンプ室、2号炉海水ポンプ室及び3、4号炉海水ポンプ室に潮位計（防護用）、1号及び2号炉中央制御室並びに3号及び4号炉中央制御室に衛星電話（津波防護用）を設置する。また、基準津波3及び基準津波4は、第2波以降の押し波が地上部から到達又は流入するおそれがあることから、津波の第2波以降の影響を防止するために、第1波にて取水路防潮ゲートの閉止判断基準を検知した場合に、循環水ポンプを停止（プラント停止）し、取水路防潮ゲートを閉止する手順を整備する。</p> <p>漏水による重要な安全機能への影響を防止する設計とするため、外郭防護として3号、4号炉海水ポンプ室に海水ポンプ室浸水防止蓋を設置する。</p> <p>引き波による水位の低下に対して海水ポンプが機能保持できる設計とするため、取水路防潮ゲート及び潮位計（防護用）及び衛星電話（津波防護用）を設置する。また、基準津波3及び基準津波4は、第2波以降の引き波が、海水ポンプの取水可能水位を下回るおそれがあることから、津波の第2波以降の影響を防止するために、第1波にて取水路防潮ゲートの閉止判断基準を検知した場合に、循環水ポンプを停止（プラント停止）し、取水路防潮ゲートを閉止する手順を整備する。</p> <p>津波が発生した場合に、その影響を俯瞰的に把握するため、津波監視設備として、3号炉原子炉格納施設壁面及び4号炉原子炉補助建屋壁面に津</p>

基準津波及び耐津波設計方針に係る審査ガイド	高浜 3 号炉及び 4 号炉 耐津波設計方針
<p>4.2 敷地への浸水防止（外郭防護 1）</p> <p>4.2.1 遡上波の地上部からの到達、流入の防止</p> <p>【規制基準における要求事項等】</p>	<p>波監視カメラ、3、4号炉海水ポンプ室に潮位計（監視用）を設置する。</p> <p>取水路防潮ゲートの閉止判断基準を検知した場合に取水路防潮ゲートを閉止することにより、基準津波3及び基準津波4に対し、敷地への遡上を防止できる設計、水位の低下に対して海水ポンプが機能保持できる設計とするが、これに加え、可能な限り早期に津波に対応するため、「発電所構外において、敷地への遡上若しくは水位の低下による海水ポンプへの影響のおそれがある潮位の変動を観測し、その後、4台の潮位計（防護用）のうち、2台の観測潮位がいずれも10分以内に0.5m以上下降すること、又は10分以内に0.5m以上上昇すること。」を1号及び2号炉当直課長と3号及び4号炉当直課長の衛星電話（津波防護用）を用いた連携により確認した場合（以下、この条件成立の確認を「取水路防潮ゲートの閉止判断基準を検知」という。）は、循環水ポンプを停止（プラント停止）し、取水路防潮ゲートを閉止する手順を整備する。</p> <p>取水路防潮ゲートの保守作業中に、発電所構外において津波と想定される潮位の変動を観測した場合は、敷地への遡上及び水位の低下による海水ポンプへの影響を防止するため直ちにゲート保守作業を中断し、作業前の状態に復旧する手順を整備する。</p> <p>また、発電所構外において、津波と想定される潮位の変動を観測した場合は、津波防護施設に影響を及ぼさない設計とするために、車両退避の成立性を踏まえた手順を整備する。さらに、可能な限り早期に津波に対応するため、ゲート落下機構の確認等を行う手順を整備する。</p> <p>津波影響軽減施設として、発電所周辺を波源とした津波の波力を軽減するために取水口カーテンウォールを設置する。</p> <p>4.2 敷地への浸水防止（外郭防護 1）</p> <p>4.2.1 遡上波の地上部からの到達、流入の防止</p> <p>【要求事項等への対応方針】</p>

基準津波及び耐津波設計方針に係る審査ガイド	高浜 3 号炉及び 4 号炉 耐津波設計方針
<p>重要な安全機能を有する設備等を内包する建屋及び重要な安全機能を有する屋外設備等は、基準津波による遡上波が到達しない十分高い場所に設置すること。基準津波による遡上波が到達する高さにある場合には、防潮堤等の津波防護施設、浸水防止設備を設置すること。</p> <p>【確認内容】</p> <p>(1) 敷地への浸水の可能性のある経路（遡上経路）の特定</p> <p>(3.2.1)における敷地周辺の遡上の状況、浸水域の分布等を踏まえ、以下を確認する。</p> <p>① 重要な安全機能を有する設備又はそれを内包する建屋の設置位置・高さに、基準津波による遡上波が到達しないこと、または、到達しないよう津波防護施設を設置していること。</p> <p>② 津波防護施設を設置する以外に既存の地山斜面、盛土斜面等の活用の有無。また、活用に際して補強等の実施の有無。</p> <p>(2) 津波防護施設の位置・仕様を確認する。</p> <p>① 津波防護施設の種類（防潮堤、防潮壁等）及び箇所</p> <p>② 施設ごとの構造形式、形状</p>	<p>設計基準対象施設の津波防護対象設備を内包する建屋及び区画は、基準津波による遡上波が到達しない十分高い場所に設置していることを確認し、基準津波による遡上波が到達する高さにある場合には、津波防護施設、浸水防止設備を設置することにより遡上波が到達しないようにする。</p> <p>【確認状況】</p> <p>(1) 敷地への浸水の可能性のある経路（遡上経路）の特定(3.2.1)における敷地周辺の遡上の状況、浸水域の分布等を踏まえ、以下を確認している。</p> <p>① 遡上波の地上部からの到達、流入の防止</p> <ul style="list-style-type: none"> 設計基準対象施設の津波防護対象設備（津波防護施設、浸水防止設備、津波監視設備及び非常用取水設備を除く。）を内包する建屋及び区画並びに海水ポンプ室及び燃料油貯油そうが設置されている周辺敷地高さは T.P. +3.5m であり、取水路、放水路から津波による遡上波が地上部から到達・流入するおそれがあるため、津波防護施設として取水路防潮ゲート、放水口側防潮堤、防潮扉、1号及び2号機放水ピット止水板及び潮位計（防護用）及び衛星電話（津波防護用）を設置する。なお、復水タンクについては、T.P. +15.0m に設置されており、津波による遡上波は地上部から到達、流入しない。 <p>② 既存の地山斜面、盛土斜面等の活用</p> <p>地山斜面、盛土斜面等の活用はしていない。</p> <p>(2) 津波防護施設の位置・仕様</p> <p>[取水路防潮ゲート]</p> <ul style="list-style-type: none"> 取水路側からの津波の流入防止及び水位低下による海水ポンプの取水性への影響防止を目的として、取水路を横断するように設置するもので、鋼製のゲート扉体、ゲート落下機構、防潮壁及び鉄筋コンクリート製の躯体等からなる構造物である。

基準津波及び耐津波設計方針に係る審査ガイド	高浜 3 号炉及び 4 号炉 耐津波設計方針
	<p>[放水口側防潮堤]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・放水口側からの津波の流入防止を目的として、放水口側護岸沿い及び 1 号及び 2 号炉放水路沿いに設置するもので、杭基礎に鋼製の上部工を設置する杭基礎形式部と 1 号及び 2 号炉放水ピットに鉄筋コンクリート製の防潮壁を設置する鉄筋コンクリート壁部と、セメント改良土による防潮堤を構築する地盤改良部の 3 種類からなる。 <p>[防潮扉]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 1 号及び 2 号炉放水路脇の西側の敷地からの津波の流入防止を目的として、放水口側防潮堤と連結するよう、鋼管杭に支持された鉄筋コンクリート製の基礎の上に、アルミニウム合金製の防潮扉を設置する。 <p>[屋外排水路逆流防止設備]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・放水口側護岸及び放水路に接続する屋外排水路からの津波の流入防止を目的として設置するもので、ステンレス製のゲート構造物である。 <p>[1 号及び 2 号炉放水ピット止水板]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 1 号及び 2 号炉放水ピットからの津波の流入防止を目的として、設置するもので、鋼製の止水板からなる構造物である。 <p>[潮位計（防護用）]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 取水路防潮ゲートの閉止判断基準を検知した場合に取水路防潮ゲートを閉止することによる取水路側からの津波の流入防止及び水位低下による海水ポンプの取水性への影響防止を目的として設置する。 ・ 鉄筋コンクリート製の基礎の上に、潮位計（防護用）及び架台を設置する。 <p>[衛星電話（津波防護用）]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 取水路防潮ゲートの閉止判断基準を検知した場合に取水路防潮ゲートを閉止することによる取水路側からの津波の流入防止及び水位低下による海水ポンプの取水性への影響防止を目的として設置する。

基準津波及び耐津波設計方針に係る審査ガイド	高浜3号炉及び4号炉 耐津波設計方針
<p>(3) 津波防護施設における浸水防止設備の設置の方針に関して、以下を確認する。</p> <p>① 要求事項に適合するよう、特定した遡上経路に浸水防止設備を設置する方針であること。</p> <p>② 止水対策を実施する予定の部位が列記されていること。以下、例示。</p> <p>a) 電路及び電線管貫通部、並びに電気ボックス等における電線管内処理</p> <p>b) 躯体開口部（扉、排水口等）</p> <p>4.2.2 取水路、放水路等の経路からの津波の流入防止</p> <p>【規制基準における要求事項等】</p> <p>取水路、放水路等の経路から、津波が流入する可能性について検討した上で、流入の可能性のある経路（扉、開口部、貫通部等）を特定すること。特定した経路に対して浸水対策を施すことにより津波の流入を防止すること。</p> <p>【確認内容】</p> <p>(1) 敷地への海水流入の可能性のある経路（流入経路）の特定以下のような経路（例示）からの津波の流入の可能性を検討し、流入経路を特定していることを確認する。</p> <p>① 海域に接続する水路から建屋、土木構造物地下部へのバイパス経路（水路周辺のトレンチ開口部等）</p> <p>② 津波防護施設（防潮堤、防潮壁）及び敷地の外側から内側（地上部、建屋、土木構造物地下部）へのバイパス経路（排水管、道路、アクセス通路等）</p> <p>③ 敷地前面の沖合から埋設管路により取水する場合の敷地内の取水</p>	<p>(3) 浸水防止設備の位置・仕様</p> <p>① 基準津波による遡上波が到達する高さにある場合は、浸水防止設備を設置している。</p> <p>具体的には、重要な安全機能を有する屋外設備である海水ポンプ室に対して、基準津波による遡上波が地上部から到達、流入しないことを防止するため、浸水防止設備として浸水防止蓋を設置する。</p> <p>② 止水対策を実施した部位は以下のとおりである。</p> <p>a) 海水ポンプ室床面における浸水防止蓋</p> <p>4.2.2 取水路、放水路等の経路からの津波の流入防止</p> <p>【要求事項等への対応方針】</p> <p>取水路、放水路等の経路から、津波が流入する可能性のある経路を検討する。特定した経路に対して浸水対策を施すことにより津波の流入を防止する。</p> <p>【確認状況】</p> <p>(1) 敷地への海水流入の可能性のある経路（流入経路）の特定</p> <p>以下の経路からの津波の流入を検討し、流入の可能性のある経路を下表のとおり特定した。</p>

基準津波及び耐津波設計方針に係る審査ガイド

高浜 3 号炉及び 4 号炉 耐津波設計方針

路、点検口及び外部に露出した取水ピット等（沈砂池を含む）

④ 海域への排水管等

(2) 特定した流入経路における津波防護施設の配置・仕様を確認する。

- ① 津波防護施設の種類（防潮壁等）及び箇所
- ② 施設ごとの構造形式、形状

			流入経路
取水路	3, 4号機	海水系	海水取水トンネル、点検用トンネル、海水ポンプ室、海水管、海水管トレンチ、連絡水路
	3, 4号機	循環水系	取水路、循環水ポンプ室、循環水管
	1, 2号機	海水系	海水取水トンネル、循環水ポンプ室、海水管、海水管トレンチ
	1, 2号機	循環水系	取水路、循環水ポンプ室、循環水管
	3, 4号機	その他配管	タービンブローダウン排水管、クリーンアップ排水管、タービンサンブ排水管
放水路	3, 4号機	海水系	海水管
	3, 4号機	循環水系	循環水管、放水ピット、放水管
	1, 2号機	海水系	海水管
	1, 2号機	循環水系	循環水管、放水ピット、放水路
屋外排水路			集水枡、屋外排水管

(2) 特定した流入経路における津波防護施設の配置・仕様については以下のとおりである。

[取水路防潮ゲート]

- ・取水路側からの津波の流入防止及び水位低下による海水ポンプの取水性への影響防止を目的として、取水路を横断するように設置するもので、鋼製のゲート扉体、ゲート落下機構、防潮壁及び鉄筋コンクリート製の躯体等からなる構造物である。

[放水口側防潮堤]

基準津波及び耐津波設計方針に係る審査ガイド	高浜 3 号炉及び 4 号炉 耐津波設計方針
<p>(3) 特定した流入経路における浸水防止設備の設置の方針に関して、以下を</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・放水口側からの津波の流入防止を目的として、放水口側護岸沿い及び 1 号及び 2 号炉放水路沿いに設置するもので、杭基礎に鋼製の上部工を設置する杭基礎形式部と 1 号及び 2 号炉放水ピットに鉄筋コンクリート製の防潮壁を設置する鉄筋コンクリート壁部と、セメント改良土による防潮堤を構築する地盤改良部の 3 種類からなる。 <p>[防潮扉]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 1 号及び 2 号炉放水路脇の西側の敷地からの津波の流入防止を目的として、放水口側防潮堤と連結するよう、鋼管杭に支持された鉄筋コンクリート製の基礎の上に、アルミニウム合金製の防潮扉を設置する。 <p>[屋外排水路逆流防止設備]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・放水口側護岸及び放水路に接続する屋外排水路からの津波の流入防止を目的として設置するもので、ステンレス製のゲート構造物である。 <p>[1 号及び 2 号炉放水ピット止水板]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 1 号及び 2 号炉放水ピットからの津波の流入防止を目的として、設置するもので、鋼製の止水板からなる構造物である。 <p>[潮位計（防護用）]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 取水路防潮ゲートの閉止判断基準を検知した場合に取水路防潮ゲートを閉止することによる取水路側からの津波の流入防止及び水位低下による海水ポンプの取水性への影響防止を目的として設置する。 ・ 鉄筋コンクリート製の基礎の上に、潮位計（防護用）及び架台を設置する。 <p>[衛星電話（津波防護用）]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 取水路防潮ゲートの閉止判断基準を検知した場合に取水路防潮ゲートを閉止することによる取水路側からの津波の流入防止及び水位低下による海水ポンプの取水性への影響防止を目的として設置する。 <p>(3) 特定した流入経路における浸水防止設備については、以下のとおりであ</p>

基準津波及び耐津波設計方針に係る審査ガイド	高浜3号炉及び4号炉 耐津波設計方針
<p>確認する。</p> <p>① 要求事項に適合するよう、特定した流入経路に浸水防止設備を設置する方針であること。</p> <p>② 浸水防止設備の設置予定の部位が列記されていること。以下、例示。</p> <p>a) 配管貫通部</p> <p>b) 電路及び電線管貫通部、並びに電気ボックス等における電線管内処理</p> <p>c) 空調ダクト貫通部</p> <p>d) 躯体開口部（扉、排水口等）</p> <p>4.3 漏水による重要な安全機能への影響防止（外郭防護2）</p> <p>4.3.1 漏水対策</p> <p>【規制基準における要求事項等】</p> <p>取水・放水設備の構造上の特徴等を考慮して、取水・放水施設や地下部等における漏水の可能性を検討すること。</p> <p>漏水が継続することによる浸水の範囲を想定（以下「浸水想定範囲」という。）すること。</p> <p>浸水想定範囲の境界において浸水の可能性のある経路、浸水口（扉、開口部、貫通口等）を特定すること。</p> <p>特定した経路、浸水口に対して浸水対策を施すことにより浸水範囲を限定すること。</p> <p>【確認内容】</p> <p>(1) 要求事項に適合する方針であることを確認する。なお、後段規制（工事計画認可）においては、浸水想定範囲、浸水経路・浸水口・浸水量及び浸水防止設備の仕様について、確認する。</p>	<p>る。</p> <p>①浸水防止設備として、海水ポンプ室床面に浸水防止蓋を設置する。</p> <p>②設置位置</p> <ul style="list-style-type: none"> ・海水ポンプ室床面：浸水防止蓋 <p>[浸水防止蓋]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・浸水防止設備は、海水ポンプ室床面に海水ポンプ室浸水防止蓋を設置することにより浸水範囲を限定する設計とする。 <p>4.3 漏水による重要な安全機能への影響防止（外郭防護2）</p> <p>4.3.1 漏水対策</p> <p>【要求事項等への対応方針】</p> <p>取水・放水設備の構造上の特徴等を考慮して、取水・放水施設や地下部等における漏水の可能性を検討している。</p> <p>漏水が継続することによる浸水の範囲を想定（以下「浸水想定範囲」という）する。</p> <p>浸水想定範囲の境界において浸水の可能性のある経路、浸水口（扉、開口部、貫通口等）を特定する。</p> <p>特定した経路、浸水口に対して浸水対策を施すことにより浸水範囲を限定する。</p> <p>【確認状況】</p> <p>(1) 漏水の可能性の検討として、海水取水設備については海水ポンプ周辺地盤及び前面壁の高さがT.P.+3.5mであり、津波は地上部から到達、流入しないが、海水ポンプの据付エリアの床面高さは、T.P.+1.55mであり、3,4号炉海水ポンプ室の入力津波高さT.P.+2.9mである。海水ポンプ室につい</p>

基準津波及び耐津波設計方針に係る審査ガイド	高浜 3 号炉及び 4 号炉 耐津波設計方針
<p>4.3.2 安全機能への影響確認</p> <p>【規制基準における要求事項等】</p> <p>浸水想定範囲の周辺に重要な安全機能を有する設備等がある場合は、防水区画化すること。</p> <p>必要に応じて防水区画内への浸水量評価を実施し、安全機能への影響がないことを確認すること。</p> <p>【確認内容】</p> <p>(1) 要求事項に適合する影響確認の方針であることを確認する。なお、後段規制（工事計画認可）においては、浸水想定範囲、浸水経路・浸水口・浸水量及び浸水防止設備の仕様を確認する。</p>	<p>ては、基準津波が取水路から流入する可能性があるため、漏水が継続することによる浸水の範囲（以下「浸水想定範囲」）として想定する。</p> <p>浸水想定範囲への浸水の可能性のある経路として、海水ポンプ室の床面に貫通部が存在するため、浸水防止設備として海水ポンプ室床面に浸水防止蓋を設置する。</p> <p>(2) 浸水想定範囲である海水ポンプ室は、以下の①～②の理由により、浸水の可能性はない。</p> <p>① 海水ピット床面貫通箇所については、浸水対策を実施しており、津波時においても浸水防止機能が十分に保持できる設計としている。</p> <p>② 海水ポンプのグランド dren は逆止弁を設置する浸水防止蓋を通じて排水されるため、浸水の可能性がある経路とはならない。</p> <p>4.3.2 安全機能への影響確認</p> <p>【要求事項等への対応方針】</p> <p>浸水想定範囲の周辺に重要な安全機能を有する設備等がある場合は、防水区画化する。</p> <p>必要に応じて防水区画内への浸水量評価を実施し、安全機能への影響がないことを確認する。</p> <p>【確認状況】</p> <p>浸水想定範囲である海水ポンプ室には、重要な安全機能を有する屋外設備である海水ポンプが設置されているため、当該エリアを防水区画化する。</p> <p>海水ポンプの安全機能に対しては、モータ本体、電源ケーブル、現場操作箱及び電源からの影響が考えられる。</p> <p>電源ケーブルは端子台高さがモータ下端より約 1m 高く、また現場操作箱は、下端高さが 3 号機及び 4 号機 T.P.+4.7m であるため、機能を維持できる水位としては、モータ下端高さ T.P.+3.85m となる。さらに、電源について</p>

基準津波及び耐津波設計方針に係る審査ガイド	高浜 3 号炉及び 4 号炉 耐津波設計方針
<p>4.3.3 排水設備設置の検討</p> <p>【規制基準における要求事項等】</p> <p>浸水想定範囲における長期間の冠水が想定される場合は、排水設備を設置すること。</p> <p>【確認内容】</p> <p>(1) 要求事項に適合する方針であることを確認する。なお、後段規制（工事計画認可）においては、浸水想定範囲における排水設備の必要性、設置する場合の設備仕様について確認する。</p> <p>4.4 重要な安全機能を有する施設の隔離（内郭防護）</p> <p>4.4.1 浸水防護重点化範囲の設定</p> <p>【規制基準における要求事項等】</p> <p>重要な安全機能を有する設備等を内包する建屋及び区画については、浸水</p>	<p>は常用電源回路と分離しており、地絡影響は回避できる系統となっている。</p> <p>なお、海水ポンプモータについては、予備品（3,4号機で2台）を確保しており、津波の影響を受けない高台 T.P. +10.0m に保管している。</p> <p>2.3(1)で述べたように海水ポンプ室床面には、浸水防止設備として浸水防止蓋を設置するため、床面からの浸水はない設計としており、ドレンラインに設置している逆止弁についても試験で漏洩の無いことを確認しているが、ここでは保守的に逆止弁の許容漏洩量32mL/hの漏洩があった場合の浸水量を評価する。逆止弁の設置位置を超える時間において、許容漏洩量が漏れたとしても漏洩量は約0.5L程度と僅かであり、漏水の影響はない。</p> <p>万一、この機能が喪失した場合を仮定しても、浸水高さが海水ポンプの機能喪失高さを下回るため、海水ポンプの機能に影響は無い。</p> <p>4.3.3 排水設備設置の検討</p> <p>【要求事項等への対応方針】</p> <p>浸水想定範囲である海水ポンプエリアにおいて浸水を検討し、長期間の冠水が想定される場合は、排水設備を設置する。</p> <p>【確認状況】</p> <p>(1) 重要な安全機能を有する設備等内包する建屋及び区画のうち、もっとも津波が接近すると考えられる海水ポンプ室においても、浸水量評価で示すとおり、浸水はごく僅かであり、長期間の冠水が想定される箇所はないため、排水設備は不要である。</p> <p>4.4 重要な安全機能を有する施設の隔離（内郭防護）</p> <p>4.4.1 浸水防護重点化範囲の設定</p> <p>【要求事項等への対応方針】</p> <p>・設計基準対象施設の津波防護対象設備を内包する建屋及び区画について</p>

基準津波及び耐津波設計方針に係る審査ガイド	高浜 3 号炉及び 4 号炉 耐津波設計方針
<p>防護重点化範囲として明確化すること。</p> <p>【確認内容】</p> <p>(1) 重要な安全機能を有する設備等（耐震 S クラスの機器・配管系）のうち、基本設計段階において位置が明示されているものについては、それらの設備等を内包する建屋、区画が津波防護重点範囲として設定されていることを確認する。</p> <p>(2) 基本設計段階において全ての設備等の位置が明示されていないため、工事計画認可の段階において津波防護重点化範囲を再確認する必要がある。したがって、基本設計段階において位置が確定していない設備等に対しては、内包する建屋及び区画単位で津波防護重点化範囲を工認段階で設定することが方針として明記されていることを確認する。</p> <p>4.4.2 浸水防護重点化範囲の境界における浸水対策</p> <p>【規制基準における要求事項等】</p> <p>津波による溢水を考慮した浸水範囲、浸水量を安全側に想定すること。浸水範囲、浸水量の安全側の想定に基づき、浸水防護重点化範囲への浸水の可能性のある経路、浸水口（扉、開口部、貫通口等）を特定し、それらに対して浸水対策を施すこと。</p> <p>【確認内容】</p> <p>(1) 要求事項に適合する方針であることを確認する。なお、後段規制（工事計画認可）においては、浸水範囲、浸水量の想定、浸水防護重点化範囲への浸水経路・浸水口及び浸水防止設備の仕様について、確認する。</p>	<p>は、浸水防護重点化範囲として明確化する。</p> <p>【確認状況】</p> <p>(1) 設計基準対象施設の津波防護対象設備（津波防護施設、浸水防止設備、津波監視設備及び非常用取水設備を除く。）を内包する建屋及び区画は、原子炉格納施設、原子炉補助建屋、制御建屋、中間建屋及び海水ポンプエリア、燃料油貯油そう並びに復水タンクであり、津波に対する浸水防護重点化範囲として設定し、機器配置図等で示している。</p> <p>(2) 現段階において、設計基準対象施設の津波防護対象設備（津波防護施設、浸水防止設備、津波監視設備及び非常用取水設備を除く。）を内包する建屋および区画については、浸水防護重点化範囲として設定し、機器配置図等で明確化している。位置が確定していない設備等に対しては、工認段階で浸水防護重点化範囲として再設定する方針としている。</p> <p>4.4.2 浸水防護重点化範囲の境界における浸水対策</p> <p>【要求事項等への対応方針】</p> <p>津波による溢水を考慮した浸水範囲、浸水量を安全側に想定する。</p> <p>浸水範囲、浸水量の安全側の想定に基づき、浸水防護重点化範囲への浸水の可能性のある経路、浸水口（貫通口等）はないことを確認している。</p> <p>浸水防護重点化範囲の境界にある扉、貫通部等に対して、T.P.+10.8m までの浸水対策を実施している。</p> <p>【確認状況】</p> <p>(1) 地震後の津波による溢水の影響としては、以下の a 及び b の事象が考えられ、各事象に関して浸水防護重点化範囲への影響を評価している。</p> <p>a. 地震に起因するタービン建屋内の循環水管伸縮継手の破損により、津波が循環水管に流れ込み、循環水管の損傷箇所を介して、タービン建屋</p>

基準津波及び耐津波設計方針に係る審査ガイド	高浜 3 号炉及び 4 号炉 耐津波設計方針
<p>(2) 津波による溢水を考慮した浸水範囲、浸水量については、地震による溢水の影響も含めて、以下の例のように安全側の想定を実施する方針であることを確認する。</p> <p>① 地震・津波による建屋内の循環水系等の機器・配管の損傷による建屋内への津波及び系統設備保有水の溢水、下位クラス建屋における地震時のドレン系ポンプの停止による地下水の流入等の事象が想定されていること。</p> <p>② 地震・津波による屋外循環水系配管や敷地内のタンク等の損傷による敷地内への津波及び系統設備保有水の溢水等の事象が想定されていること。</p> <p>③ 循環水系機器・配管損傷による津波浸水量については、入力津波の時刻歴波形に基づき、津波の繰り返しの来襲が考慮されていること。</p> <p>④ 機器・配管等の損傷による溢水量については、内部溢水における溢水事象想定を考慮して算定していること。</p> <p>⑤ 地下水の流入量については、例えば、ドレン系が停止した状態での地下水水位を安全側（高め）に設定した上で、当該地下水水位まで地下水の流入を考慮するか、又は対象建屋周辺のドレン系による 1 日当たりの排</p>	<p>内に流入することが考えられる。このため、タービン建屋内に流入した津波により、タービン建屋に隣接する浸水防護重点化範囲（制御建屋及び中間建屋）への影響を評価した。</p> <p>b. 地下水は、湧水サンプへ流入する。このため、地震後の地下水の流入が浸水防護重点化範囲へ与える影響について評価した。</p> <p>なお、浸水防護重点化範囲の境界にある扉、貫通部に対して、T.P.+10.8m までの浸水対策を実施している。</p> <p>(2) 津波による溢水を考慮した浸水範囲、浸水量については、地震による溢水の影響も含めて、以下の例のように安全側の想定を実施する方針であることを確認する。</p> <p>① タービン建屋内の溢水については、循環水管の伸縮継手の全円周状の破損を想定し、循環水管の損傷箇所からの津波の流入量がタービン建屋空間部に滞留するものとして溢水水位を算出した。なお、地下水については、タービン建屋への溢水経路がないことから考慮しない。</p> <p>② 地震・津波による屋外循環水系配管や敷地内のタンク等の損傷による敷地内への津波及び系統設備保有水の溢水等の事象については内部溢水にて評価している。</p> <p>③ 循環水系機器・配管損傷による津波浸水量については、入力津波の時刻歴波形に基づき、津波の繰り返しの襲来を考慮し、タービン建屋の溢水水位は津波等の流入の都度上昇するものとして計算した。また、ピット水位が低い場合、流入経路を逆流してタービン建屋外へ流出する可能性があるが、保守的に一度流入したものは流出しないものとする。</p> <p>④ 機器・配管等の損傷による溢水量については、内部溢水の評価にて考慮して算定している。</p> <p>⑤ 地下水の流入については、1 日当たりの湧水（地下水）の排水量の実績値に対して、湧水サンプポンプの排出量は大きく上回ること、また、湧水サンプポンプは耐震性を有することから、外部の支援を期待するこ</p>

基準津波及び耐津波設計方針に係る審査ガイド	高浜3号炉及び4号炉 耐津波設計方針
<p>水量の実績値に対して、外部の支援を期待しない約7日間の積算値を採用する等、安全側の仮定条件で算定していること。</p> <p>⑥ 施設・設備施工上生じうる隙間部等についても留意し、必要に応じて考慮すること。</p> <p>4.5 水位変動に伴う取水性低下による重要な安全機能への影響防止</p> <p>4.5.1 非常用海水冷却系の取水性</p> <p>【規制基準における要求事項等】</p> <p>非常用海水冷却系の取水性については、次に示す方針を満足すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・基準津波による水位の低下に対して海水ポンプが機能保持できる設計であること。 ・基準津波による水位の低下に対して冷却に必要な海水が確保できる設計であること。 <p>【確認内容】</p> <p>(1) 取水路の特性を考慮した海水ポンプ位置の評価水位が適切に算定されていることを確認する。確認のポイントは以下のとおり。</p> <p>① 取水路の特性に応じた手法が用いられていること。(開水路、閉管路の方程式)</p>	<p>となく排水可能である。</p> <p>地震によるタービン建屋の地下部外壁からの流入については、タービン建屋近傍の地下水位を安全側(敷地高さ T.P.+3.5m)に想定し、タービン建屋の想定浸水水位と安全側に設定した地下水位を比較して流入量を算定する。</p> <p>⑥ 津波及び溢水により浸水を想定するタービン建屋において、施工上生じうる建屋間の隙間部には、止水処理を行い、浸水防護重点化範囲への浸水を防止する設計とする。なお、3、4号炉のタービン建屋については、建屋内で繋がっていることから、合わせて溢水量評価を実施するものとする。</p> <p>4.5 水位変動に伴う取水性低下による重要な安全機能への影響防止</p> <p>4.5.1 非常用海水冷却系の取水性</p> <p>【要求事項等への対応方針】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・非常用海水冷却系の取水性については、次に示すとおりである。 ・基準津波による水位の低下に対して海水ポンプが機能保持できる設計とする。 ・基準津波による水位の低下に対して冷却に必要な海水が確保できる設計とする。 <p>【確認状況】</p> <p>(1) 取水路の特性を考慮した海水ポンプ位置の評価水位を適切に算定している。ポイントは以下のとおり。</p> <p>① 基準津波による水位の低下に伴う取水路等の特性を考慮した海水ポンプ位置の評価水位を適切に算出するため、津波シミュレーションにおいて管路部分に仮想スロットモデルによる一次元不定流の連続式及び運動方程式を組み込んだ詳細数値計算モデルにより管路解析を併せて実</p>

基準津波及び耐津波設計方針に係る審査ガイド	高浜 3 号炉及び 4 号炉 耐津波設計方針
<p>② 取水路の管路の形状や材質、表面の状況に応じた摩擦損失が設定されていること。</p> <p>(2) 前述 (3.4(4)) のとおり地殻変動量を安全側に考慮して、水位低下に対する耐性（海水ポンプの仕様、取水口の資料、取水路又は取水ピットの仕様等）について、以下を確認する。</p> <p>① 海水ポンプの設計用の取水可能水位が下降側評価水位を下回る等、水位低下に対して海水ポンプが機能保持できる設計方針であること。</p> <p>② 引き波時の水位が実際の取水可能水位を下回る場合には、下回っている時間において、海水ポンプの継続運転が可能な貯水量を十分確保できる取水路又は取水ピットの構造仕様、設計方針であること。なお、取水路又は取水ピットが循環水系と非常系で併用される場合においては、循環水系運転継続等による取水量の喪失を防止できる措置が施される方針であること。</p>	<p>施する。また、その際、取水口から海水ポンプ室に至る系統をモデル化し、管路の形状、材質及び表面の状況に応じた摩擦損失を考慮するとともに、貝付着及びスクリーンの有無並びに取水路防潮ゲートの開口幅、取水口ケーソン重量コンクリートの有無を考慮し、計算結果に潮位のバラツキの加算や安全側に評価した値を用いるなど、計算結果の不確実性を考慮した評価を実施する。</p> <p>② 取水路の形状や材質を考慮し、摩擦損失の計算における Manning 粗度係数としては、開水路において 0.015、閉管路（海水路トンネル、1,2 号機非常用海水路及び海水路）において 0.020 を用いて計算している。</p> <p>(2) 前述 (3.4(4)) のとおり地殻変動量を安全側に考慮して、水位低下に対する耐性（海水ポンプの仕様、取水口の資料、取水路又は取水ピットの仕様等）について、以下を確認している。</p> <p>① 3,4 号炉海水ポンプ室前の入力津波高さは、T.P. -3.3m であり、3,4 号機海水ポンプの設計取水可能水位 T.P. -3.52m を上回ることから、水位低下によっても海水ポンプは機能保持できる。</p> <p>② 引き波時の水位の低下に対して、海水ポンプが機能保持できないおそれがあるため、津波防護施設として取水路防潮ゲート及び潮位計（防護用）及び衛星電話（津波防護用）を設置する。また、循環水ポンプ室及び海水ポンプ室は水路によって連絡されているため、発電所を含む地域に大津波警報が発表された場合、引き波時における海水ポンプの取水量を確保するため、原則、循環水ポンプを停止（プラント停止）し、取水路防潮ゲートを閉止する手順を整備する。</p> <p>基準津波 3 及び基準津波 4 は、第 1 波の引き波による水位の低下に対して海水ポンプが機能保持できるものの、取水路から海水ポンプ室に至る経路において第 1 波より第 2 波以降の水位変動量が大きいため、第 2 波以降の引き波による水位の低下に対して海水ポンプが機能保持できないおそれがある。そのため、津波防護施設として、取水路防潮ゲート</p>

基準津波及び耐津波設計方針に係る審査ガイド	高浜 3 号炉及び 4 号炉 耐津波設計方針
<p>4.5.2 津波の二次的な影響による非常用海水冷却系の機能保持確認</p> <p>【規制基準における要求事項等】</p> <p>基準津波に伴う取水口付近の砂の移動・堆積が適切に評価されていること。基準津波に伴う取水口付近の漂流物が適切に評価されていること。非常用海水冷却系については、次に示す方針を満足すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・基準津波による水位変動に伴う海底の砂移動・堆積、陸上斜面崩壊による土砂移動・堆積及び漂流物に対して取水口及び取水路の通水性が確保できる設計であること。 ・基準津波による水位変動に伴う浮遊砂等の混入に対して海水ポンプが機能保持できる設計であること。 <p>【確認内容】</p> <p>(1) 基準津波に伴う取水口付近の砂の移動・堆積については、(3.2.1)の遡上解析結果における取水口付近の砂の堆積状況に基づき、砂の堆積高さが取水口下端に到達しないことを確認する。取水口下端に到達する場合は、取水口及び取水路が閉塞する可能性を安全側に検討し、閉塞しないことを確認する。「安全側」な検討とは、浮遊砂濃度を合理的な範囲で高めてパラメータスタディすることによって、取水口付近の堆積高さを高め、また、取水路における堆積砂混入量、堆積量を大きめに算定すること等が考えられる。</p> <p>(2) 混入した浮遊砂は、取水スクリーン等で除去することが困難なため、海</p>	<p>の閉止判断基準を検知するために潮位計（防護用）及び衛星電話（津波防護用）を設置する。また、取水路防潮ゲートの閉止判断基準を検知した場合、引き波時における海水ポンプの取水量を確保するため、循環水ポンプを停止（プラント停止）し、取水路防潮ゲートを閉止する手順を整備する。</p> <p>4.5.2 津波の二次的な影響による非常用海水冷却系の機能保持確認</p> <p>【要求事項等への対応方針】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・基準津波に伴う取水口付近の砂の移動・堆積を適切に評価する。 ・基準津波に伴う取水口付近の漂流物を適切に評価する。 ・非常用海水冷却系については、次に示す方針を満足すること。 ・基準津波による水位変動に伴う海底の砂移動・堆積、陸上斜面崩壊による土砂移動・堆積及び漂流物に対して取水口及び取水路の通水性は確保できる設計であることを確認する。 ・基準津波による水位変動に伴う浮遊砂等の混入に対して海水ポンプが機能保持できる設計であることを確認する。 <p>【確認状況】</p> <p>(1) 基準津波による砂移動に対する取水性確保</p> <p>取水口は、海水取水トンネル呑み口底面が T. P. -5.2m であり、取水口底版 T. P. -6.2m より約 1m 高い位置にある、また、海水取水トンネルの内径は 2.6m、海水ポンプ室は、海水ポンプ下端から床面まで約 1.25m となっている。</p> <p>砂移動に関する数値シミュレーションを実施した結果、基準津波による砂移動に伴う砂堆積量は、海水取水トンネル呑み口において約 0.02m、海水ポンプ室において約 0.32m であり、砂の堆積に伴って、海水取水トンネル呑み口から海水ポンプ下端までの海水取水経路が閉塞することはない。</p>

基準津波及び耐津波設計方針に係る審査ガイド	高浜 3 号炉及び 4 号炉 耐津波設計方針
<p>水ポンプそのものが運転時の砂の混入に対して軸固着しにくい仕様であることを確認する。</p> <p>(3) 基準津波に伴う取水口付近の漂流物については、(3.2.1)の遡上解析結果における取水口付近を含む敷地前面及び遡上域の寄せ波及び引き波の方向、速度の変化を分析した上で、漂流物の可能性を検討し、漂流物により取水口が閉塞しない仕様の方針であること、又は閉塞防止措置を施す方針であることを確認する。なお、取水スクリーンについては、異物の混入を防止する効果が期待できるが、津波時には破損して混入防止が機能しないだけでなく、それ自体が漂流物となる可能性が有ることに留意する必要がある。</p>	<p>(2) 混入した浮遊砂に対する取水性確保</p> <p>海水ポンプ取水時に浮遊砂の一部が軸受潤滑水としてポンプ軸受に混入したとしても、海水ポンプの軸受に設けられた異物逃がし溝から排出される構造とする。また、仮に砂が混入した場合においても、海水ポンプの軸受に設けられた約 4.2mm の異物逃がし溝から排出される構造とする。</p> <p>これに対して、発電所周辺の砂の平均粒径は約 0.2mm で、数ミリ以上の砂はごくわずかであることに加えて、粒径数ミリの砂は浮遊し難いものであることを踏まえると、大きな粒径の砂は殆ど混入しないと考えられ、砂混入に対して海水ポンプの取水機能は維持できる。</p> <p>(3) 基準津波に伴って漂流物になり得る船舶等が取水性に影響を及ぼさないことを漂流物評価フローに基づき確認した。なお、漂流物となる可能性のある施設・設備として発電所周辺約 5km の範囲を網羅的に調査した結果、漁船・輸送船等の船舶、浮き筏、クラゲ防止網等を選定した。定期船に関しては、発電所沖合約 14km に定期航路があるが、半径 5km 以内の敷地前面海域にないことから発電所に対する漂流物とならない。</p> <p>設置物については、地震で倒壊する可能性のあるものは倒壊させた上で、浮力計算により漂流するか否かの検討を行う。この内、船舶については、漁船及び燃料等輸送船が挙げられる。停泊中の漁船については、津波の流向に対し、停泊地の位置・地形を考慮すると発電所に対する漂流物とはならない。</p> <p>基準津波の津波シミュレーション果によると、取水口付近については取水口防潮ゲートまで、物揚岸壁付近については放水口側防潮堤及び防潮扉まで津波が遡上する、基準地震動による液状化等に伴う敷地の変状を考慮した場合、3、4号炉放水口付近も津波が遡上する。これらを踏まえ、基準津波により漂流物となる可能性のある施設・設備が海水ポンプの取水確保へ影響を及ぼさないことを確認する。</p> <p>この結果、発電所構内で漂流する可能性があるものとして、1号及び2</p>

基準津波及び耐津波設計方針に係る審査ガイド	高浜 3 号炉及び 4 号炉 耐津波設計方針
	<p>号炉放水口側の協力会社事務所等があるが、放水口側防潮堤及び防潮扉で防護されるため、取水性への影響はない。また、これらの設置位置及び津波の流向を考慮すると漂流物は取水口へは向かわない。</p> <p>なお、発電所構内の物揚岸壁に停泊する燃料等輸送船は、津波警報等発表時には緊急退避するため、漂流物とはならない。一方、津波警報等が発表されず、かつ、荷役中に発電所構外にて津波と想定される潮位の変動を観測した場合は、燃料等輸送船は緊急退避しないが、物揚岸壁への係留が維持できること等を確認しており、漂流物とはならないものの、より安全性を高めるために係留強化を行う。また、荷役中以外でも、燃料等輸送船は緊急退避しなくても物揚岸壁への係留が維持できること等を確認しており、漂流物とはならないが、より安全性を高めるために緊急退避する。</p> <p>発電所構内の放水口側防潮堤の外側に存在する車両は、津波の流況及び地形並びに車両位置と津波防護施設との位置関係を踏まえ、津波防護施設への影響を確認し、津波防護施設に影響を及ぼさない方針とする。</p> <p>発電所構外で漂流する可能性があるものとして、発電所近傍で航行不能になった漁船が挙げられるが、取水口側は取水路防潮ゲート、放水口側は 1 号及び 2 号炉放水口、前面護岸、放水口側防潮堤及び防潮扉により防護する。取水路防潮ゲート及び放水口側防潮堤の設計においては、漂流物として衝突する可能性がある小型漁船を衝突荷重として評価する。</p> <p>一部、取水口に向かう漁船については、取水路に沿って取水路防潮ゲートに向かうが、万一、取水路内を漂流する場合においても、海水取水トンネル呑み口前にとどまることはなく、また海水取水トンネル呑み口前面に閉塞防止措置として鋼製杭を設置することから、漂流物により海水取水トンネル呑み口が閉塞することはない。なお、鋼製杭については、海水取水トンネルの通水機能に影響のない設計とする。</p> <p>発電所近傍を通過する定期船に関しては、発電所沖合約 14km に定期航路があるが、半径 5km 以内の敷地前面海域にないことから発電所に対する</p>

基準津波及び耐津波設計方針に係る審査ガイド	高浜 3 号炉及び 4 号炉 耐津波設計方針
<p>4.6 津波監視</p> <p>【規制基準における要求事項等】</p> <p>敷地への津波の繰り返しの襲来を察知し、津波防護施設、浸水防止設備の機能を確実に確保するために、津波監視設備を設置すること。</p> <p>【確認内容】</p> <p>(1) 要求事項に適合する方針であることを確認する。また、設置の概要として、おおよその位置と監視設備の方式等について把握する。</p>	<p>漂流物とならない。</p> <p>除塵装置であるロータリースクリーンについては、基準津波の流速に対し、スクリーンの水位差が、設計水位差以下であるため、損傷することなく漂流物とならないことから、取水性に影響を及ぼすことはないことを確認している。</p> <p>4.6 津波監視</p> <p>【要求事項等への対応方針】</p> <p>敷地への津波の繰り返しの襲来を察知し、津波防護施設、浸水防止設備の機能を確実に確保するために、津波監視設備を設置する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・津波監視カメラ ・潮位計（監視用） <p>【確認状況】</p> <p>津波監視設備は、津波襲来を監視でき、かつ基準津波の影響を受けない位置に設置する。</p> <p>設置位置は、津波監視カメラ（3号炉原子炉格納施設 T.P.+46.8m、4号炉原子炉補助建屋壁面 T.P.+36.2m）、潮位計（監視用）（1号炉海水ポンプ室 T.P.+7.1m、2号炉海水ポンプ室 T.P.+7.1m、3,4号炉海水ポンプ室 T.P.+4.6m）である。1号炉海水ポンプ室前面及び2号炉海水ポンプ室前面の入力津波高さ T.P.+2.6m 又は3,4号炉海水ポンプ室前における入力津波による津波高さ T.P.+2.9m に対し、十分高い位置に設置している。</p> <p>津波監視カメラは光学及び赤外線撮象機能を有し、昼夜問わず監視可能である。</p> <p>津波監視カメラは、取水口・放水口側を監視できるものを各1台設置し、光学及び赤外線撮象機能を有し、昼夜問わず監視可能である。</p> <p>潮位計（監視用）は、上昇側及び下降側の津波高さを計測できるよう、1</p>

基準津波及び耐津波設計方針に係る審査ガイド	高浜 3 号炉及び 4 号炉 耐津波設計方針
<p>5. 施設・設備の設計・評価の方針及び条件</p> <p>5.1 津波防護施設の設計</p> <p>【規制基準における要求事項等】</p> <p>津波防護施設については、その構造に応じ、波力による侵食及び洗掘に対する抵抗性並びにすべり及び転倒に対する安定性を評価し、越流時の耐性にも配慮した上で、入力津波に対する津波防護機能が十分に保持できるよう設計すること。</p> <p>【確認内容】</p> <p>(1) 要求事項に適合する設計方針であることを確認する。なお、後段規制（工事計画認可）においては、施設の寸法、構造、強度及び支持性能（地盤強度、地盤安定性）が要求事項に適合するものであることを確認する。</p> <p>(2) 設計方針の確認に加え、入力津波に対して津波防護機能が十分保持できる設計がなされることの見通しを得るため、以下の項目について、設定の考え方を確認する。確認内容を以下に例示する。</p> <p>① 荷重組合せ</p> <p>a) 余震が考慮されていること。耐津波設計における荷重組合せ： 常時</p>	<p>号炉海水ポンプ室及び 2 号炉海水ポンプ室に設置の潮位計（監視用）については、T. P. 約-9.9m～T. P. 約+6.6m を測定範囲とし、3, 4 号炉海水ポンプ室に設置の潮位計（監視用）については、T. P. 約-4.0m～T. P. 約+4.0m を測定範囲とした設計としている。</p> <p>5. 施設・設備の設計・評価の方針及び条件</p> <p>5.1 津波防護施設の設計</p> <p>【要求事項等への対応方針】</p> <p>津波防護施設（取水路防潮ゲート、放水口側防潮堤、防潮扉、屋外排水路逆流防止設備並びに 1 号及び 2 号炉放水ピット止水板）については、その構造に応じ、波力による侵食及び洗掘に対する抵抗性並びにすべり及び転倒に対する安定性を評価し、越流時の耐性にも配慮した上で、入力津波に対する津波防護機能が十分に保持できるよう設計する。なお、潮位計（防護用）については、津波の影響（波力、漂流物の衝突等）に対して、影響を受けない位置へ設置することから、方針については「5.3 津波監視設備の設計」に基づく設計とする。</p> <p>【確認状況】</p> <p>(1) 津波防護施設である取水路防潮ゲート、放水口側防潮堤、防潮扉及び屋外排水路逆流防止設備の設計においては、その構造に応じ、波力による侵食及び洗掘に対する抵抗性を確保し、またすべり及び転倒に対する安定性を評価し、越流時の耐性にも配慮した上で、入力津波に対する津波防護機能が十分に保持できるよう設計する。</p> <p>(2) 以下の項目について、設定の考え方を示す。</p>

基準津波及び耐津波設計方針に係る審査ガイド	高浜 3 号炉及び 4 号炉 耐津波設計方針
<p data-bbox="250 177 685 205">+津波、常時+津波+地震（余震）</p> <p data-bbox="197 995 380 1024">② 荷重の設定</p> <p data-bbox="224 1043 1077 1120">a) 津波による荷重（波圧、衝撃力）の設定に関して、考慮する知見（例えば、国交省の暫定指針等）及びそれらの適用性。</p> <p data-bbox="224 1139 1120 1216">b) 余震による荷重として、サイト特性（余震の震源、ハザード）が考慮され、合理的な頻度、荷重レベルが設定される。</p> <p data-bbox="224 1235 1120 1311">c) 地震により周辺地盤に液状化が発生する場合、防潮堤基礎杭に作用する側方流動力等の可能性を考慮すること。</p>	<p data-bbox="1227 177 1438 205">① 荷重の組合せ</p> <p data-bbox="1281 225 2128 400"> 取水路防潮ゲート : 常時荷重+地震荷重 常時荷重+津波荷重 常時荷重+津波荷重+余震荷重 常時荷重+津波荷重+漂流物荷重 </p> <p data-bbox="1281 419 2128 595"> 放水口側防潮堤 : 常時荷重+地震荷重 常時荷重+津波荷重 常時荷重+津波荷重+余震荷重 常時荷重+津波荷重+漂流物荷重 </p> <p data-bbox="1281 614 2128 790"> 防潮扉 : 常時荷重+地震荷重 常時荷重+津波荷重 常時荷重+津波荷重+余震荷重 常時荷重+津波荷重+漂流物荷重 </p> <p data-bbox="1281 809 2128 930"> 屋外排水路逆流防止設備 : 常時荷重+地震荷重 常時荷重+津波荷重 常時荷重+津波荷重+余震荷重 </p> <p data-bbox="1281 949 2128 1070"> 1号及び2号炉放水ピット止水板 : 常時荷重+地震荷重 常時荷重+津波荷重 常時荷重+津波荷重+余震荷重 </p> <p data-bbox="1200 1090 1438 1118">② 荷重の設定方法</p> <p data-bbox="1227 1137 2150 1457"> a) 常時荷重 : 自重を考慮する。 b) 地震荷重 : 基準地震動を考慮する。 c) 津波荷重 : 「港湾の施設の技術上の基準・同解説（平成19年）」及び津波避難ビルガイドラインに基づき設定する。 d) 余震荷重 : 水平方向に弾性設計用地震動 $S_d-5_H(NS)$ を考慮し、鉛直方向に弾性設計用地震動 S_d-5_V を考慮する。 e) 漂流物荷重 : 漂流物として総トン数 10t 級（排水トン数 30t）の小型漁 </p>

基準津波及び耐津波設計方針に係る審査ガイド	高浜 3 号炉及び 4 号炉 耐津波設計方針
<p>③ 許容限界</p> <p>a) 津波防護機能に対する機能保持限界として、当該構造物全体の変形能力（終局耐力時の変形）に対して十分な余裕を有し、津波防護機能を保持すること。（なお、機能損傷に至った場合、補修に、ある程度の期間が必要となることから、地震、津波後の再使用性に着目した許容限界にも留意する必要がある。）</p> <p>5.2 浸水防止設備の設計</p> <p>【規制基準における要求事項等】</p> <p>浸水防止設備については、浸水想定範囲における浸水時及び冠水後の波圧等に対する耐性等を評価し、越流時の耐性にも配慮した上で、入力津波に対して浸水防止機能が十分に保持できるよう設計すること。</p> <p>【確認内容】</p> <p>(1) 要求事項に適合する設計方針であることを確認する。なお、後段規制（工事計画認可）においては、設備の寸法、構造、強度等が要求事項に適合するものであることを確認する。</p>	<p>船を考慮し、「道路橋示方書（I 共通編・IV 下部構造編）・同解説」に基づき設定する。</p> <p>f) 放水口側防潮堤及び防潮扉については、堆積層及び盛土の上に設置されており、基準地震動が作用した場合、設置位置周辺の地盤が液状化する可能性があることから、基礎杭に作用する側方流動力の影響を考慮し、津波防護機能が十分保持できるように設計する。</p> <p>③ 許容限界</p> <p>a) 津波防護機能に対する機能保持限界として、当該構造物全体の変形能力（終局耐力時の変形）に対して十分な余裕を有し、止水性の面も踏まえることにより津波防護機能を保持することを確認する。</p> <p>5.2 浸水防止設備の設計</p> <p>【要求事項等への対応方針】</p> <p>浸水防止設備（海水ポンプ室浸水防止蓋）については、浸水想定範囲における浸水時の波圧等に対する耐性等を評価し、越流時の耐性にも配慮した上で、入力津波に対して浸水防止機能が十分に保持できるよう設計する。</p> <p>【確認状況】</p> <p>(1)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 海水ポンプエリアの開口部には浸水防止蓋を設置することで、浸水対策を実施している。 ・ これらの浸水防止設備については、浸水時の波圧等に対する耐性等を評価し、入力津波に対して浸水防止機能が十分に保持できるよう設計する。 ・ 以下に浸水防止設備についての設計方針を示す。

基準津波及び耐津波設計方針に係る審査ガイド	高浜3号炉及び4号炉 耐津波設計方針
<p>(2) 浸水防止設備のうち水密扉等、後段規制において強度の確認を要する設備については、設計方針の確認に加え、入力津波に対して浸水防止機能が十分保持できる設計がなされることの見通しを得るため、津波防護施設と同様に、荷重組合せ、荷重の設定及び許容限界（当該構造物全体の变形能力に対して十分な余裕を有し、かつ浸水防止機能を保持すること）の項目についての考え方を確認する。</p> <p>(3) 浸水防止設備のうち床・壁貫通部の止水対策等、後段規制において仕様（施工方法を含む）の確認を要する設備については、荷重の設定と荷重に対する性能確保についての方針を確認する。</p> <p>5.3 津波監視設備の設計</p> <p>【規制基準における要求事項等】</p> <p>津波監視設備については、津波の影響（波力、漂流物の衝突等）に対して、影響を受けにくい位置への設置、影響の防止策・緩和策等を検討し、入力津波に対して津波監視機能が十分に保持できるよう設計すること。</p> <p>【確認内容】</p>	<p>海水ポンプ室浸水防止蓋</p> <p>浸水防止蓋は、津波荷重や地震荷重に対して浸水防止機能が十分保持できる設計とする。</p> <p>(2)、(3)</p> <p>以下に浸水防止設備について荷重組合せ、荷重の設定及び許容限界について考え方を示す。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・荷重の組合せ <ul style="list-style-type: none"> 常時荷重、津波荷重及び地震荷重を適切に組み合わせる。 ① 常時荷重＋地震荷重 ② 常時荷重＋津波荷重 ③ 常時荷重＋津波荷重＋余震荷重 ・荷重の設定 <ul style="list-style-type: none"> ① 常時荷重：自重を考慮する。 ② 地震荷重：基準地震動を考慮する。 ③ 津波荷重：入力津波＋高潮の影響を考慮する。 ④ 余震荷重：余震として、弾性設計用地震動S_{d-1}を考慮する。 ・許容限界 <p>浸水防止機能に対する機能保持限界として、地震後、津波後の再使用性や、津波の繰り返し作用を想定し、止水性の面も踏まえることにより当該構造物全体の变形能力に対して十分な余裕を有し、浸水防止機能を保持していることを確認する。</p> <p>5.3 津波監視設備の設計</p> <p>【要求事項等への対応方針】</p> <p>津波監視設備については、津波の影響（波力、漂流物の衝突等）に対して、影響を受けにくい位置へ設置し、入力津波に対して津波監視機能が十分に保持できるよう設計する。</p>

基準津波及び耐津波設計方針に係る審査ガイド	高浜3号炉及び4号炉 耐津波設計方針
<p>(1) (3.2.1)の遡上解析結果に基づき、津波影響を受けにくい位置、及び津波影響を受けにくい建屋・区画・囲い等の内部に設置されることを確認する。</p> <p>(2) 要求事項に適合する設計方針であることを確認する。なお、後段規制(工事計画認可)においては、設備の位置、構造(耐水性を含む)、地震荷重・風荷重との組合せを考慮した強度等が要求事項に適合するものであることを確認する。</p> <p>5.4 施設・設備等の設計・評価に係る検討事項</p> <p>5.4.1 津波防護施設、浸水防止設備等の設計における検討事項</p> <p>【規制基準における要求事項等】</p> <p>津波防護施設、浸水防止設備の設計及び漂流物に係る措置に当たっては、次に示す方針(津波荷重の設定、余震荷重の考慮、津波の繰り返し作用の考慮)を満足すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各施設・設備等の機能損傷モードに対応した荷重(浸水高、波力・波圧、洗掘力、浮力等)について、入力津波から十分な余裕を考慮して設定すること。 ・サイトの地学的背景を踏まえ、余震の発生の可能性を検討すること。 ・余震発生の可能性に応じて余震による荷重と入力津波による荷重との組合せを考慮すること。 ・入力津波の時刻歴波形に基づき、津波の繰り返しの襲来による作用が津波防護機能、浸水防止機能へ及ぼす影響について検討すること。 	<p>【確認状況】</p> <p>(1) 設置位置は、津波監視カメラ(3号炉原子炉格納施設壁面 T.P. 約+46.8m、4号炉原子炉補助建屋壁面 T.P. +36.2m)、潮位計(監視用)(1号炉海水ポンプ室 T.P. +7.1m、2号炉海水ポンプ室 T.P. +7.1m、3,4号炉海水ポンプ室 T.P. +4.6m)である。1号炉海水ポンプ室前面及び2号炉海水ポンプ室前面の入力津波高さ T.P. +2.6m 又は3,4号炉海水ポンプ室前面の入力津波高さ T.P. +2.9m に対し、十分高い位置に設置している。</p> <p>(2) 津波監視設備は以下の2つの条件で評価を行い、入力津波に対して津波監視機能が十分に保持できるよう設計することとしている。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 常時荷重+地震荷重 ② 常時荷重+津波荷重 ③ 常時荷重+津波荷重+余震荷重 <p>余震荷重として、弾性設計用地震動 Sd-1 を考慮する。</p> <p>5.4 施設・設備等の設計・評価に係る検討事項</p> <p>5.4.1 津波防護施設、浸水防止設備等の設計における検討事項</p> <p>【要求事項等への対応方針】</p> <p>津波防護施設、浸水防止設備の設計及び漂流物に係る措置に当たっては、次に示す方針(津波荷重の設定、余震荷重の考慮、津波の繰り返し作用の考慮)を満足していることを確認する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各施設・設備等の機能損傷モードに対応した荷重(浸水高、波力・波圧等)について、入力津波から十分な余裕を考慮して設定する。 ・サイトの地学的背景を踏まえ、余震の発生の可能性を検討する。 ・余震発生の可能性に応じて余震による荷重と入力津波による荷重との組合せを考慮する。

基準津波及び耐津波設計方針に係る審査ガイド	高浜 3 号炉及び 4 号炉 耐津波設計方針
<p>【確認内容】</p> <p>(1) 津波荷重の設定、余震荷重の考慮、津波の繰り返し作用の考慮のそれぞれについて、要求事項に適合する方針であることを確認する。以下に具体的な方針を例示する。</p> <p>① 津波荷重の設定については、以下の不確かさを考慮する方針であること。</p> <p>a) 入力津波が有する数値計算上の不確かさ</p> <p>b) 各施設・設備等の機能損傷モードに対応した荷重の算定過程に介入する不確かさ</p> <p>上記 b) の不確かさの考慮に当たっては、例えば抽出した不確かさの要因によるパラメータスタディ等により、荷重設置に考慮する余裕の程度を検討する方針であること。</p> <p>② 余震荷重の考慮については、基準津波の波源の活動に伴い発生する可能性がある余震（地震）について、そのハザードを評価するとともに、基準津波の継続時間のうち最大水位変化を生起する時間帯において発生する余震レベルを検討する方針であること。また、当該余震レベルによる地震荷重と基準津波による荷重は、これらの発生確率の推定に幅があることを考慮して安全側に組み合わせる方針であること。</p> <p>③ 津波の繰り返し作用の考慮については、各施設・設備の入力津波に対する許容限界が当該構造物全体の変形能力（終局耐力時の変形）に対して十分な余裕を有し、かつ津波防護機能・浸水防止機能を保持するとして設定されていれば、津波の繰り返し作用による直接的な影響は無いものとみなせるが、漏水、二次的影響（砂移動、漂流物等）による累積的</p>	<p>・入力津波の時刻歴波形に基づき、津波の繰り返しの襲来による作用が津波防護機能、浸水防止機能へ及ぼす影響について検討する。</p> <p>【確認状況】</p> <p>(1) 津波荷重の設定、余震荷重の考慮、津波の繰り返し作用の考慮のそれぞれについて、要求事項に適合する方針であることの概要を以下に示す。</p> <p>①津波荷重については、以下の不確かさを考慮している。</p> <p>a) 入力津波が有する数値計算上の不確かさ</p> <p>b) 各施設・設備等の機能損傷モードに対応した荷重の算定過程に介入する不確かさ</p> <p>上記の不確かさの考慮に当たっては、入射津波高さ a_I または最大遡上水深 η_{max} を 1.5 倍することで考慮している。</p> <p>② 基準津波の波源である若狭海丘列付近断層および FO-A ~ FO-B ~ 熊川断層について、その活動に伴い発生する余震による荷重を設定する。入力津波が若狭海丘列付近断層による津波で決まる場合は、弾性設計用地震動 Sd-5_H(NS)、Sd-5_V を余震荷重として津波荷重と組合せる。入力津波が FO-A ~ FO-B ~ 熊川断層で決まる場合は、弾性設計用地震動 Sd-1 を余震荷重として津波荷重と組合せる。</p> <p>上記のとおり、津波の波源となる断層と余震の組合せが 2 ケースあり、入力津波の波源となる断層についての組合せを考慮して検討することとしているが、他方の組合せも必要に応じて検討を行う。</p> <p>③ 津波の繰り返し作用の考慮については、漏水、二次的影響（砂移動等）による累積的な作用又は経時的な変化が考えられる場合は、時刻歴波形に基づいた、安全性を有する検討をしている。具体的には以下のとおり</p>

基準津波及び耐津波設計方針に係る審査ガイド	高浜 3 号炉及び 4 号炉 耐津波設計方針
<p>な作用又は経時的な変化が考えられる場合は、時刻歴波形に基づいた、安全性を有する検討方針であること。</p> <p>5.4.2 漂流物による波及的影響の検討</p> <p>【規制基準における要求事項等】</p> <p>津波防護施設の外側の発電所敷地内及び近傍において建物・構築物、設置物等が破損、倒壊、漂流する可能性について検討すること。上記の検討の結果、漂流物の可能性がある場合には、防潮堤等の津波防護施設、浸水防止設備に波及的影響を及ぼさないよう、漂流防止装置または津波防護施設・設備への影響防止措置を施すこと。</p> <p>【確認内容】</p> <p>(1) 漂流物による波及的影響の検討方針が、要求事項に適合する方針であることを確認する。</p> <p>(2) 設計方針の確認に加え、入力津波に対して津波防護機能が十分保持できる設計がなされることの見通しを得るため、以下の例のような具体的な方</p>	<p>である。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・循環水機器・配管損傷による津波浸水量について、入力津波の時刻歴波形に基づき、津波の繰り返しの襲来を考慮している。 ・基準津波に伴う取水口付近の砂の移動・堆積については、基準津波に伴う砂移動の数値シミュレーションにおいて、津波の繰り返しの襲来を考慮している。 ・基準津波に伴う取水口付近の漂流物については、海水取水トンネル付近の寄せ波および引き波の方向を分析した上で、漂流物の可能性を検討し、海水取水トンネル呑み口が閉塞することはないことを確認している。 <p>5.4.2 漂流物による波及的影響の検討</p> <p>【要求事項等への対応方針】</p> <p>津波防護施設、浸水防止設備の設計及び漂流物に係る措置に当たっては、次に示す方針（津波荷重の設定、余震荷重の考慮、津波の繰り返し作用の考慮）を満足していることを確認する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各施設・設備等の機能損傷モードに対応した荷重（浸水高、波力・波圧等）について、入力津波から十分な余裕を考慮して設定する。 ・サイトの地学的背景を踏まえ、余震の発生の可能性を検討する。 ・余震発生の可能性に応じて余震による荷重と入力津波による荷重との組合せを考慮する。 ・入力津波の時刻歴波形に基づき、津波の繰り返しの襲来による作用が津波防護機能、浸水防止機能へ及ぼす影響について検討する <p>【確認状況】</p> <p>漂流物となる可能性のある施設・設備を抽出するため、発電所周辺約 5km の範囲を、発電所構内については遡上域を網羅的に調査する。設置物につい</p>

基準津波及び耐津波設計方針に係る審査ガイド	高浜 3 号炉及び 4 号炉 耐津波設計方針
<p>針を確認する。</p> <p>① 敷地周辺の遡上解析結果等を踏まえて、敷地周辺の陸域の建物・構築物及び海域の設置物等を網羅的に調査した上で、敷地への津波の襲来経路及び遡上経路並びに津波防護施設の外側の発電所敷地内及び近傍において発生する可能性のある漂流物を特定する方針であること。なお、漂流物の特定に当たっては、地震による損傷が漂流物の発生可能性を高めることを考慮する方針であること。</p> <p>② 漂流防止装置、影響防止装置は、津波による波力、漂流物の衝突による荷重との組合せを適切に考慮して設計する方針であること。</p> <p>5.4.3 津波影響軽減施設・設備の扱い</p> <p>【規制基準における要求事項等】</p> <p>津波防護施設・設備の設計において津波影響軽減施設・設備の効果を期待する場合、津波影響軽減施設・設備は、基準津波に対して津波による影響の軽減機能が保持されるよう設計すること。津波影響軽減施設・設備は、次に示す事項を考慮すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 地震が津波影響軽減機能に及ぼす影響 ・ 漂流物による波及的影響 ・ 機能損傷モードに対応した荷重について十分な余裕を考慮した設定 ・ 余震による荷重と地震による荷重の荷重組合せ ・ 津波の繰り返し襲来による作用が津波影響軽減機能に及ぼす影響 <p>【確認内容】</p> <p>(1) 津波影響軽減施設・設備の効果に期待する場合における当該施設・設備の検討方針が、要求事項に適合する方針であることを確認する。</p>	<p>ては、地震で倒壊する可能性のあるものは倒壊させた上で、浮力計算により漂流するか否かの検討を行った。</p> <p>この結果、発電所構内で漂流する可能性があるものとして、1号及び2号炉放水口側の協力会社事務所等があるが、放水口側防潮堤で防護されるため、取水性への影響はない。また、これらの設置位置及び津波の流向を考慮すると漂流物は取水口へは向かわない。</p> <p>発電所構外で漂流する可能性があるものとして、発電所近傍で航行不能になった漁船が挙げられるが、取水口側は取水路防潮ゲート、放水口側は放水口側防潮堤及び防潮扉により防護する。</p> <p>取水路防潮ゲート及び放水口側防潮堤の設計においては、漂流物として衝突する可能性がある小型漁船を衝突荷重として評価する。</p> <p>5.4.3 津波影響軽減施設・設備の扱い</p> <p>【要求事項等における要求事項等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 津波影響軽減施設としては、取水口のカーテンウォールがあり、基準津波に対して津波による影響の軽減機能が保持されるよう設計する。津波影響軽減施設は次に示す事項を考慮する。 <ol style="list-style-type: none"> ① 基準地震動 Ss が津波影響軽減機能に及ぼす影響 ② 漂流物の衝突力 ③ 機能損傷モードに対応した荷重について十分な余裕 ④ 余震による荷重と地震による荷重の荷重組合せ ⑤ 津波の繰り返し襲来による作用が津波影響軽減機能に及ぼす影響 <p>【確認状況】</p> <p>(1) 津波影響軽減施設の設計においては、以下の通り、常時荷重、津波荷重、地震荷重、余震荷重、漂流物荷重を適切に組合せて設計を行う。</p> <p>また、設計に当たっては、漂流物による荷重及び自然現象との組合せを</p>

基準津波及び耐津波設計方針に係る審査ガイド	高浜 3 号炉及び 4 号炉 耐津波設計方針
<p>Ⅲ . 附則</p> <p>この規定は、平 2 5 年 7 月 8 日より施行する。</p>	<p>適切に考慮する。</p> <p>① 荷重の組合せ</p> <p>常時荷重＋津波荷重</p> <p>常時荷重＋地震荷重</p> <p>常時荷重＋津波荷重＋余震荷重</p> <p>常時荷重＋津波荷重＋漂流物荷重</p> <p>② 荷重の設定</p> <p>津波影響軽減施設の設計において考慮する荷重は以下のように設定する。</p> <p>a) 常時荷重 : 自重を考慮する。</p> <p>b) 地震荷重 : 基準地震動 S_s を考慮する。</p> <p>c) 津波荷重 : 取水口カーテンウォールについては「取水口前面」での入力津波をもとに考慮する。津波波力は、「港湾の施設の技術上の基準・同解説」（以下、「港湾基準」という。）により設定する。</p> <p>d) 余震荷重 : 水平方向に弾性設計用地震動 $S_d-5_H(NS)$ を考慮し、鉛直方向に弾性設計用地震動 S_d-5_V を考慮する。</p> <p>e) 漂流物荷重 : 漂流物として総トン数 10t 級（排水トン数 30t）の小型漁船を考慮し、「道路橋示方書（Ⅰ 共通編・Ⅳ 下部構造編）・同解説」に基づき設定する。</p> <p>③ 許容限界</p> <p>津波影響軽減施設に対する機能保持限界として、地震後、津波後の再使用性や、津波の繰り返し作用を想定し、当該構造物全体の変形能力に対して十分な余裕を有するよう、構成する部材が弾性域内に収まることを基本として、津波影響軽減機能を維持していることを確認する。</p>

基準津波及び耐津波設計方針に係る審査ガイド	高浜 3 号炉及び 4 号炉 耐津波設計方針
<p>本ガイドに記載されている手法等以外の手法等であっても、その妥当性が適切に示された場合には、その手法等を用いることは妨げない。また、本ガイドは、今後の新たな知見と経験の蓄積に応じて、それらを適切に反映するよう見直していくものとする。</p>	

補足資料 2.

津波防護対策の設備の位置づけについて

高浜発電所については、津波防護施設、浸水防止設備、津波影響軽減施設といった津波防護対策を実施している（図-1,2 参照）。

ここでは、これらの津波防護対策が、どの分類に位置づけられるかについて、各分類の定義や目的を踏まえて整理した（表-1,2 参照）。

高浜発電所は、襲来の虞のある津波に対し、敷地が比較的低い特徴を有する。よって、取水路からの津波の影響に対する外郭防護については、防潮堤・貯水堰などのハード対策の場合、安全上重要な施設である海水ポンプの停止を長期間要するなど、プラントへの影響が大きい。このため、取水路の防潮ゲートを活用した津波防護を設計方針の基本に据えている。

具体的には、防潮ゲートの運用を前提に、以下の2とおりの防護設計を検討する。

- ① 外郭防護内に津波を浸入させないことでドライサイトを達成する。
- ② 外郭防護内に津波が浸入するが、敷地・取水性への影響を及ぼさないことを担保（必要に応じゲート閉止により担保）する。

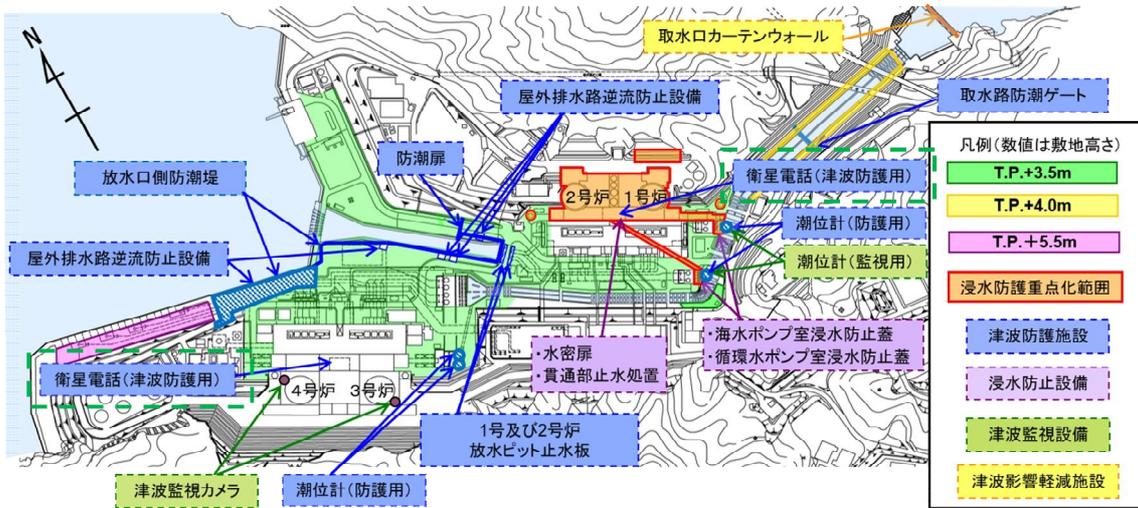


図-1 高浜発電所1号炉及び2号炉における津波防護対策の概要

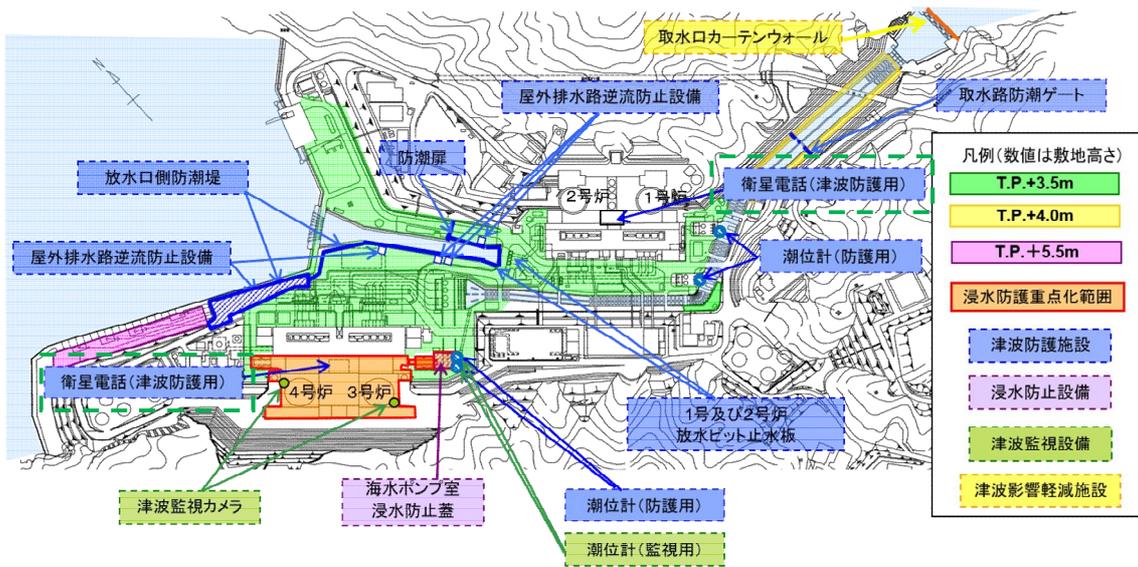


図-2 高浜発電所3号炉及び4号炉における津波防護対策の概要

表-1 各津波防護対策の分類整理（高浜発電所1号炉及び2号炉）

分類	定義	施設・設備	目的	取水路防潮ゲート		防潮堤 防潮扉	屋外排水路 逆流防止設備	1号及び 2号炉 放水ピット 止水板	海水ポンプ室 浸水防止蓋	循環水 ポンプ室 浸水防止蓋	水密扉	貫通部 止水処置	取水口 カーテン ウォール
				潮位計（防護用） 衛星電話（津波 防護用）									
津波防護施設	外郭防護、内郭防護及び水位変動に伴う取水性低下による重要な安全機能への影響防止を行う土木、建築構造物※1	・防潮堤（既存地山による自然堤防を含む）※1 ・防潮壁※1	・敷地内に、津波を浸水及び漏水させない（外郭防護）※1	○ 敷地内に津波を浸水させない、海水ポンプの取水性への影響を防止する土木構造物（外郭防護1）	○ 敷地内に津波を浸水させない、海水ポンプの取水性への影響を防止する土木構造物の機能を保持するための機器（外殻防護1）	○ 敷地内に津波を浸水させない土木構造物（外郭防護1）	○ 敷地内に津波を浸水させない土木構造物（外郭防護1）	○ 敷地内に津波を浸水させない土木構造物（外郭防護1）	× 該当しない	× 該当しない	× 該当しない	× 該当しない	× 該当しない
		・建屋等の内壁や床（建屋間境界壁を含む）※1	・浸水防護重点化範囲内に、地下水や内部溢水を浸水させない（内郭防護）※1	× 該当しない	× 該当しない	× 該当しない	× 該当しない	× 該当しない	× 該当しない	× 該当しない	× 該当しない	× 該当しない	× 該当しない
浸水防止設備	外郭防護及び内郭防護を行う機器・配管等の設備※1	・防潮堤・防潮壁に取りつけた水密扉等、止水処理を施したハッチ等、止水処理を施した開口部等、その他浸水防止に係る設備※1	・敷地内に、津波を浸水及び漏水させない（外郭防護）※1	× 該当しない	× 該当しない	× 該当しない	× 該当しない	× 該当しない	○ 海水ポンプエリア床面に設置された機器（外郭防護）	○ 循環水ポンプ室床面に設置された機器（外郭防護）	× 該当しない	× 該当しない	× 該当しない
		・建屋等の壁や床に取りつけた水密扉や止水処理を施したハッチ等、止水処理を施した開口部等、その他浸水防止に係る設備※1	・浸水防護重点化範囲内に、津波や内部溢水及び地下水を浸水させない（内郭防護）※1	× 該当しない	× 該当しない	× 該当しない	× 該当しない	× 該当しない	× 該当しない	× 該当しない	○ 循環水管損傷による津波や溢水からの浸水を防護するために建屋壁に設置された扉（内郭防護）	○ 循環水管損傷による津波や溢水からの浸水を防護するために建屋壁に設置されたその他浸水防止に係る設備（内郭防護）	× 該当しない
津波影響軽減施設	津波防護施設、浸水防止設備への波力による影響を軽減する効果が期待される施設・設備※2	・敷地前面の港湾内又は港湾外の海中に設置しているもの（防波堤、離岸堤、潜堤、人工リーフ等）※3	・基準津波に対して津波による影響を軽減する※3	× 該当しない	× 該当しない	× 該当しない	× 該当しない	× 該当しない	× 該当しない	× 該当しない	× 該当しない	× 該当しない	○ 取水路防潮ゲート前面の取水口に設置された施設
		・敷地前面の陸上（津波防護施設、浸水防止設備の外側）に設置しているもの（消波工、根固工）※3		× 該当しない	× 該当しない	× 該当しない	× 該当しない	× 該当しない	× 該当しない	× 該当しない	× 該当しない	× 該当しない	× 該当しない

※1 耐津波設計に係る工認審査ガイド P26「3.8 津波防護施設、浸水防止設備、津波監視設備の分類」より抜粋

※2 基準津波及び耐津波設計方針に係る審査ガイド P21「耐津波設計に係る審査において、対象となる施設・設備の意味及び例」より抜粋

※3 耐津波設計に係る工認審査ガイド P24「3.7.2 津波影響軽減施設・設備の扱い」より抜粋

※4 耐津波設計に係る工認審査ガイド P22「3.7.1 漂流物による波及的影響の検討」を参考

表-2 各津波防護対策の分類整理（高浜発電所3号炉及び4号炉）

分類	定義	施設・設備	目的	取水路防潮ゲート		防潮堤、防潮扉	屋外排水路 逆流防止設備	1号及び2号炉放水ピ ット止水板	海水ポンプ室 浸水防止蓋	取水口 カーテンウォール
				潮位計（防護用） 衛星電話（津波防護 用）						
津波防護施設	外郭防護及び内郭防護を行う土木、建築構造物※ ¹	・防潮堤（既存地山による自然堤防を含む）※ ¹ ・防潮壁※ ¹	・敷地内に、津波を浸水及び漏水させない（外郭防護）※ ¹	○ 敷地内に津波を浸水させない土木構造物（外郭防護1）	○ 敷地内に津波を浸水させない土木構造物の機能を保持するための機器（外郭防護1）	○ 敷地内に津波を浸水させない土木構造物（外郭防護1）	○ 敷地内に津波を浸水させない土木構造物（外郭防護1）	○ 敷地内に津波を浸水させない土木構造物（外郭防護1）	× 該当しない	× 該当しない
		・建屋等の内壁や床（建屋間境界壁を含む）※ ¹	・浸水防護重点化範囲内に、地下水や内部溢水を浸水させない（内郭防護）※ ¹	× 該当しない	× 該当しない	× 該当しない	× 該当しない	× 該当しない	× 該当しない	× 該当しない
浸水防止設備	外郭防護及び内郭防護を行う機器・配管等の設備※ ¹	・防潮堤・防潮壁に取りつけた水密扉等、止水処理を施したハッチ等、止水処理を施した開口部等、その他浸水防止に係る設備※ ¹	・敷地内に、津波を浸水及び漏水させない（外郭防護）※ ¹	× 該当しない	× 該当しない	× 該当しない	× 該当しない	× 該当しない	○ 海水ポンプ床面に設置された機器（外郭防護2）	× 該当しない
		・建屋等の壁や床に取りつけた水密扉や止水処理を施したハッチ等、止水処理を施した開口部等、その他浸水防止に係る設備※ ¹	・浸水防護重点化範囲内に、津波や内部溢水及び地下水を浸水させない（内郭防護）※ ¹	× 該当しない	× 該当しない	× 該当しない	× 該当しない	× 該当しない	○ 海水ポンプ床面に設置された機器（内郭防護）	× 該当しない
津波影響軽減施設	津波防護施設、浸水防止設備への波力による影響を軽減する効果が期待される施設・設備※ ²	・敷地前面の港湾内又は港湾外の海中に設置しているもの（防波堤、離岸堤、潜堤、人工リーフ等）※ ³	・基準津波に対して津波による影響を軽減する※ ³	× 該当しない	× 該当しない	× 該当しない	× 該当しない	× 該当しない	× 該当しない	○ 取水口防潮ゲート前面の取水口に設置された施設
		・敷地前面の陸上（津波防護施設、浸水防止設備の外側）に設置しているもの（消波工、根固工）※ ³		× 該当しない	× 該当しない	× 該当しない	× 該当しない	× 該当しない	× 該当しない	× 該当しない

※1 耐津波設計に係る工認審査ガイド P26「3.8 津波防護施設、浸水防止設備、津波監視設備の分類」より抜粋

※2 基準津波及び耐津波設計方針に係る審査ガイド P21「耐津波設計に係る審査において、対象となる施設・設備の意味及び例」より抜粋

※3 耐津波設計に係る工認審査ガイド P24「3.7.2 津波影響軽減施設・設備の扱い」より抜粋

※4 耐津波設計に係る工認審査ガイド P22「3.7.1 漂流物による波及的影響の検討」を参考編-別添1-420

補足資料 3.

海水ポンプ軸受の浮遊砂耐性について

1号炉及び2号炉

1. 海水ポンプ軸受の浮遊砂耐性について

海水ポンプからの取水時に、海水中に含まれる浮遊砂が軸受潤滑水として混入する可能性があるが、図-1に示すとおり、異物逃がし溝（上部及び中間、下部軸受：4.0mm、吸込みベル部軸受：約5.0mm）での連続排出により、海水ポンプの取水機能は維持できる設計となっている。これまでの運転実績においても、浮遊砂混入による軸受損傷トラブルは発生していないが、発電所周辺の細かな砂粒径約0.3mm程度のものが軸受に混入した場合の軸受耐性について評価する。

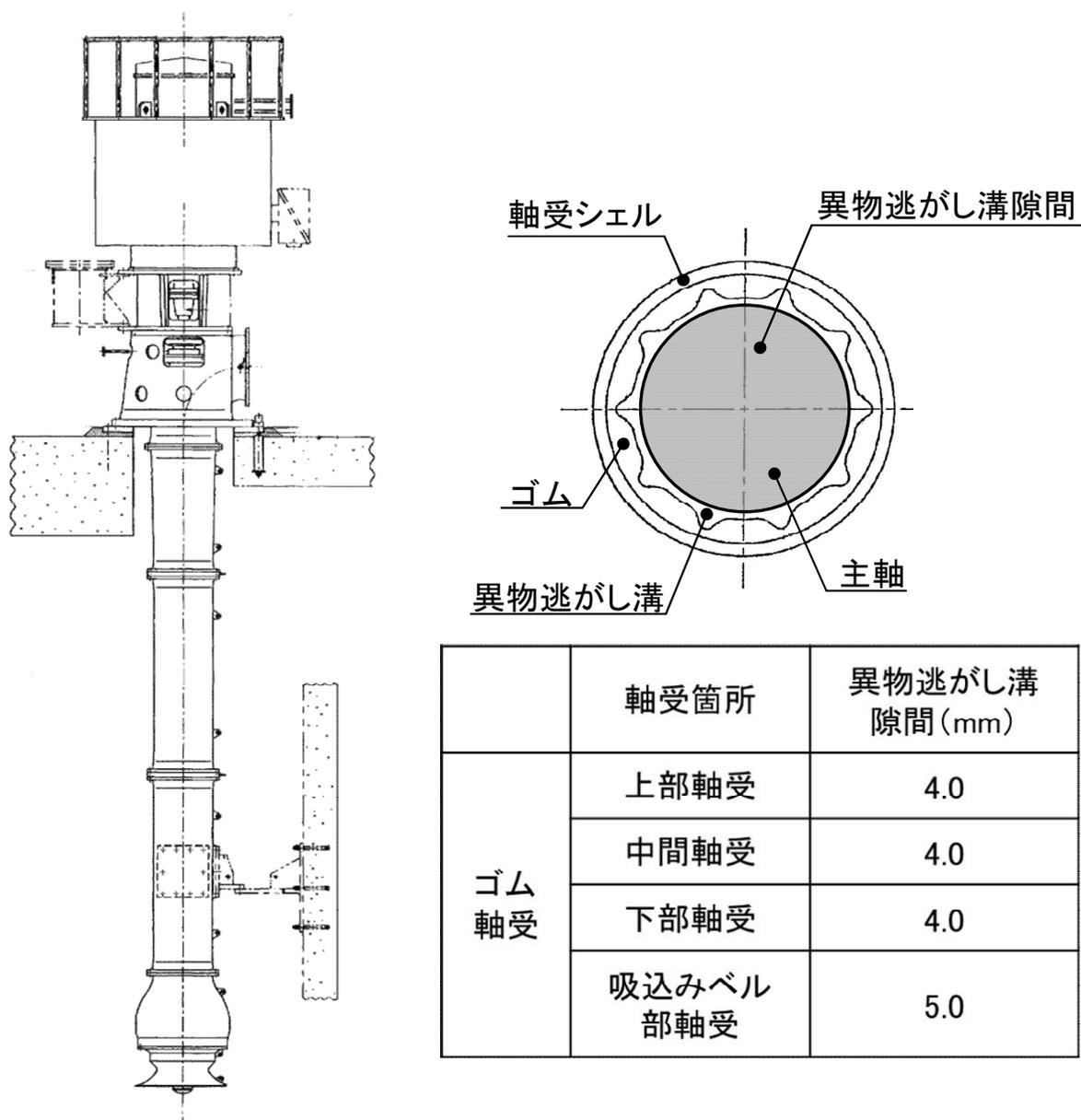


図-1 海水ポンプ軸受構造図

(1) メーカーにおける軸受摩耗試験結果

実機海水ポンプを模擬し、浮遊砂濃度 (4×10^{-3} , 2×10^{-2} wt%) 連続注入時における運転試験を実施して、軸受の摩耗量を測定した。表-1 に試験条件、図-2 に海水ポンプ軸受摩耗試験装置を示す。

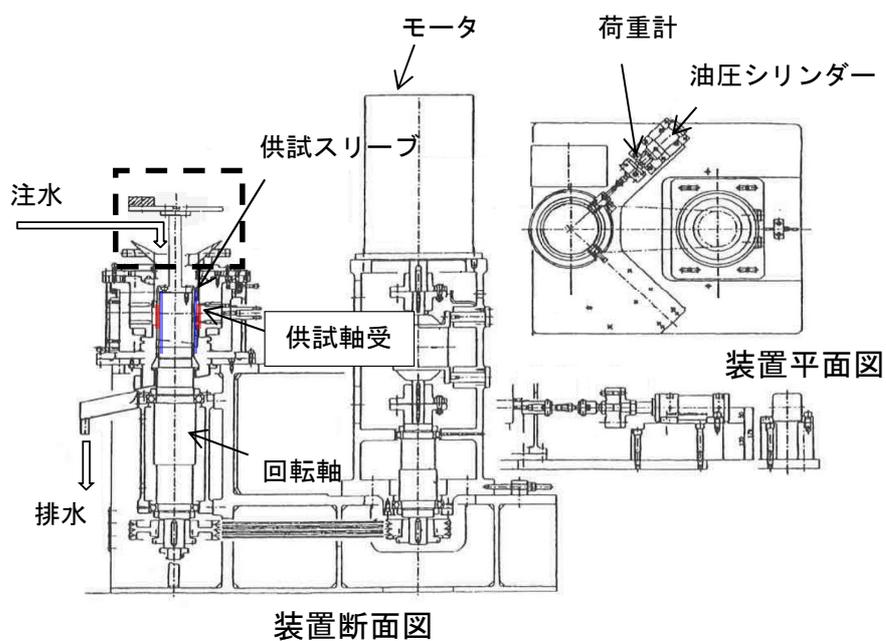


図-2 海水ポンプ軸受摩耗試験装置

この摩耗量の測定結果を用いて比摩耗量 K_f を評価し、①の寿命評価式を用いて評価した結果、浮遊砂濃度 2×10^{-2} wt% の場合のゴム軸受の寿命時間は約 6200 時間となる。計算条件を表-2 に示す。

軸受寿命評価式（機械工学便覧参照）

$$T_1 = \frac{\sigma}{PVK_1}$$

K_1 : 浮遊砂濃度 2×10^{-2} % 時の比摩耗量 [mm²/kgf]
 σ : 許容摩耗量 [mm]
 P : 軸受面圧 [kgf/mm²]
 V : 周速 [mm/s]
 T_1 : 浮遊砂濃度 2×10^{-2} % 時の寿命時間 [s]

表-1 海水ポンプ軸受摩耗試験条件 [浮遊砂濃度 4×10^{-3} , 2×10^{-2} wt%]

項目	試験条件
回転数 [rpm]	716
面圧 [MPa]	0.05
砂粒径 [mm]	0.3
軸受材料	ゴム軸受

表-2 海水ポンプ軸受寿命評価条件 [浮遊砂濃度 2×10^{-2} wt%]

--

一点鎖線の範囲は機密に係る事項ですので、公開することはできません。

(2) 基準津波時の砂移動評価結果からの寿命評価

基準津波時における砂移動評価結果から海水ポンプ室前の浮遊砂濃度は、 $2.5 \times 10^{-1} \text{wt}\%$ となる（別紙）。前項のメーカー試験の比摩耗量とこの結果を用いて津波時の浮遊砂濃度 $2.5 \times 10^{-1} \text{wt}\%$ における比摩耗量を評価する。

比摩耗量の②式は、公開文献「立軸ポンプ用セラミックス軸受に関する研究」から引用している。この公開文献では、200~3000ppmのスラリー濃度の軸受摩耗量を測定しており、比摩耗量とスラリー濃度との間には相関関係があると結論づけられており、この知見を参考とした。

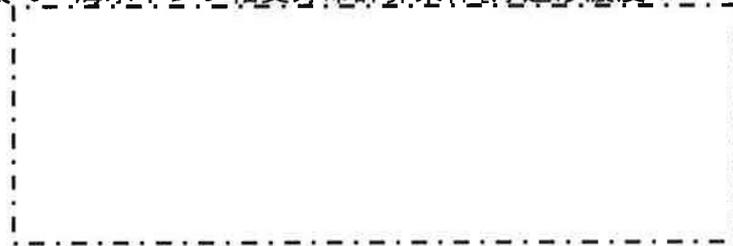
$$\frac{\omega}{\omega_0} = \left(\frac{C_\omega}{C_0} \right)^{0.9} \dots \textcircled{2}$$

$\omega_0 (K_1)$: 200ppmにおける比摩耗量
 $\omega (K_2)$: 種々のスラリー濃度における比摩耗量
 C_0, C_ω : スラリー濃度

比摩耗量を計算した結果を図-3に示す。この結果から寿命評価をした結果、運転可能時間はゴム軸受:約580時間となる。計算条件を表-3に示す。

以上より、海水ポンプ軸受は津波時の浮遊砂に対して十分な耐性がある。

表-3 海水ポンプ軸受寿命計算条件[浮遊砂濃度 $2.5 \times 10^{-1} \text{wt}\%$]



一点鎖線の範囲は機密に係る事項ですので、公開することはできません。

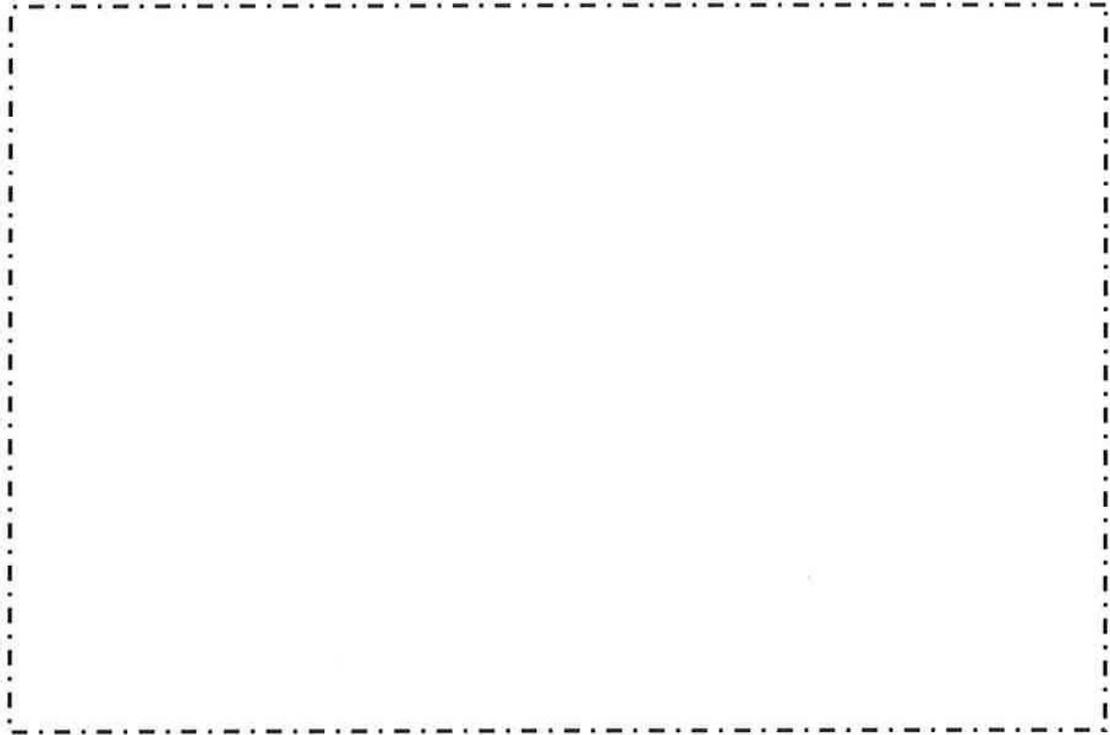


図-3 海水ポンプ軸受比摩耗量評価結果

出典：立軸ポンプ用セラミックス軸受に関する研究、湧川ほか
(日本機械学会論文集 (B 編) 53 巻 491 号 (昭 62-7)、pp. 2094-2098 に追記

(3) 評価結果

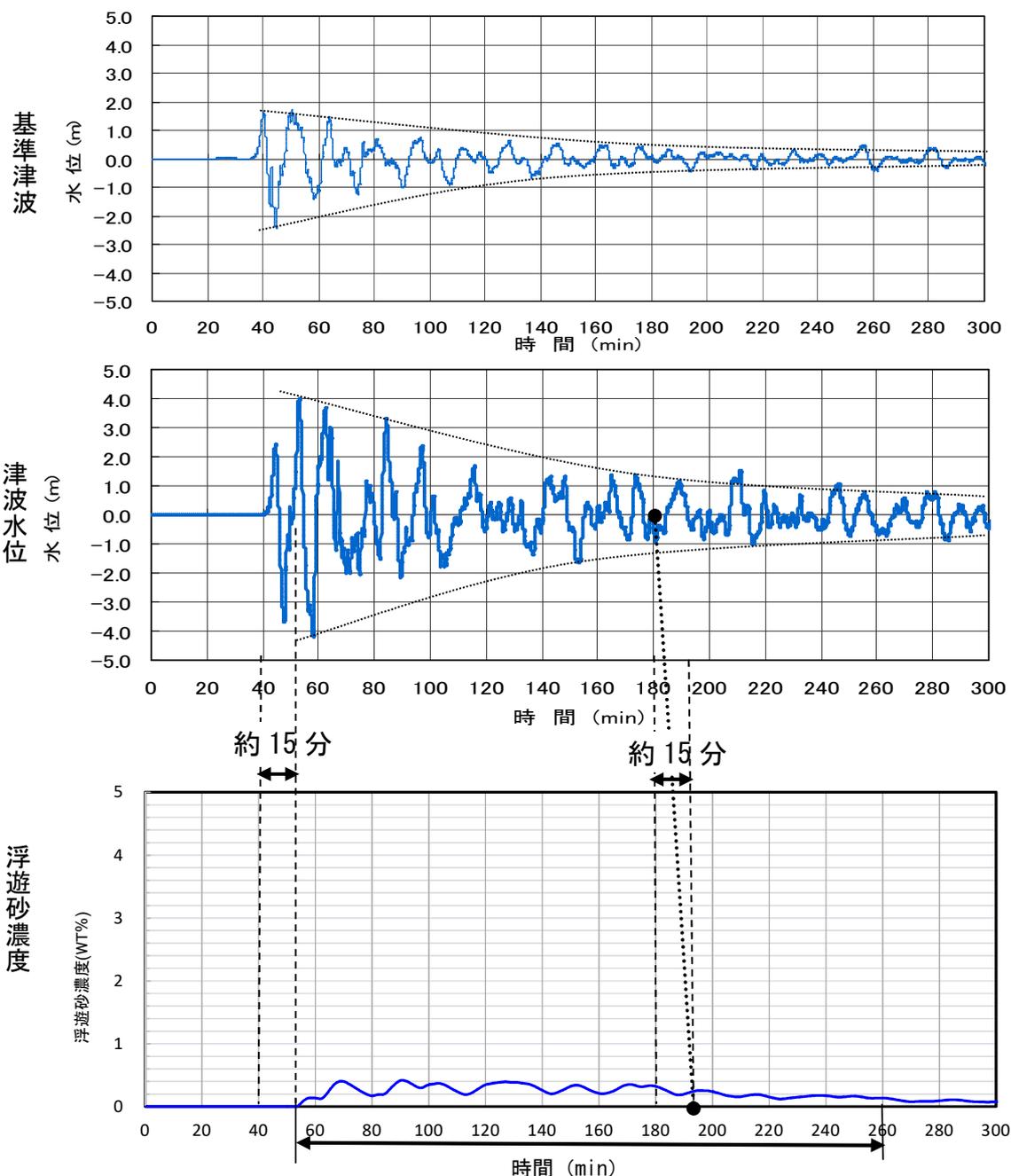
津波襲来時に海水ポンプ軸受部に細かな砂が混入したとしても海水ポンプ軸受耐性は十分にあり、取水性に問題がないと評価する。また、万一、運転中の海水ポンプ軸受に問題が生じたとしても、待機ポンプを保有していることから、待機ポンプを起動し、機能を継続することが出来る。

一点鎖線の範囲は機密に係る事項ですので、公開することはできません。

海水ポンプ室砂濃度について

基準津波の水位波形および津波評価での取水口における津波水位波形並びに浮遊砂濃度評価での海水ポンプ室における浮遊砂濃度を以下に示す。

津波水位の変化が現れる時間と、砂移動に伴い海水ポンプ室の浮遊砂濃度に変化が現れる時間では約 15 分の時間差がある。基準津波および取水口における津波水位変化は、ほぼ 180 分で津波が収束傾向を示していることから、砂移動評価においては津波水位評価 180 分にこの時間差約 15 分を加え、更に砂濃度の減少傾向を加味し、55 分から 260 分までの砂平均濃度を用いることとする。



「基準津波 1（若狭海丘列付近断層と隠岐トラフ海底地すべり（エリアB））高橋ほか（1999）の手法による海水ポンプ室評価結果」

3号炉及び4号炉

1. 海水ポンプ軸受の浮遊砂耐性について

海水ポンプからの取水時に、海水中に含まれる浮遊砂が軸受潤滑水として混入する可能性があるが、図-1 に示すとおり、異物逃がし溝（ゴム軸受：約 5.5mm、テフロン軸受：約 4.2mm）での連続排出により、海水ポンプの取水機能は維持できる設計となっている。これまでの運転実績においても、浮遊砂混入による軸受損傷トラブルは発生していないが、発電所周辺の細かな砂粒径約 0.3mm 程度のものが軸受に混入した場合の軸受耐性について評価する。

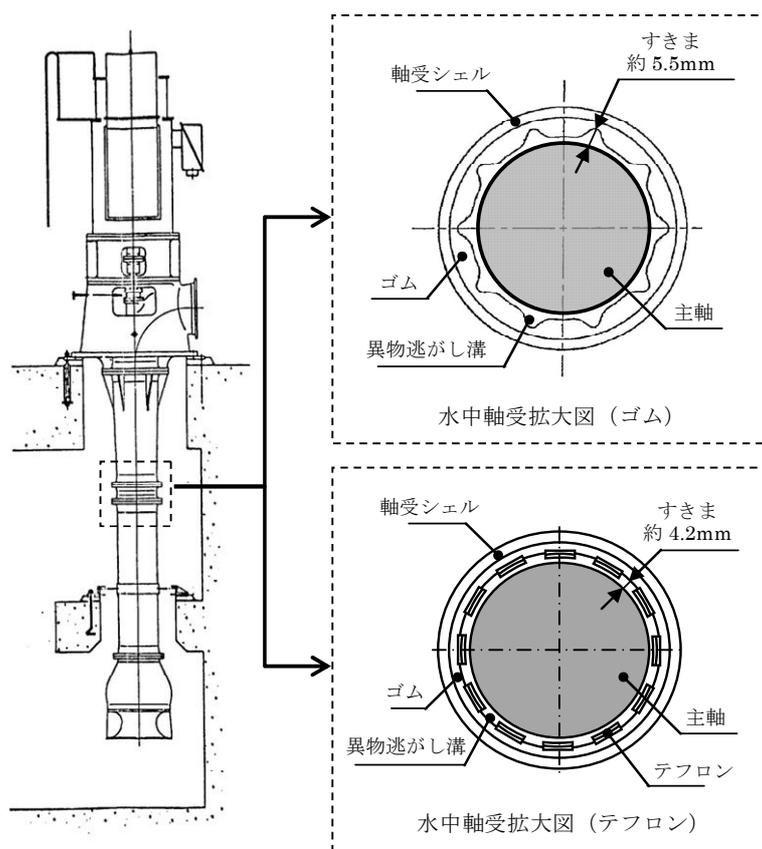


図-1 海水ポンプ軸受構造図

(1) メーカーにおける軸受摩耗試験結果

実機海水ポンプを模擬し、浮遊砂濃度 (4×10^{-3} , 2×10^{-2} wt%) 連続注入時における運転試験を実施して、軸受の摩耗量を測定した。表-1 に試験条件、図-2 に海水ポンプ軸受摩耗試験装置を示す。

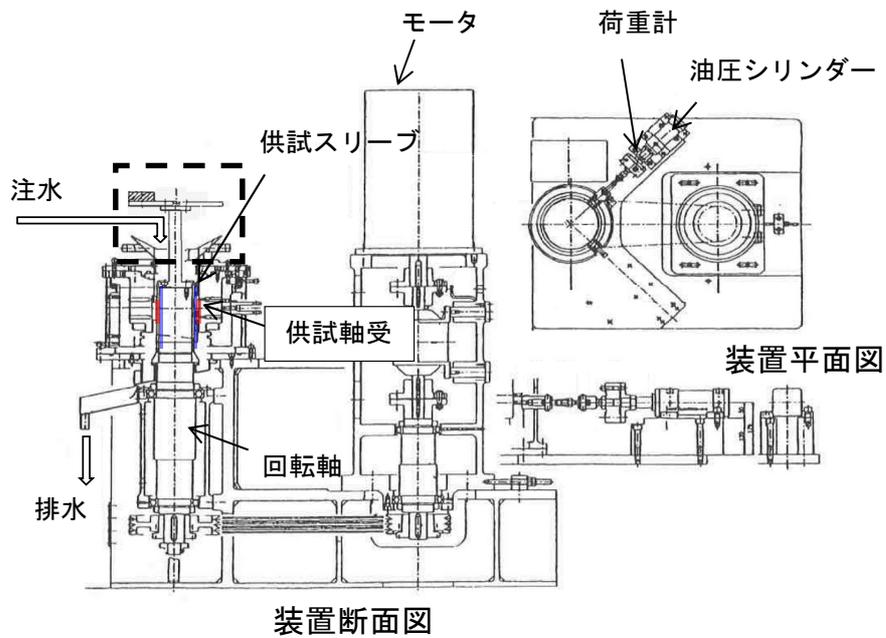


図-2 海水ポンプ軸受摩耗試験装置

この摩耗量の測定結果を用いて比摩耗量 K_1 を評価し、①の寿命評価式を用いて評価した結果、浮遊砂濃度 2×10^{-2} wt% の場合のゴム軸受の寿命時間は約 6200 時間、テフロン軸受の寿命時間は約 3000 時間となる。計算条件を表-2 に示す。

軸受寿命評価式（機械工学便覧参照）

$$T_1 = \frac{\sigma}{PVK_1} \quad \dots \textcircled{1}$$

K_1 : 浮遊砂濃度 2×10^{-2} % 時の比摩耗量 [mm²/kgf]
 σ : 許容摩耗量 [mm]
 P : 軸受面圧 [kgf/mm²]
 V : 周速 [mm/s]
 T_1 : 浮遊砂濃度 2×10^{-2} % 時の寿命時間 [s]

表-1 海水ポンプ軸受摩耗試験条件[浮遊砂濃度 4×10^{-3} , 2×10^{-2} wt%]

項目	試験条件
回転数 [rpm]	716
面圧 [MPa]	0.05
砂粒径 [mm]	0.3
軸受材料	ゴム軸受 テフロン軸受

表-2 海水ポンプ軸受寿命評価条件[浮遊砂濃度 2×10^{-2} wt%]

--

一点鎖線の範囲は機密に係る事項ですので、公開することはできません。

(2) 基準津波時の砂移動評価結果からの寿命評価

基準津波時における砂移動評価結果から海水ポンプ室前の浮遊砂濃度は、 1.3×10^{-1} wt%となる（別紙）。前項のメーカー試験の比摩耗量とこの結果を用いて津波時の浮遊砂濃度 1.3×10^{-1} wt%における比摩耗量を評価する。

比摩耗量の②式は、公開文献「立軸ポンプ用セラミックス軸受に関する研究」から引用している。この公開文献では、200～3000ppmのスラリー濃度の軸受摩耗量を測定しており、比摩耗量とスラリー濃度との間には相関関係があると結論づけられており、この知見を参考とした。

$$\frac{\omega}{\omega_0} = \left(\frac{C_\omega}{C_0} \right)^{0.9} \dots \textcircled{2}$$

ω_0 (K_1) : 200ppmにおける比摩耗量

ω (K_2) : 種々のスラリー濃度における比摩耗量

C_0 、 C_ω : スラリー濃度

比摩耗量を計算した結果を図-3 に示す。この結果から寿命評価をした結果、運転可能時間はゴム軸受:約 1150 時間、テフロン軸受:約 560 時間となる。計算条件を表-3 に示す。

以上より、海水ポンプ軸受は津波時の浮遊砂に対して十分な耐性がある。

表-3_ 海水ポンプ軸受寿命計算条件[浮遊砂濃度 1.3×10^{-1} wt%]



一点鎖線の範囲は機密に係る事項ですので、公開することはできません。



図-3 海水ポンプ軸受比摩耗量評価結果

出典：立軸ポンプ用セラミックス軸受に関する研究、湧川ほか
(日本機械学会論文集 (B 編) 53 巻 491 号 (昭 62-7)、pp. 2094-2098 に追記

(3) 評価結果

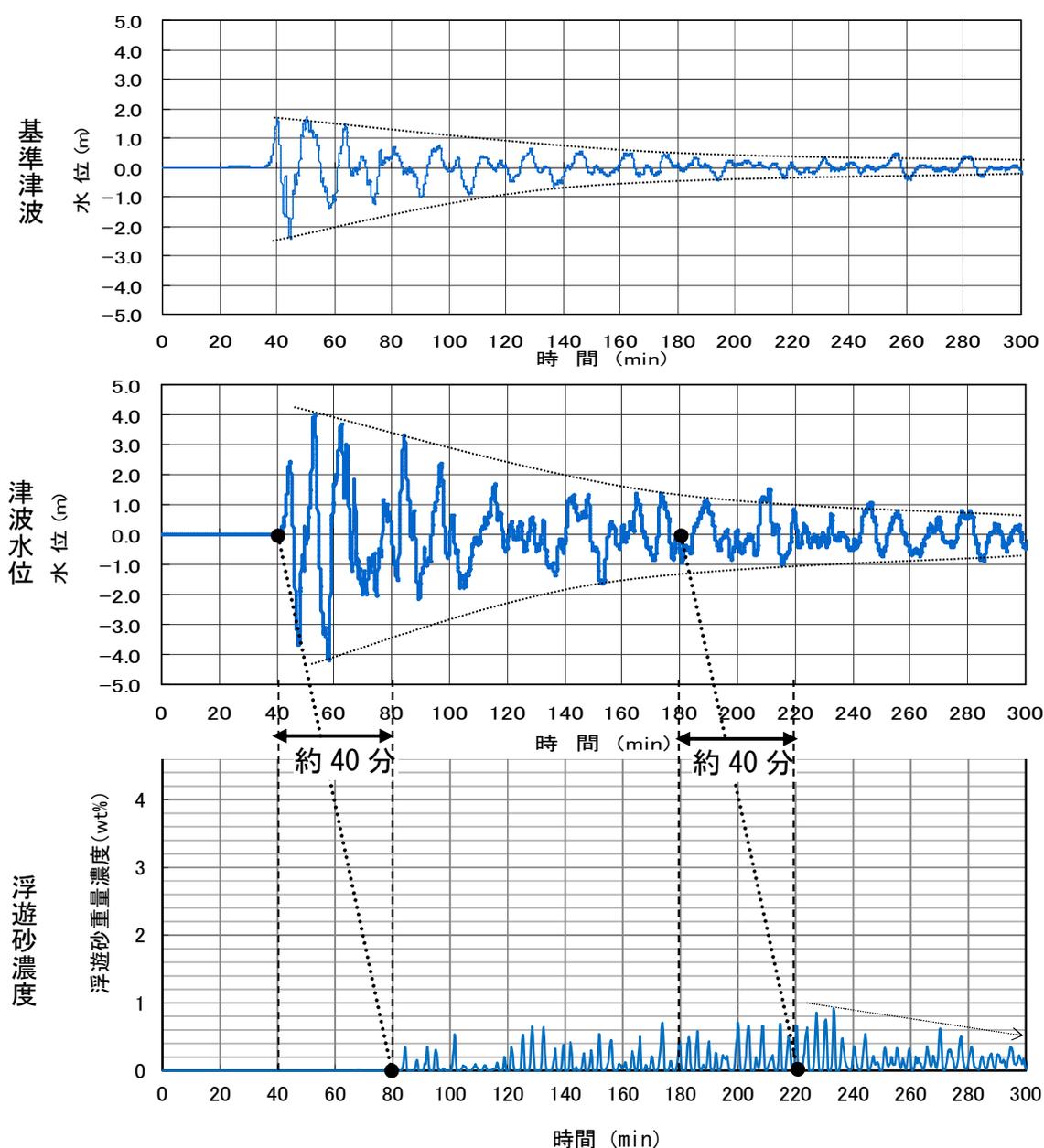
津波襲来時に海水ポンプ軸受部に細かな砂が混入したとしても海水ポンプ軸受耐性は十分にあり、取水性に問題がないと評価する。また、万一、運転中の海水ポンプ軸受に問題が生じたとしても、待機 2 台 (定格流量 100%×2 台) を保有していることから、待機ポンプを起動し、機能を継続することが出来る。

一点鎖線の範囲は機密に係る事項ですので、公開することはできません。

海水ポンプ室砂濃度について

基準津波の水位波形および津波評価での取水口における津波水位波形並びに浮遊砂濃度評価での海水ポンプ室における浮遊砂濃度を以下に示す。

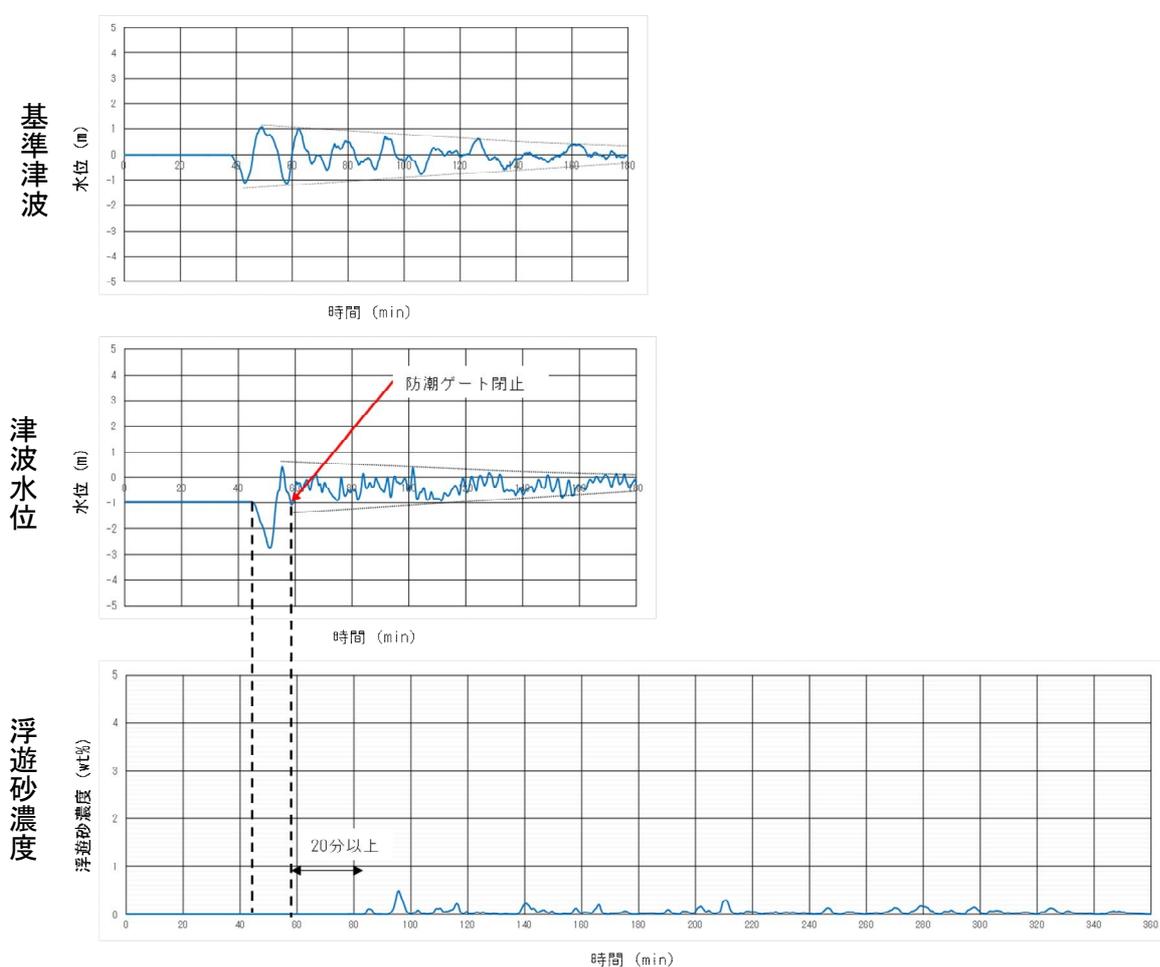
津波水位の変化が現れる時間と、砂移動に伴い海水ポンプ室の浮遊砂濃度に変化が現れる時間では約 40 分の時間差がある。基準津波および取水口における津波水位変化は、ほぼ 180 分で津波が収束傾向を示していることから、砂移動評価においては津波水位評価 180 分にこの時間差約 40 分を加え、更に 220 分以降の砂濃度の減少傾向を加味し、80 分から 260 分までの砂平均濃度を用いることとする。



「基準津波 1 (若狭海丘列付近断層と隠岐トラフ海底地すべり (エリア B))
高橋ほか (1999) の手法による海水ポンプ室評価結果」

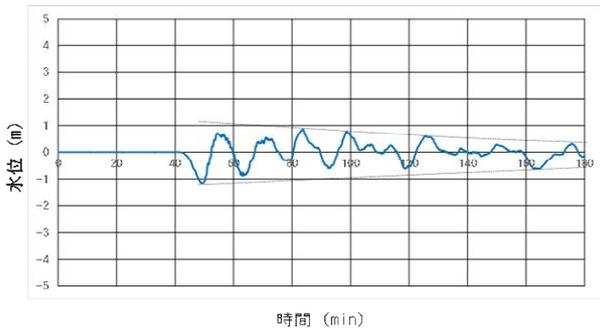
(参考) 基準津波 3 及び基準津波 4 による浮遊砂濃度について

基準津波 3 及び基準津波 4 について津波水位の変化が現れる時間と、砂移動に伴い海水ポンプ室の浮遊砂濃度に変化が現れる時間を比較したところ、浮遊砂濃度の変化は取水路防潮ゲートが閉止してから 20 分以上時間が経過している。また、浮遊砂の濃度についても基準津波 1 の半分程度となっていることから、浮遊砂濃度の評価について基準津波 1 による値を用いることは妥当であると判断できる。

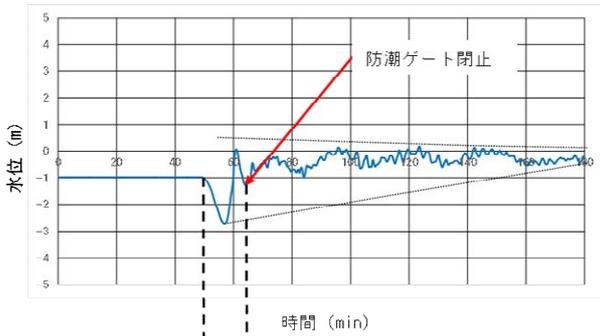


参考図 1 基準津波 3 (隠岐トラフ海底地すべり (エリア B))
高橋ほか (1999) の手法による海水ポンプ室評価結果

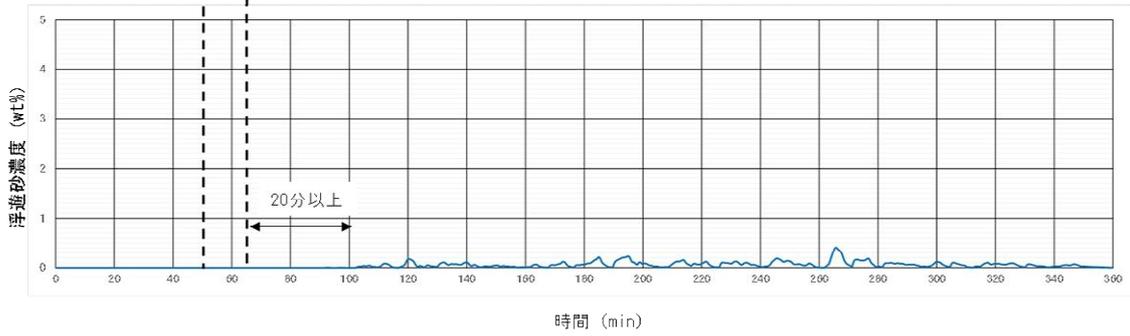
基準津波



津波水位



浮遊砂濃度



参考図2 基準津波4 (隠岐トラフ海底地すべり (エリアC))
高橋ほか (1999) の手法による海水ポンプ室評価結果

燃料等輸送船の係留索の耐力について
(高浜発電所 津波警報等^等が発表されない
可能性がある津波に対する評価)

1. 概要

燃料等輸送船（以下、「輸送船」という。）は、津波警報等発表時、原則、緊急退避を行うが、輸送船が荷役中の場合は退避準備に 20 分間を要するため、その間は緊急退避できない可能性がある。このため、この 20 分間に襲来する早期襲来津波に対して輸送船への影響評価を実施している。また、津波警報等が発表されない可能性がある津波（海底地すべり津波）が発生した場合は、より安全性を高めるため、輸送船は緊急退避する運用としており、発電所構外において津波と想定される潮位の変動を観測した場合は 1 号及び 2 号炉中央制御室並びに 3 号及び 4 号炉中央制御室の当直課長からの周知（ページング）を受け緊急退避を行うが、前述と同様に輸送船が荷役中の場合は緊急退避できない可能性があることや発電所構外の観測潮位の欠測時には退避しない運用としていることから津波連絡後 20 分以降に到達する津波も含む津波全体を対象として輸送船への影響評価を行い、係留状態が維持できることを確認する。

係留索については、船舶の大きさから一定の算式によって計算される数値（艀装数）に応じた仕様（強度、本数）を有するものを備えることが、日本海事協会（NK）の鋼船規則において定められている。

今回、輸送船が備えている係留索の係留力および海底地すべり単独による津波の流圧力について石油会社国際海事評議会 OCIMF（Oil Companies International Maritime Forum）の手法を用いて算出し、係留索の耐力評価を行う。

2. 海底地すべり津波の評価

（1）輸送船、係留索、係船柱

輸送船、係留索、係船柱の仕様を表-1に、配置を図-1に示す。

表-1 輸送船、係留索、係船柱の仕様

項目		仕様
輸送船	総トン数	約 5,000[トン]
	載貨重量トン	約 3,000[トン]
	喫水	約 5[m]
	全長	100.0[m]（垂線間長：94.4[m]）
	型幅	16.5[m]
	形状	（図 1 参照）
係留索	直径	60[mm]（ノミナル値）
	素材種別	Polyethylene Rope Grade 1
	破断荷重	279[kN（キロニュートン）]=28.5[tonf]
	係船機ブレーキ力	28.5[tonf]×0.7≒20.0[tonf]
係船柱	形状	（図 1 参照）
	ビット数、位置	（図 1 参照）
	係留状態	（図 1 参照）
	強度	50[t]

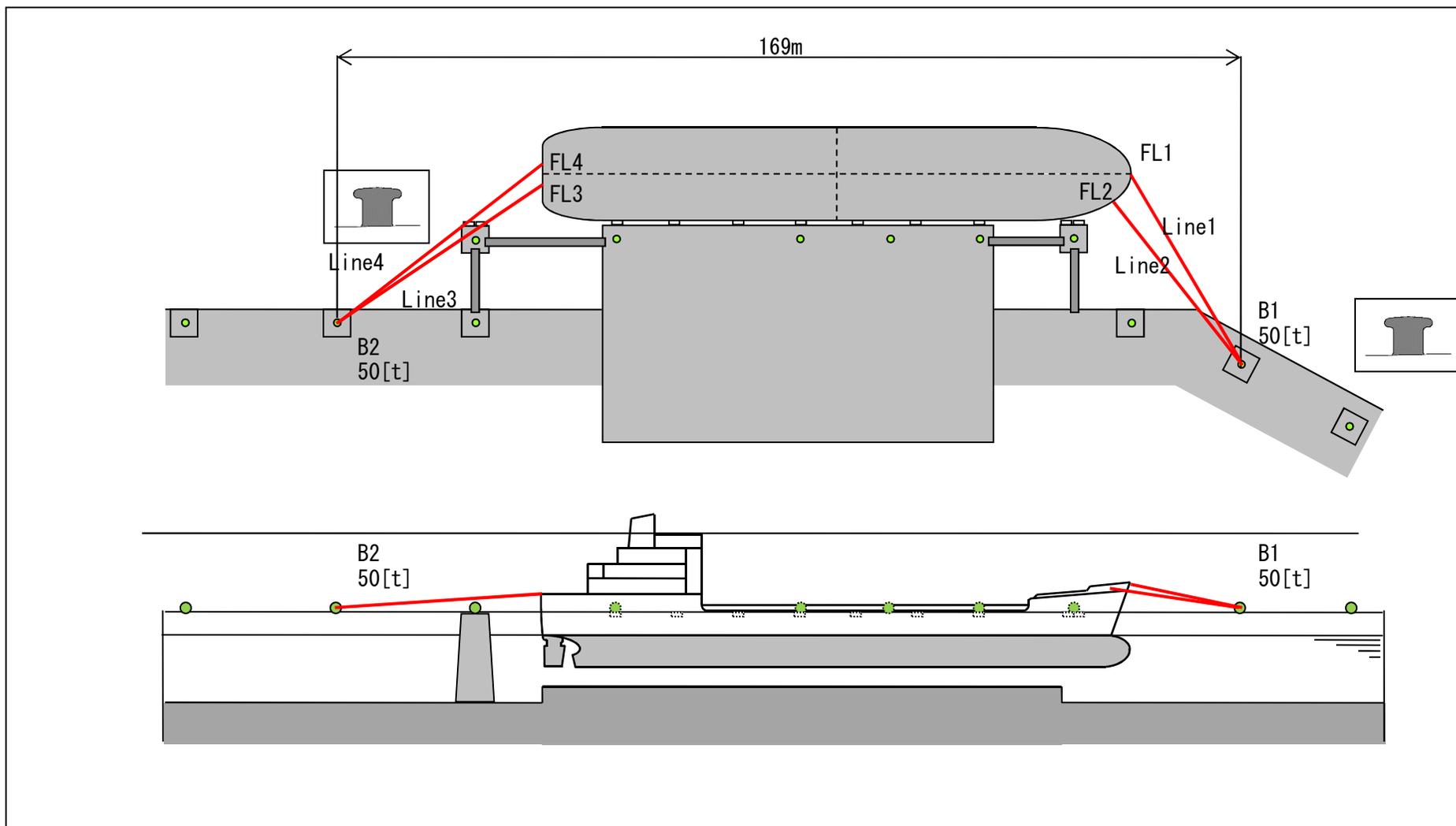


図-1 輸送船、係留索、係船柱の配置※イメージ

※接岸時は通常、6本程度以上で係留する。この評価においては、保守的に行うことを目的に鋼船規則上の最低本数（4本）を仮定。

(2) 各波源モデルによる津波流速

表-2に各波源モデルによる最大流速を示す。この中から、最大流速となる波源モデルを選定し、その最大流速により評価を実施する。

【選定結果】

① 最大流速（水位上昇側）：1.1[m/s]

評価に使用する最大流速（水位上昇側）は表-2のとおり、①エリアB Kinematicモデルの水位上昇側から、流速1.1[m/s]を選定する。

なお、1.1[m/s]は、計算値1.05[m/s]を保守的に切上げた値である。

(参考)

エリアB Kinematicモデルの水位下降側においても最大流速1.1[m/s]となっているが、詳細は1.01[m/s]を保守的に切上げた値である。

表-2 各波源モデルによる最大流速

表中の水位単位はT.P.(m)、流速単位は(m/s)

波源モデル			水位上昇		水位下降	
			放水口 前面		放水口 前面	
			最高水位	最大流速	最低水位	最大流速
地震 以外に 起因する 津波	エリアA	Watts他の予測式	0.6	0.1	-0.1	0.1
		Kinematicモデル による方法	1.6	0.4	-0.7	0.4
	エリアB	Watts他の予測式	1.9	0.4	-1.6	0.4
		Kinematicモデル による方法	3.7	1.1	-5.4	1.1
	エリアC	Watts他の予測式	1.1	0.4	-0.8	0.4
		Kinematicモデル による方法	3.7	0.7	-4.0	0.7

(3) 最大流速の波源モデルによる波形

図-2に最大流速の波源モデルによる津波の流速を示す。

また、図-3に津波流向（イメージ）を示す。

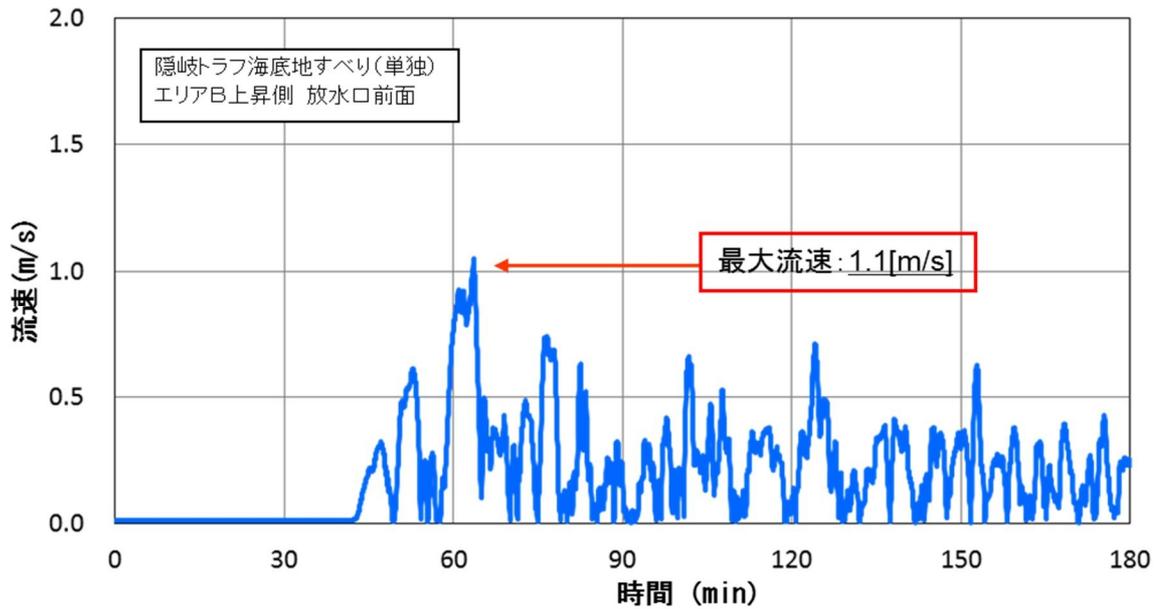


図-2 ①エリアB Kinematic モデル上昇側の流速－放水口前面－

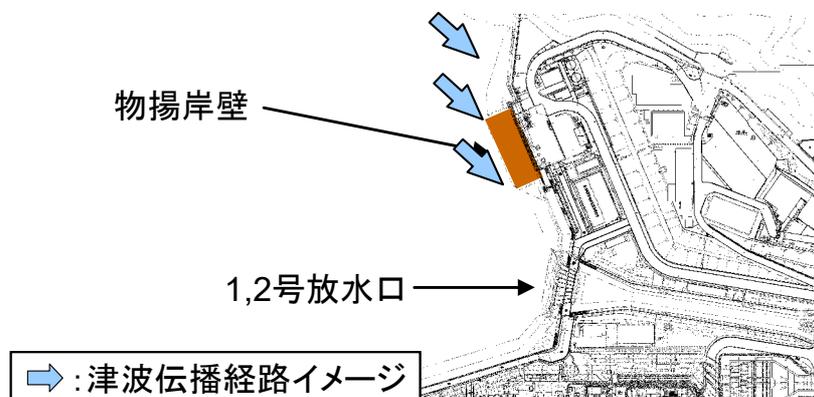
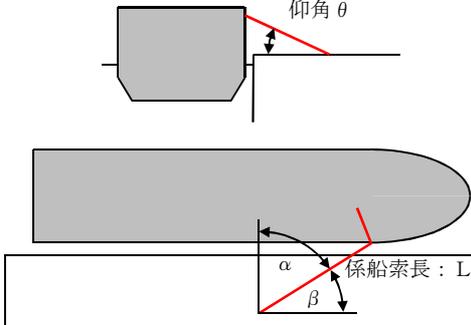


図-3 津波流向（イメージ）

(4) 係留力

係留力の計算方法を表-3に、計算結果を表-4、図-4、5に示す。

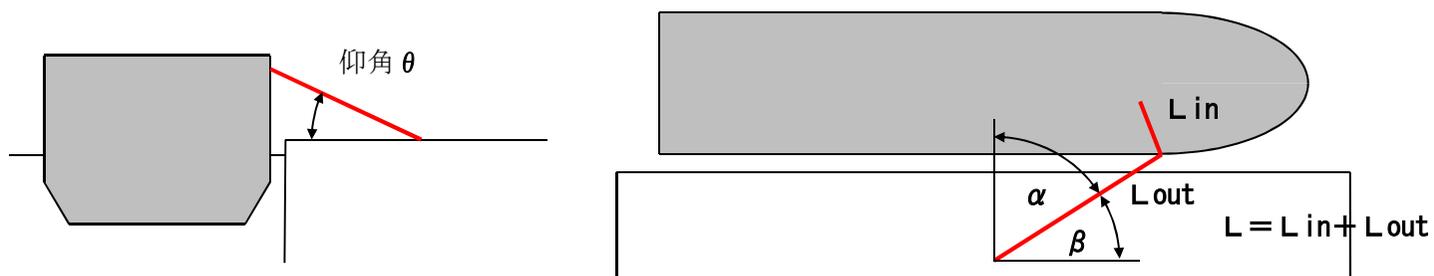
表-3 係留力の計算方法

<p>【各索の係留力計算式】</p> $R_x = T \times \left(\frac{\cos^2 \beta \times \cos^2 \theta}{L} \right) \times \left(\frac{L_c}{\cos \beta_c \times \cos \theta_c} \right)$	
<p> R_x : 前後係留力 [tonf] (前方は添字 f、後方は添字 a) T : 係留索 1 本に掛けることができる最大張力 [tonf] β : 係留索水平角 (岸壁平行線となす角度) [deg] θ : 係留索の仰角 [deg] L : 係留索の長さ (船外+船内) [m] β_c : 各グループ*で最も負荷の大きい係留索の係留索水平角 (岸壁平行線となす角度) [deg] θ_c : 各グループ*で最も負荷の大きい係留索の仰角 [deg] L_c : 各グループ*で最も負荷の大きい係留索の長さ (船外+船内) [m] ※係留索の機能別グループ (前方係留力または後方係留力) </p>	

(出典：係留設備に関する指針 OCIMF 刊行)

表-4 係留力 (図-1) の計算結果

フェアリーダ	索種類		ビット	係船索長さ[m]		係留角[deg]		索張力 T [tonf]	係留力 前後 [tonf]	Bitt Performance [tonf]		
				船外		θ	β			Bitt Load	合計	係船柱強度
FL1	Line1	ヘッド ライン	B1	36.7		14.2	-61.7	20.0	-5.98	16.92	Σ 36.92	50
FL2	Line2		B1	34.6		15.1	-53.5	20.0	-11.49	20.0		
									-17.47			
FL3	Line3	スタン ライン	B2	41.9		11.2	31.3	20.0	16.76	20.0	Σ 39.60	50
FL4	Line4		B2	44.4		10.6	36.4	20.0	14.37	19.60		
									31.13			
									前後(+) 計			
									31.13			
									前後(-) 計			
									-17.47			



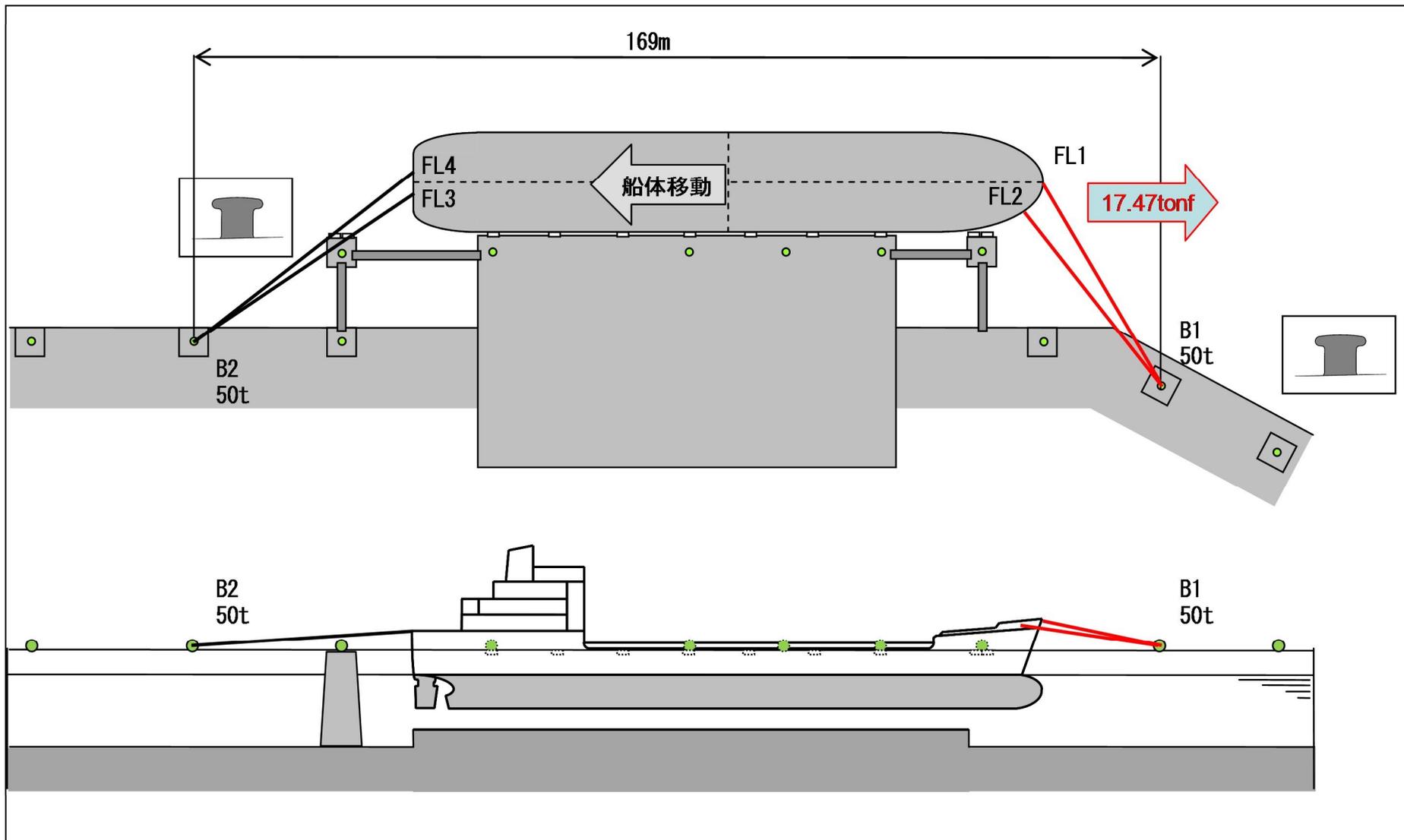


図-4 船尾方向への移動に対する船首方向係留力